

芦屋市
人権に関する市民意識調査
報 告 書

令和 7 年 3 月
芦 屋 市

目次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査方法	1
3. 回収状況	1
4. 報告書の留意点・見方	2
第2章 調査結果	3
1. 回答者の属性	3
2. 人権全般に関することからについて	4
3. 女性の人権について	35
4. こどもの人権について	41
5. 高齢者の人権について	48
6. 障がいのある人の人権について	55
7. 同和問題(部落差別)について	62
8. 外国人の人権について	74
9. 情報化などに伴う人権侵害について	80
10. LGBTQ などの性的少数者の人権について	89
11. ハンセン病患者・回復者及び家族の人権について	99
12. 働く人の人権について	104
13. 人権問題に関する啓発活動について	107
14. 人権問題についての自由意見	115
第3章 調査結果のまとめ	116
資料	122
1. 調査票	122

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

人権に関する市民の意識を把握し、「第5次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」の策定のための基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

2. 調査方法

- ・調査地域：芦屋市全域
- ・調査対象：満16歳以上の市民2,500人(外国人住民50人を含む)
- ・抽出方法：令和6年8月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収(お礼状兼督促状1回配布)またはインターネット回答
(依頼に応じてルビ付き版、英語版の調査票を配付)
- ・調査期間：令和6年9月2日から令和6年9月27日まで

3. 回収状況

配布数 (A)	不到達数 (B)	有効回収数※ (C)	有効回収率 (C/(A-B))
2,500(件)	3(件)	1,105(件)	44.3%

※有効回収数のうち、インターネットによるもの413件、調査票によるもの692件(インターネット回答率37.4%)。

過去の調査との回収状況の比較

	配布数	不到達数	有効回収数	有効回収率
令和元年度調査	2,500(件)	7(件)	983(件)	39.4%
平成26年度調査	2,500(件)	8(件)	1,218(件)	48.9%

4. 報告書の留意点・見方

- ・図表中の(n)とは、集計対象者実数(あるいは該当対象者実数)をさしています。
- ・図表の数値(%)は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。そのため、単数回答を含めた設問でも、比率の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答を含めた設問は、比率の合計が100%を超えます。
- ・無記入及び回答の読み取りが著しく困難な場合のほか、回答を1つだけ求めている設問に対して2つ以上回答していた場合は「不明・無回答」として処理を行いました。
- ・集計結果の表記にあたり、今回行いました「芦屋市人権に関する市民意識調査」は本調査と表記しています。また、報告書の中で他調査と比較を行っており、それらの調査の詳細は以下の通りです。

<他調査の詳細>

令和元年度調査	「人権についての市民意識調査報告書」	
	発行	芦屋市
	調査期間	令和元年8月28日～9月20日
	調査方法	郵送による配布 郵送またはインターネットによる回収
平成26年度調査	「人権についての市民意識調査報告書」	
	発行	芦屋市
	調査期間	平成26年9月4日～9月16日
	調査方法	郵送による配布・回収
令和5年度県調査	「人権に関する県民意識調査結果報告書」	
	発行	兵庫県
	調査期間	令和5年9月8日～9月30日
	調査方法	郵送による配布 郵送またはインターネットによる回収
令和4年度国調査	「人権擁護に関する世論調査」	
	発行	内閣府
	調査期間	令和4年8月4日～9月11日
	調査方法	郵送による配布 郵送またはインターネットによる回収

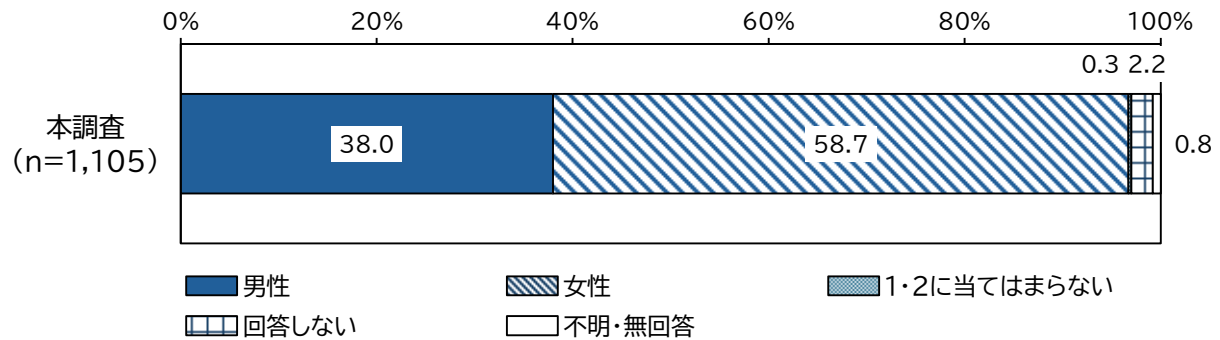
- ・クロス表内において、**上位1位**、**上位2位**、**上位3位**には色付けをしています。
- ・性別や年齢別などのクロス集計では、各クロス項目の「不明・無回答」を表記していないため、「全体」の回答数とクロス項目の回答数の合計は一致しません。
- ・回答割合を過去の調査や、国・県と比較する場合、5.0ポイント以上の差がみられたものについて記述しています。
- ・クロス集計による分析では、集計対象者実数が10件未満の項目については、ほかの項目と回答割合に大きな差がある選択肢であっても、本文中でふれていません。

第2章 調査結果

1. 回答者の属性

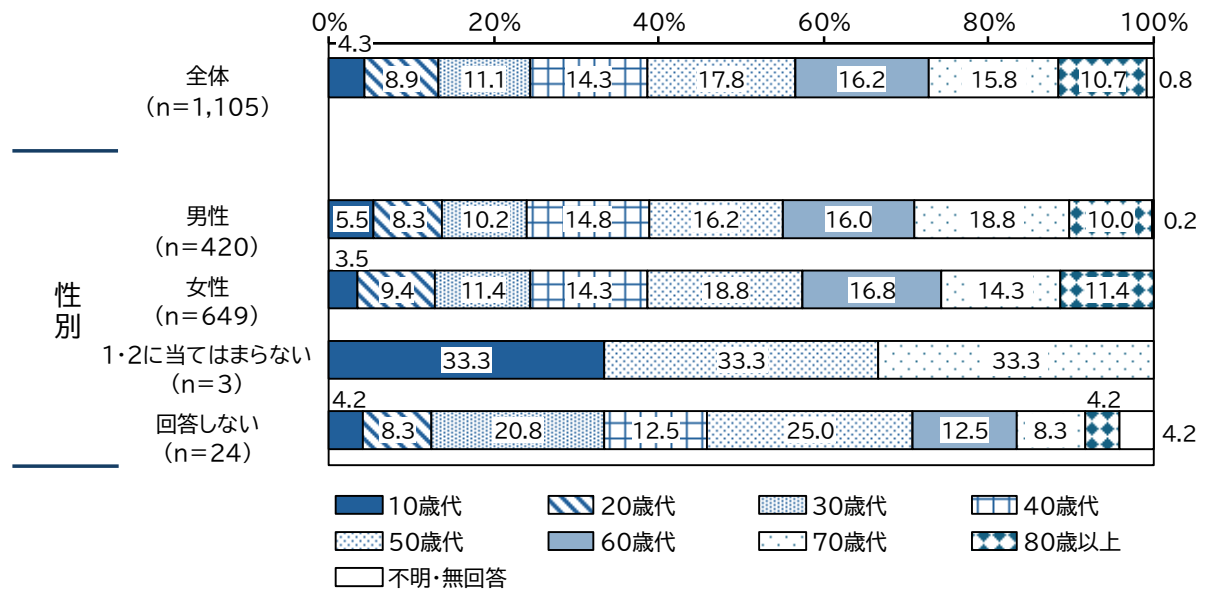
F1	あなたの性別は。
----	----------

図表 F1 性別



F2	あなたの年齢は。(令和6年9月1日現在)
----	----------------------

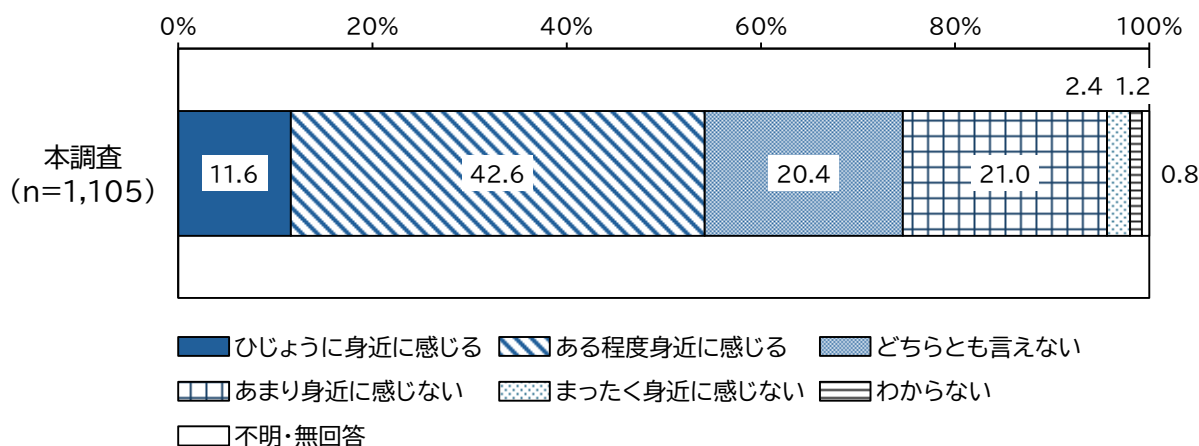
図表 F2 年齢



2. 人権全般に関することからについて

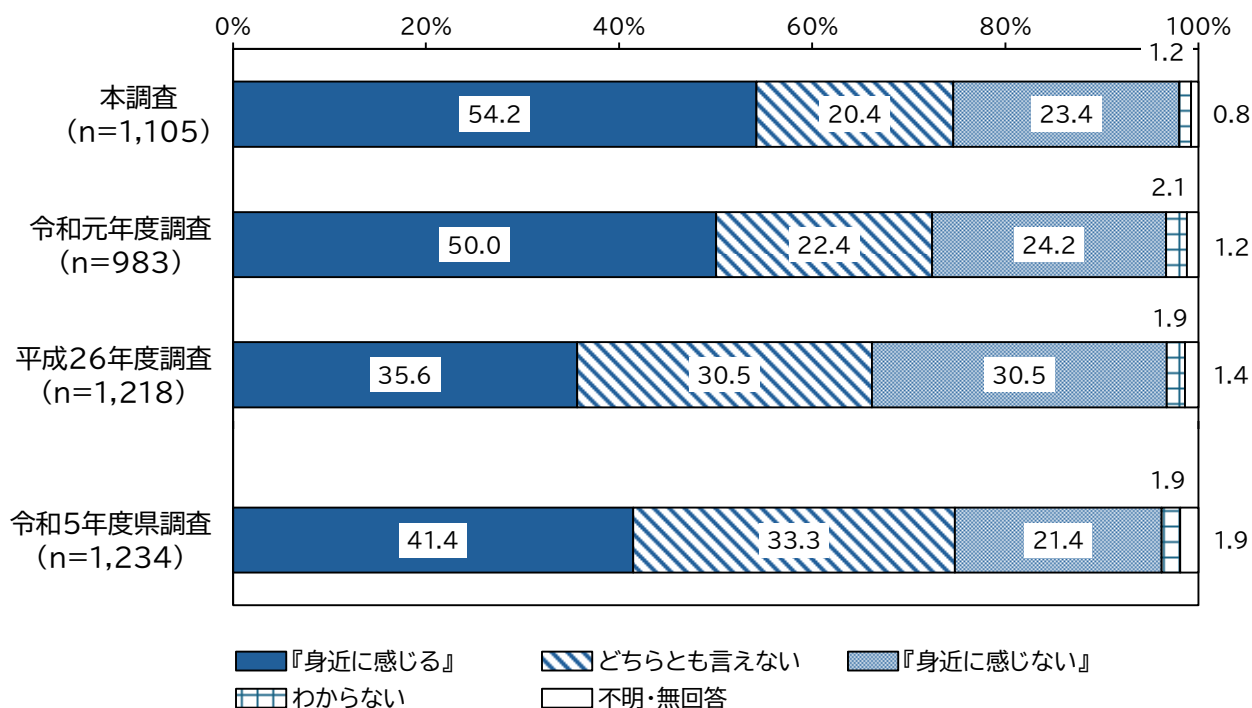
問1	あなたは、「人権」ということを、どの程度身近に感じていますか。(○は1つだけ)
----	---

図表 1-1 人権を身近に感じる程度



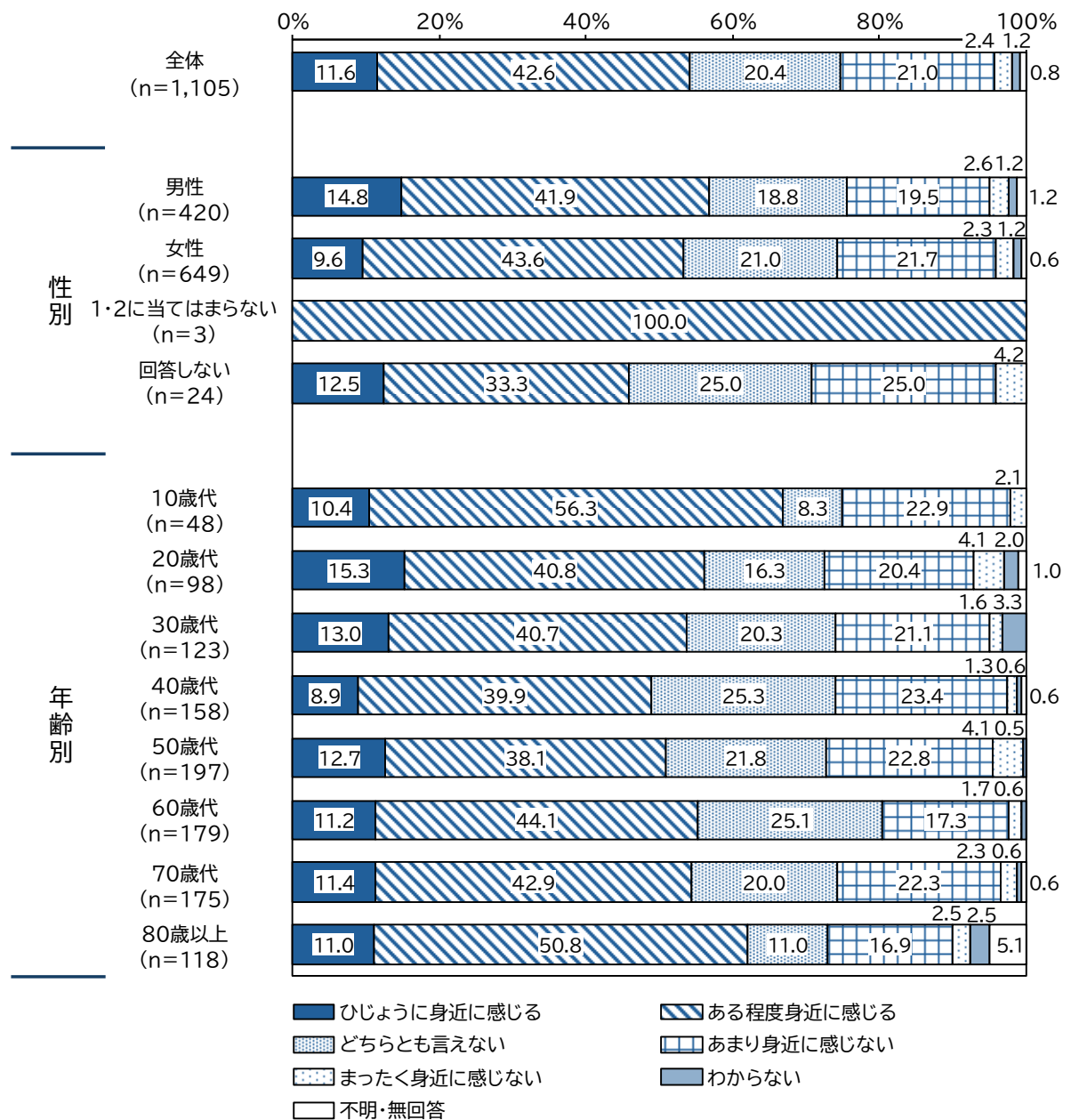
人権を身近に感じる程度について、「ある程度身近に感じる」が42.6%で最も高く、次いで「あまり身近に感じない」が21.0%、「どちらとも言えない」が20.4%となっています。

図表 1-2 人権を身近に感じる程度 他調査との比較



令和元年度調査と比較すると、『身近に感じる』(「ひじょうに身近に感じる」と「ある程度身近に感じる」の合計)では、本調査が54.2%で、平成26年度調査から増加傾向にあり、また令和5年度県調査(41.4%)と比較すると、12.8ポイント高くなっています。

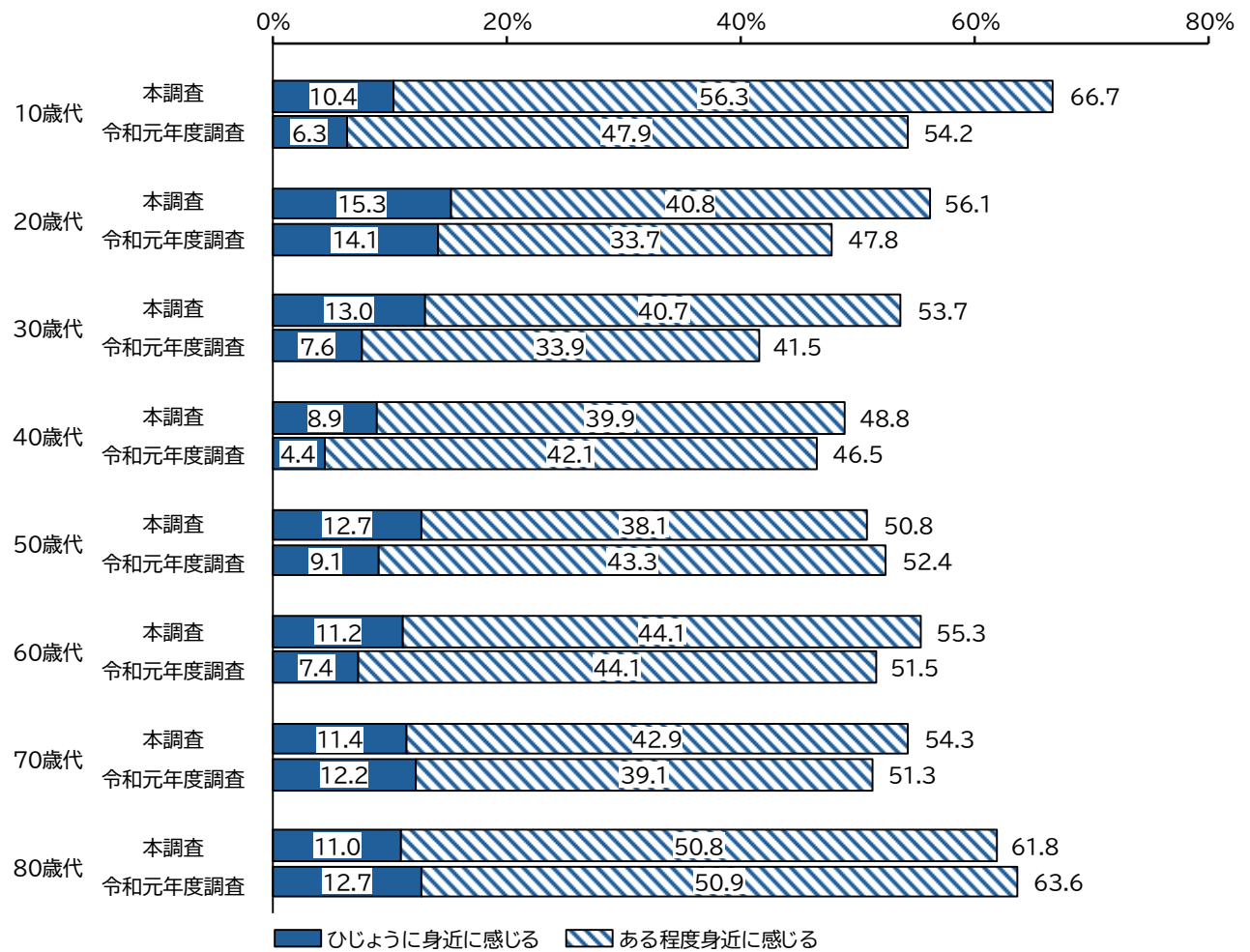
図表 1-3 人権を身近に感じる程度 性別・年齢別



性別でみると、『身近に感じる』では、男性が56.7%、女性が53.2%となっています。

年齢別でみると、『身近に感じる』では、10歳代が66.7%で最も高く、40歳代が48.8%で最も低くなっており、差が17.9ポイントとなっています。また、すべての年代において「ある程度身近に感じる」が最も高くなっています。

図表 1-4 人権を身近に感じる程度 年齢別経年比較

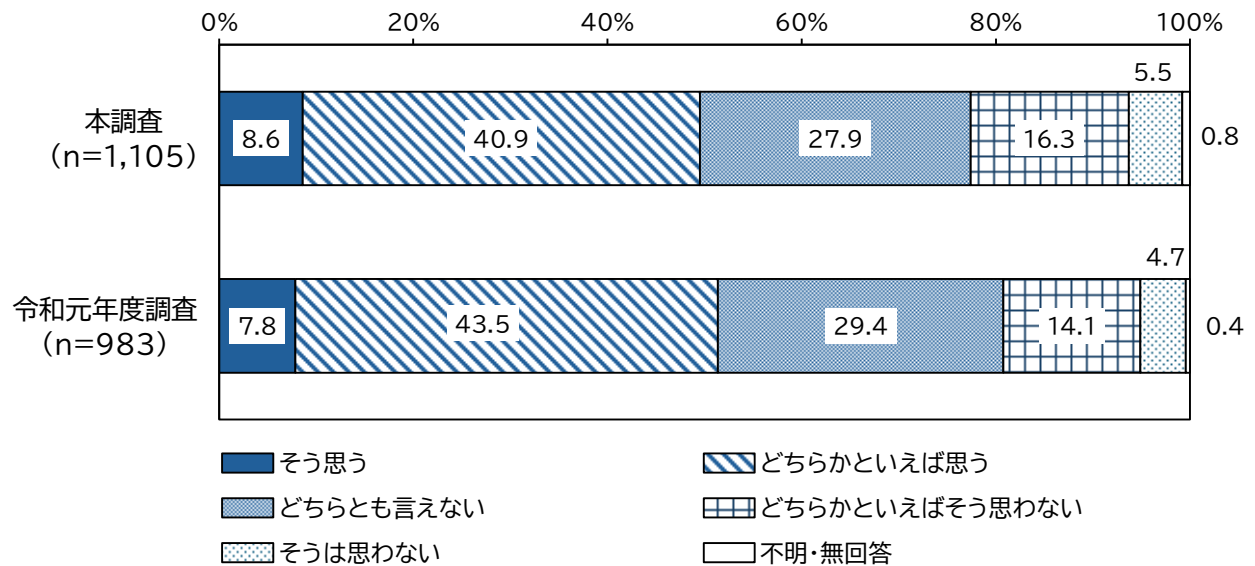


人権を『身近に感じる』かを年齢別に令和元年度調査と比較すると、10歳代から30歳代までが令和元年度調査より5ポイント以上増加しています。

問 2①

今の日本の社会は、人権が尊重されていると思いますか。(○は 1 つだけ)

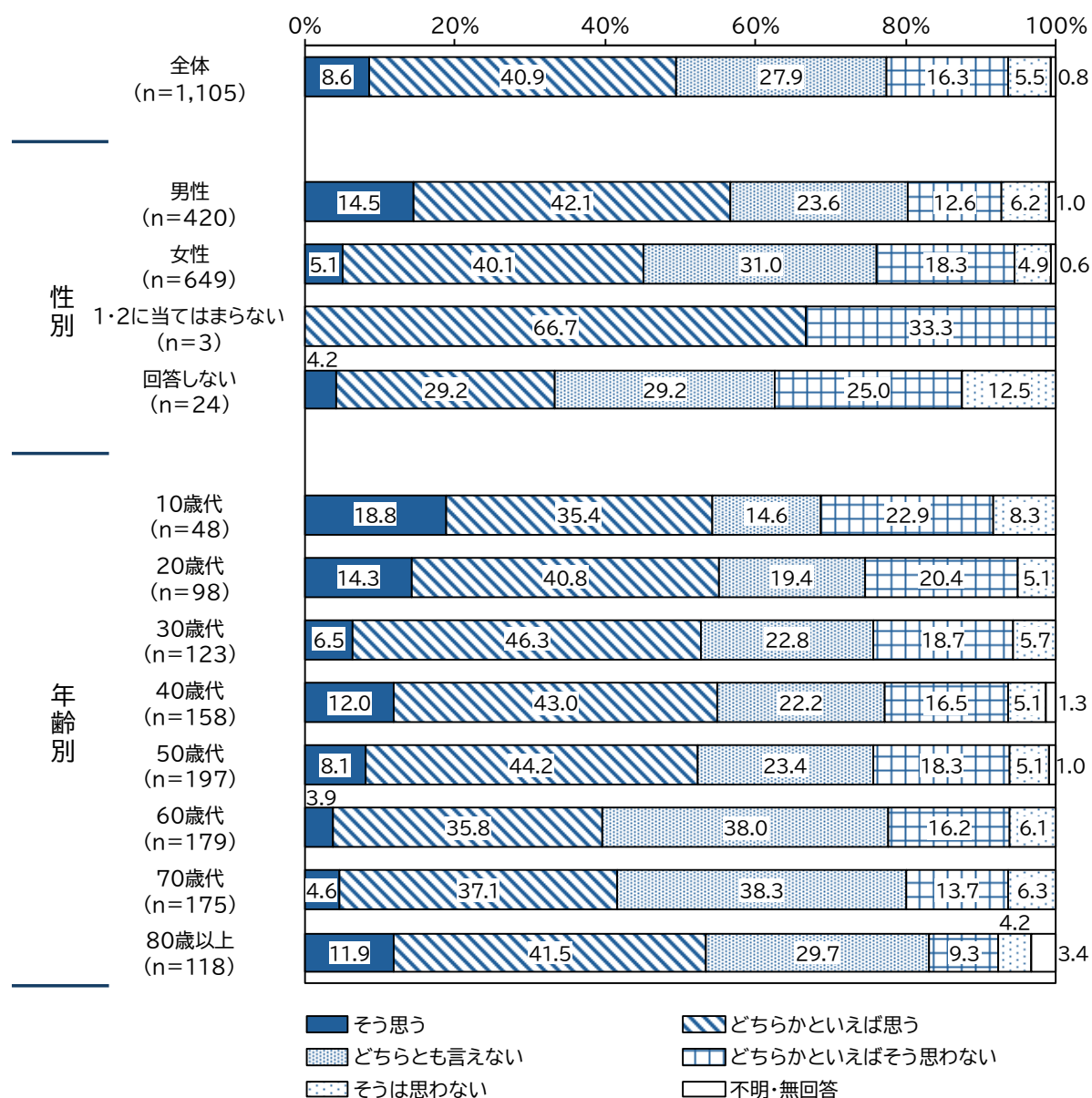
図表 2①-1 日本の社会は人権が尊重されているか



日本の社会は人権が尊重されているかについて、「どちらかといえば思う」が40.9%で最も高く、次いで「どちらとも言えない」が27.9%、「どちらかといえばそう思わない」が16.3%となっています。『そう思う』(「そう思う」と「どちらかといえば思う」の合計)では、49.5%となっています。

令和元年度調査との大きな差はみられません。

図表 2①-2 日本の社会は人権が尊重されているか 性別・年齢別

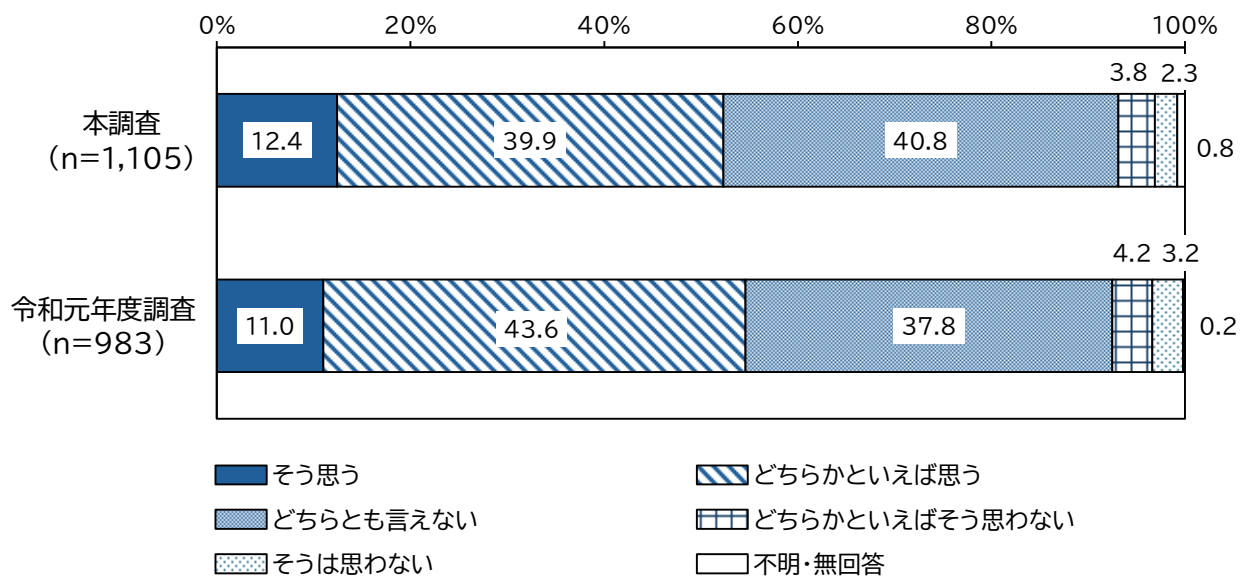


性別でみると、『そう思う』では、男性が56.6%で、女性(45.2%)より11.4ポイント高くなっています。また、男性・女性ともに「どちらかといえば思う」が最も高く、男性42.1%、女性40.1%となっています。

年齢別でみると、『そう思う』では、10歳代が55.1%で最も高く、60歳代が39.7%で最も低くなっており、差が15.4ポイントとなっています。

問 2②	芦屋市では、人権が尊重されていると思いますか。(○は 1 つだけ)
------	-----------------------------------

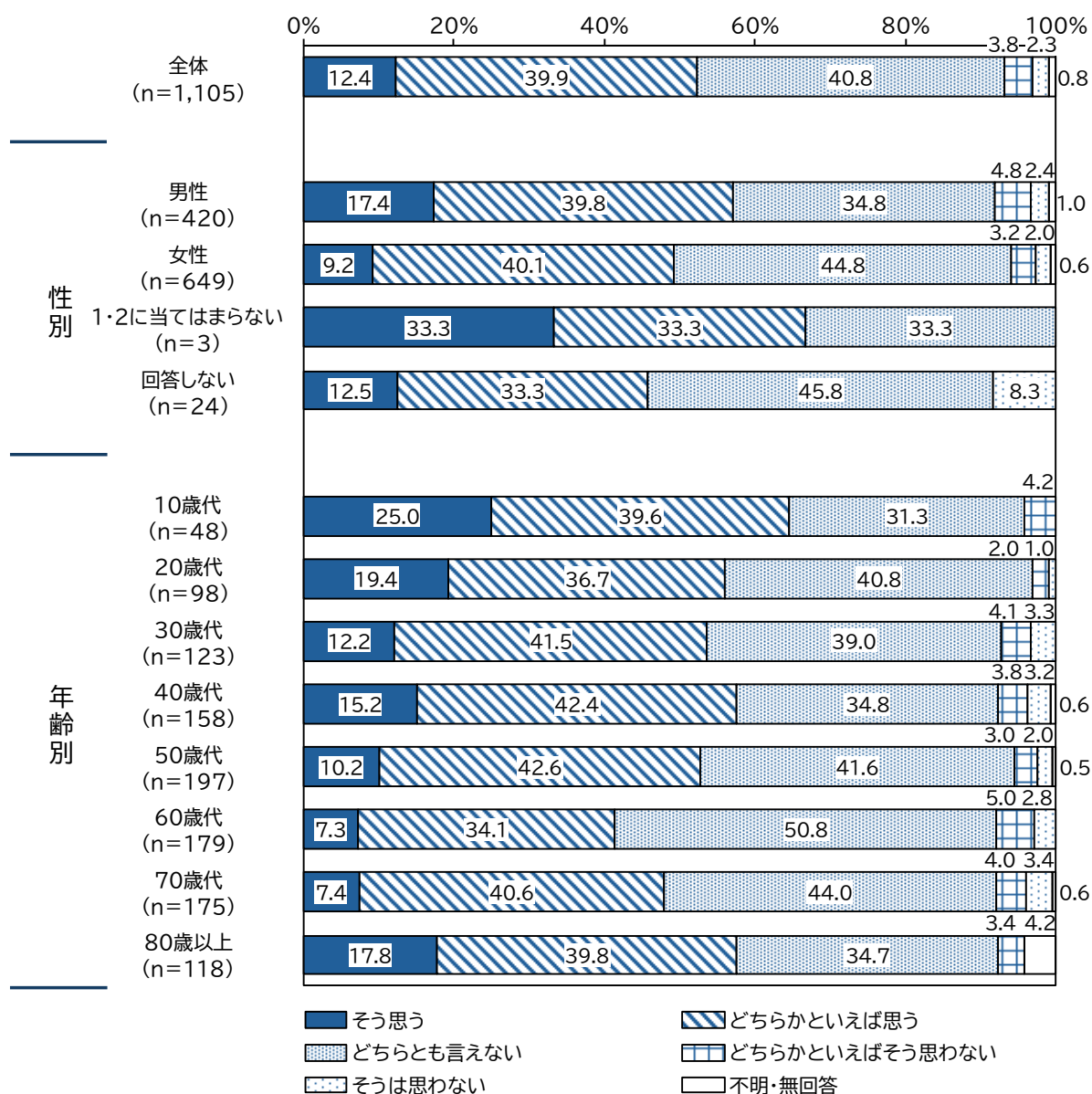
図表 2②-1 芦屋市では人権が尊重されているか



芦屋市では人権が尊重されているかについて、「どちらとも言えない」が40.8%で最も高く、次いで「どちらかといえば思う」が39.9%、「そう思う」が12.4%となっています。『そう思う』では、52.3%となっています。

令和元年度調査との大きな差はみられません。

図表 2②-2 芦屋市では人権が尊重されているか 性別・年齢別



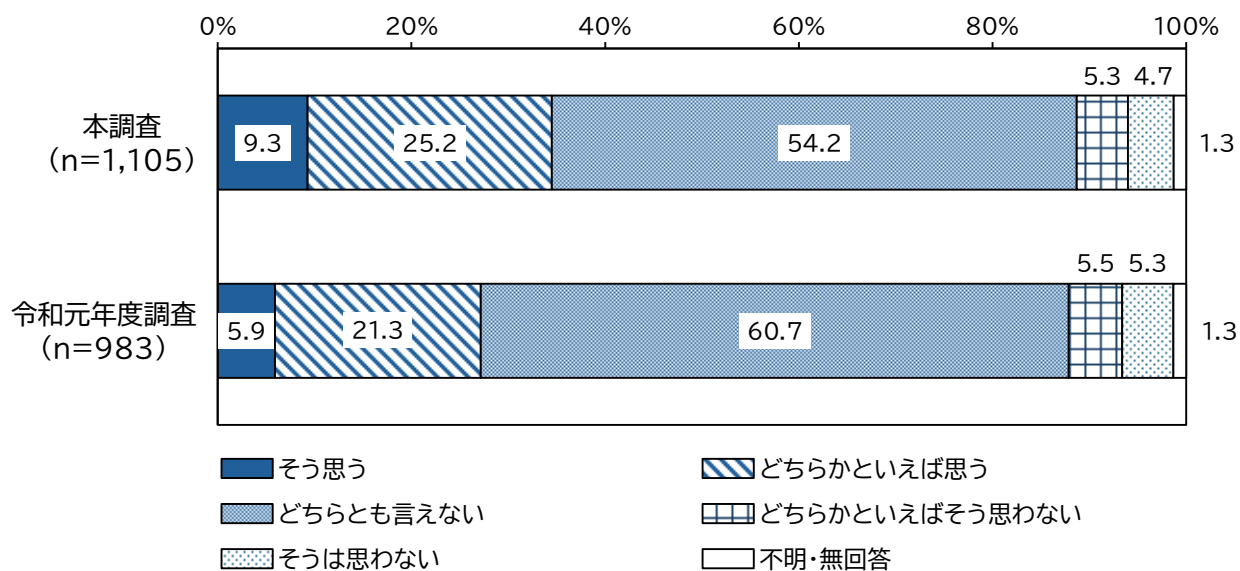
性別でみると、男性は「どちらかといえば思う」が39.8%、女性は「どちらとも言えない」が44.8%で最も高くなっています。『そう思う』では、男性が57.2%で、女性(49.3%)より7.9ポイント高くなっています。

年齢別でみると、『そう思う』では、10歳代が64.6%で最も高く、60歳代が41.4%で最も低くなっており、差が23.2ポイントとなっています。

問 2③

芦屋市民の人権意識(お互いの人権を尊重する意識)は5～6年前に比べて高くなっていると思いますか。(○は1つだけ)

図表 2③-1 芦屋市民の人権意識は高くなっているか

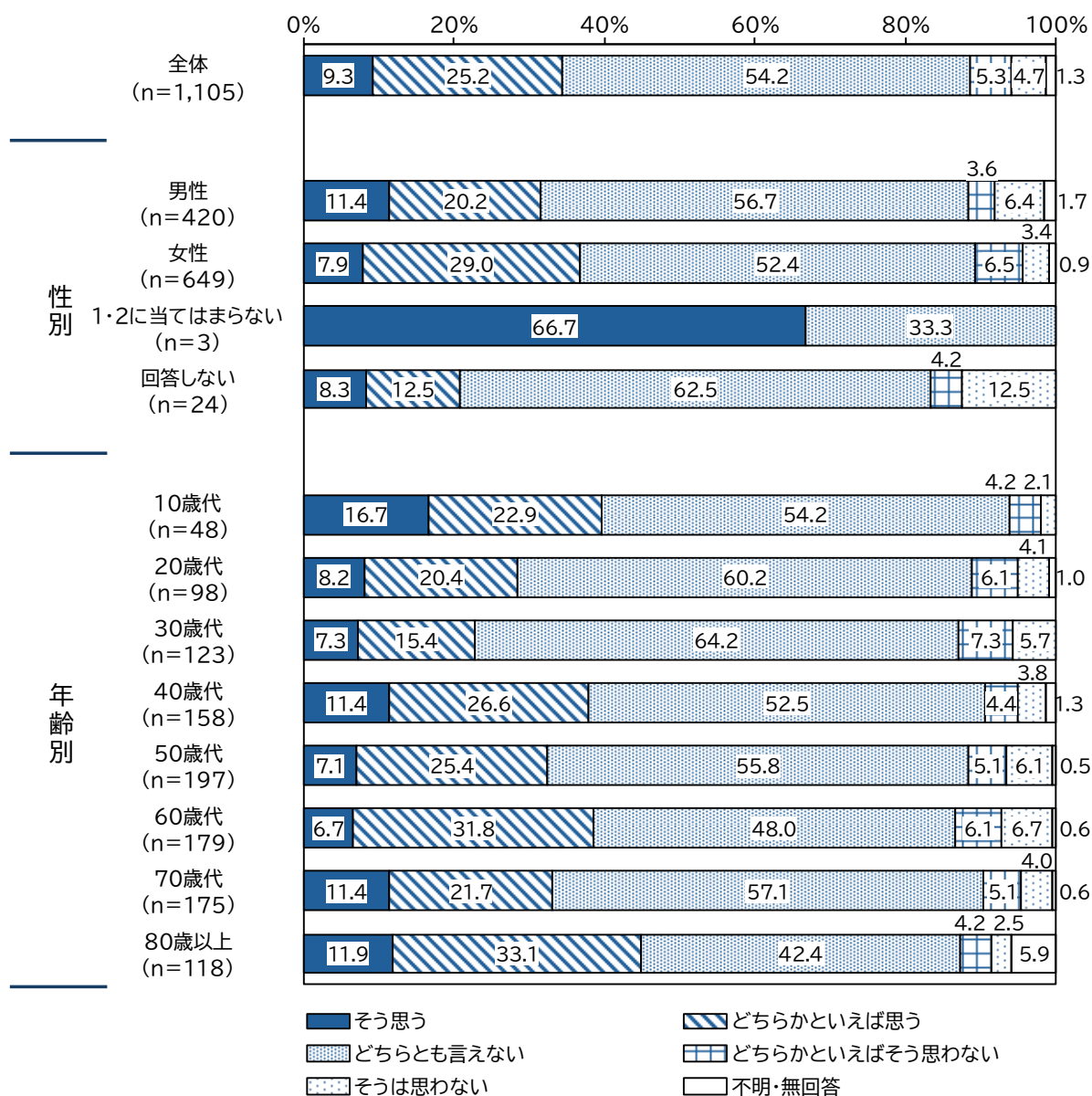


芦屋市民の人権意識は高くなっているかについて、「どちらとも言えない」が54.2%で最も高く、次いで「どちらかといえば思う」が25.2%、「そう思う」が9.3%となっています。『そう思う』では、34.5%となっています。

令和元年度調査と比較すると、『そう思う』(34.5%)は令和元年度調査(27.2%)より、7.3ポイント高くなっています。

「どちらとも言えない」(54.2%)は令和元年度調査(60.7%)より6.5ポイント低くなっています。

図表 2③-2 芦屋市民の人権意識は高くなっているか 性別・年齢別

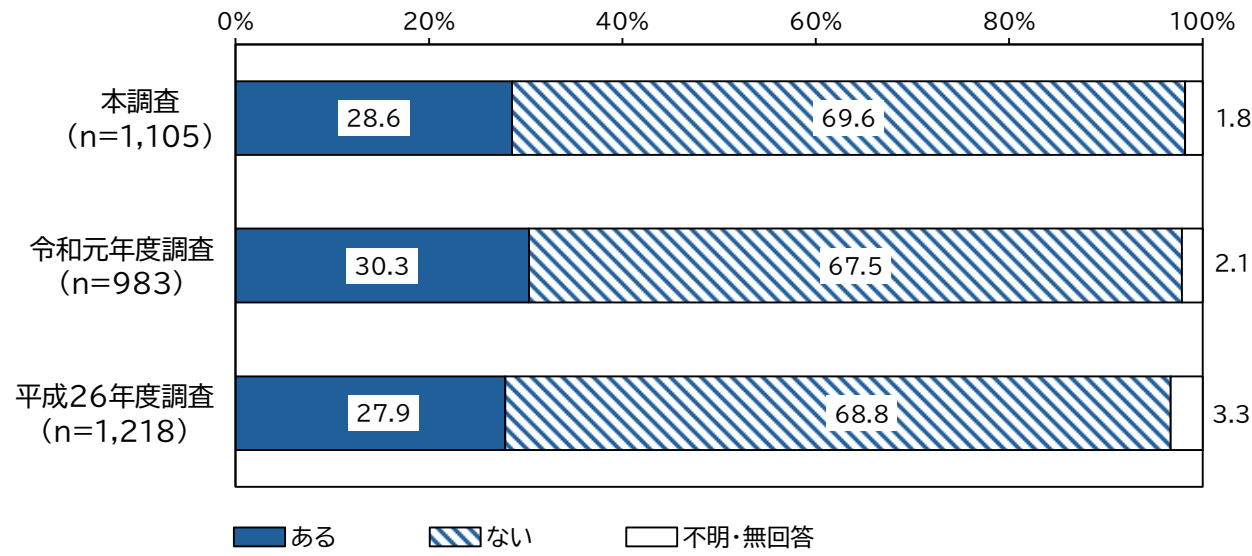


性別でみると、『そう思う』では、女性が36.9%で、男性(31.6%)より5.3ポイント高くなっています。また、男性・女性ともに「どちらとも言えない」が最も高く、男性56.7%、女性52.4%となっています。

年齢別でみると、『そう思う』では、80歳以上が45.0%で最も高く、30歳代が22.7%で最も低くなっており、差が22.3ポイントとなっています。また、すべての年代において「どちらとも言えない」が最も高く、特に20歳代・30歳代は高く、60.0%を超えています。

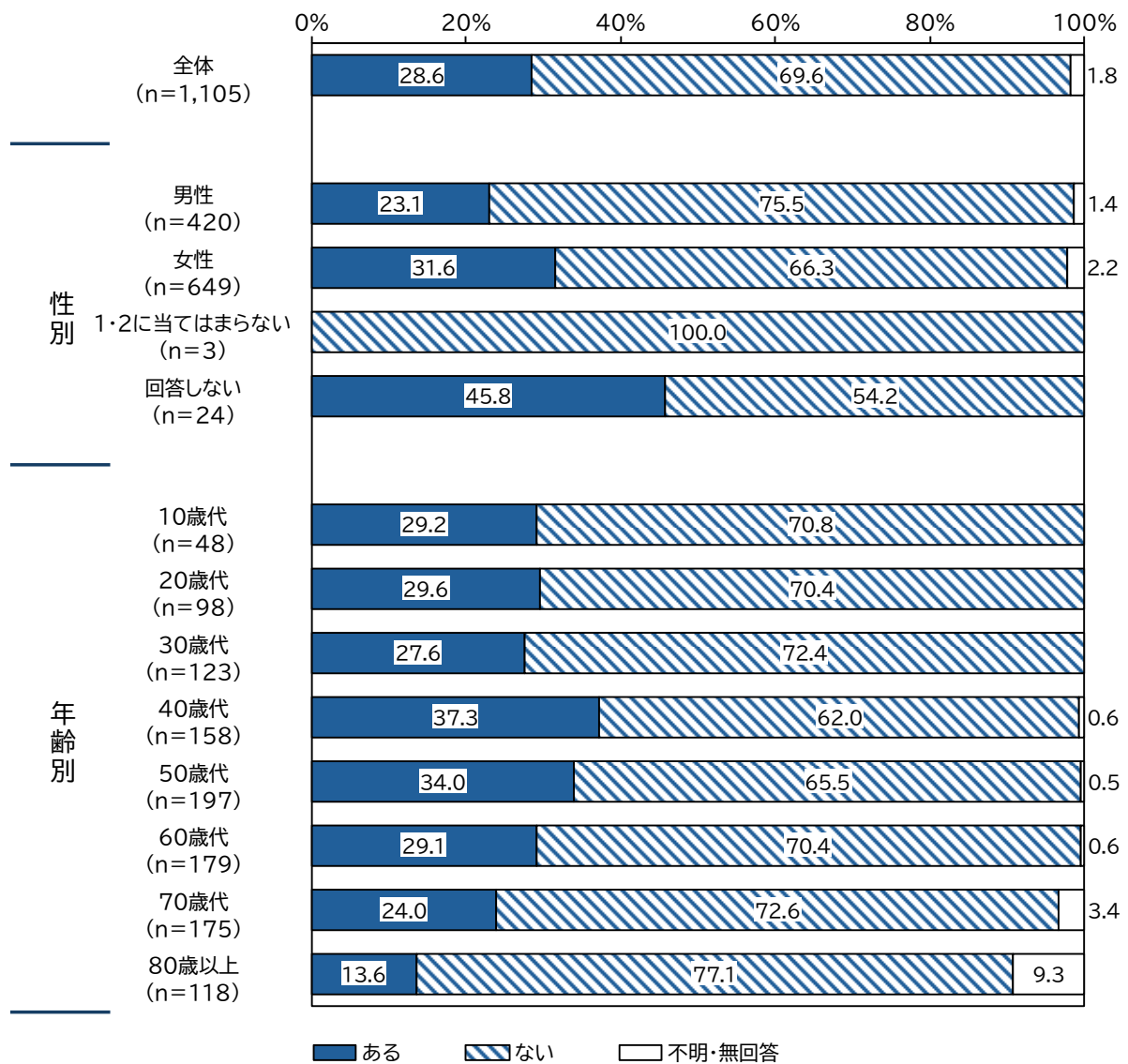
問3	あなたは、今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。
----	------------------------------------

図表 3-1 人権を侵害された経験



人権を侵害された経験について、「ない」が69.6%、「ある」が28.6%となっています。
令和元年度調査、平成26年度調査と大きな差はみられません。

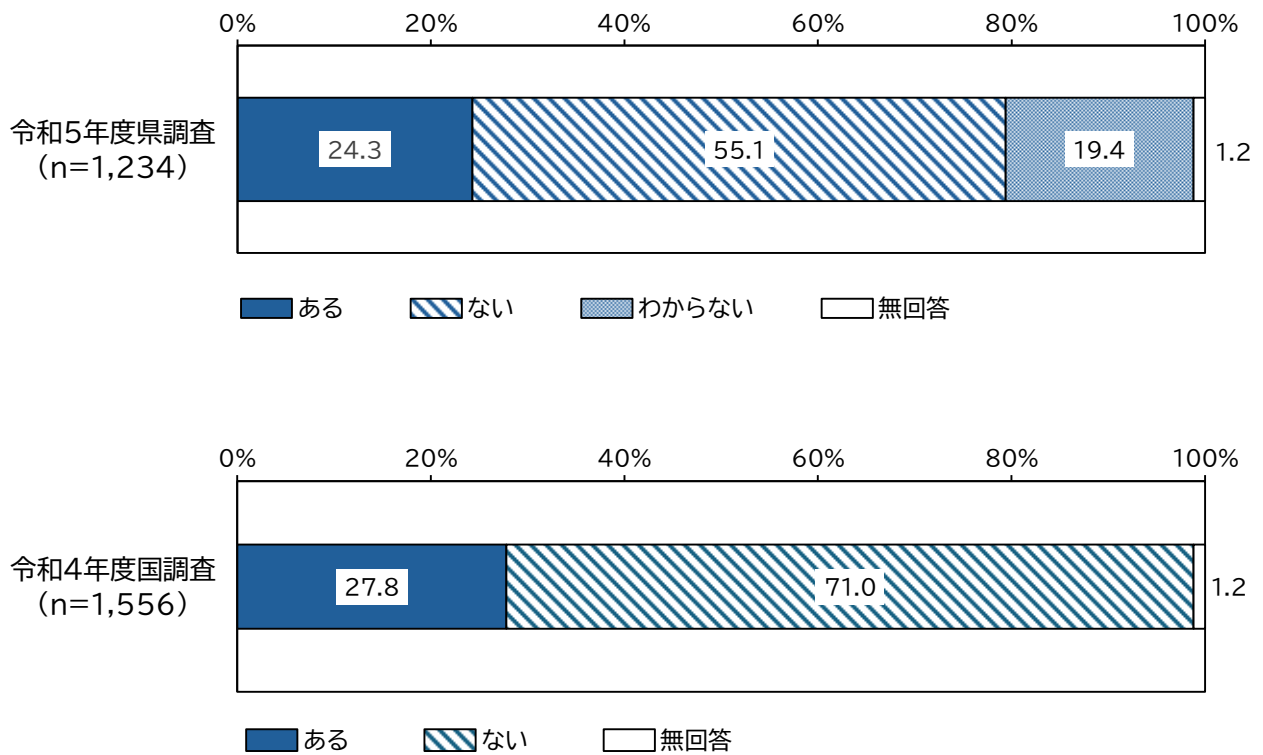
図表 3-2 人権を侵害された経験 性別・年齢別



性別で見ると、男性・女性ともに「ない」の方が高く、男性75.5%と70.0%を超えています。「ある」は女性31.6%と、男性23.1%よりも8.5ポイント高くなっています。

年齢別で見ると、すべての年代において「ない」の方が高くなっています。また、「ある」は80歳以上のみ10.0%台と他の年代より10.0ポイント以上低くなっています。

図表 3-3 人権を侵害された経験 他調査結果



令和5年度県調査は、「ない」が55.1%で最も高く、次いで「ある」が24.3%、「わからない」が19.4%となっています。

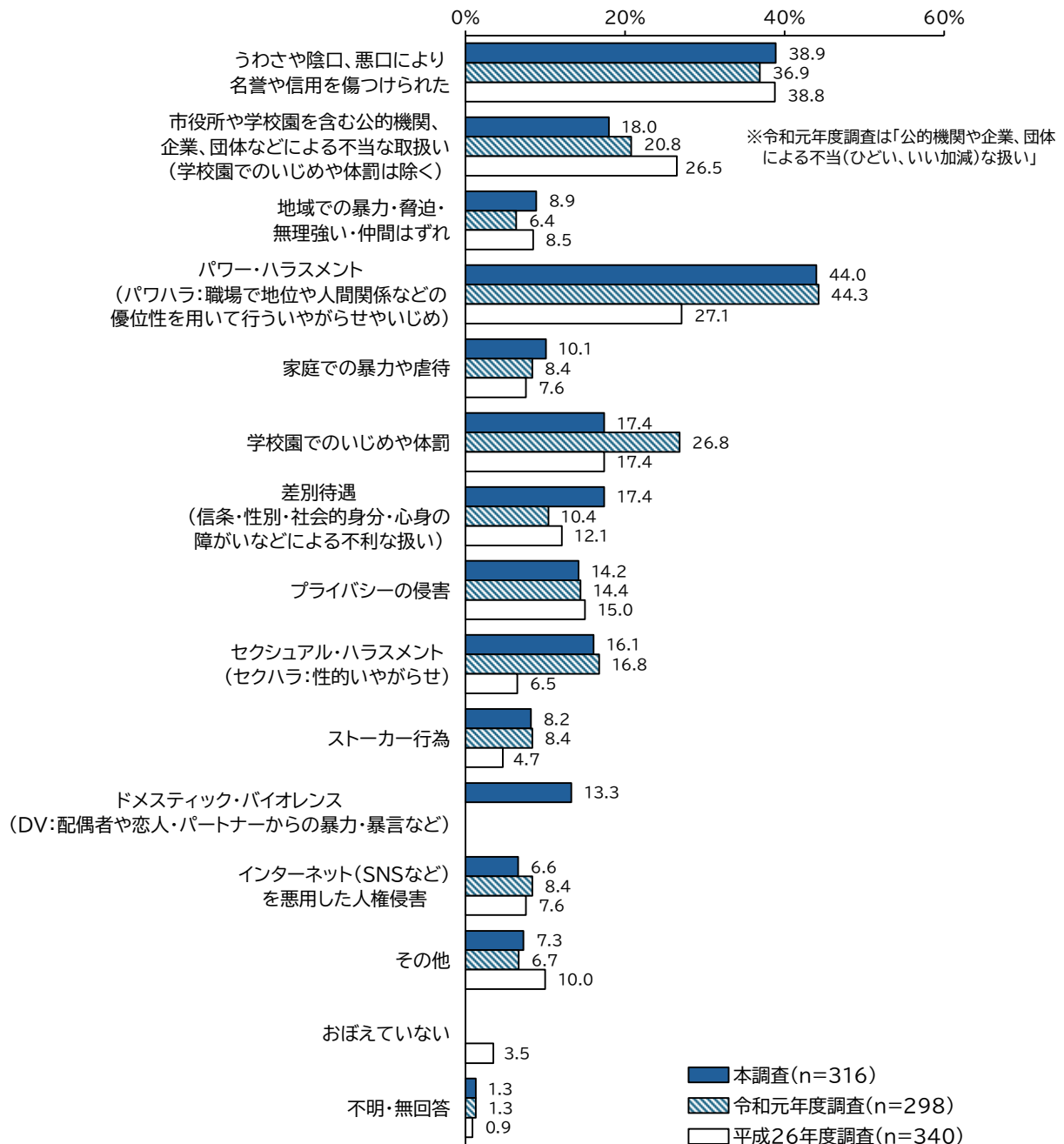
令和4年度国調査は、「ない」が71.0%で、次いで「ある」が27.8%となっています。

問 3-1

【問 3 で「ある」を回答した人】

どのような人権侵害でしたか。(〇はいくつでも)

図表 3-1-1 受けた人権侵害の内容



受けた人権侵害の内容について、「パワー・ハラスメント(パワハラ: 職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ)」が44.0%で最も高く、次いで「うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた」が38.9%、「市役所や学校園を含む公的機関、企業、団体などによる不当な取扱い(学校園でのいじめや体罰は除く)」が18.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「学校園でのいじめや体罰」(17.4%)は、令和元年度調査(26.8%)より9.4ポイント低くなっています。また、「差別待遇(信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い)」(17.4%)は、令和元年度調査(10.4%)より7.0ポイント高くなっています。

図表 3-1-2 受けた人権侵害の内容 性別

(単位:%)

		n (人)	うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた	市役所や学校園を含む公的機関、企業、団体などによる不当な取扱い(学校園でのいじめや体罰は除く)	地域での暴力・脅迫・無理強い・仲間はずれ	優位性を用いて行ういやがらせやいじめ(パワー・ハラスメント)	家庭での暴力や虐待	学校園でのいじめや体罰	差別待遇(信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い)	プライバシーの侵害	セクシュアル・ハラスメント(セクハラ:性的いやがらせ)	ストーカー行為
全体		316	38.9	18.0	8.9	44.0	10.1	17.4	17.4	14.2	16.1	8.2
性別	男性	97	41.2	22.7	11.3	47.4	8.2	22.7	14.4	17.5	2.1	3.1
	女性	205	38.0	16.1	7.8	44.4	11.2	15.6	18.5	12.2	23.4	10.7
	1・2に当てはまらない	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	11	27.3	18.2	0.0	0.0	0.0	9.1	18.2	18.2	9.1	9.1
		n (人)	パート・DV・ドメスティック・パートナーからの暴力・暴言など	インターネット(SNS など)を悪用した人権侵害	その他	不明・無回答						
全体		316	13.3	6.6	7.3	1.3						
性別	男性	97	4.1	5.2	8.2	2.1						
	女性	205	15.6	7.8	6.3	1.0						
	1・2に当てはまらない	0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	回答しない	11	54.5	0.0	18.2	0.0						

性別でみると、男性・女性ともに「パワー・ハラスメント(パワハラ:職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ)」が最も高く、男性47.4%、女性44.4%となっています。次いで「うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた」が、男性41.2%、女性38.0%となっています。続いて男性は「市役所や学校園を含む公的機関、企業、団体などによる不当な取扱い(学校園でのいじめや体罰は除く)」と「学校園でのいじめや体罰」が22.7%でともに高く、女性は「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ:性的いやがらせ)」が23.4%となっています。

また、「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ:性的いやがらせ)」及び「ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者や恋人・パートナーからの暴力・暴言など)」は男性より女性の方が10.0ポイント以上高くなっています。

図表 3-1-3 受けた人権侵害の内容 年齢別

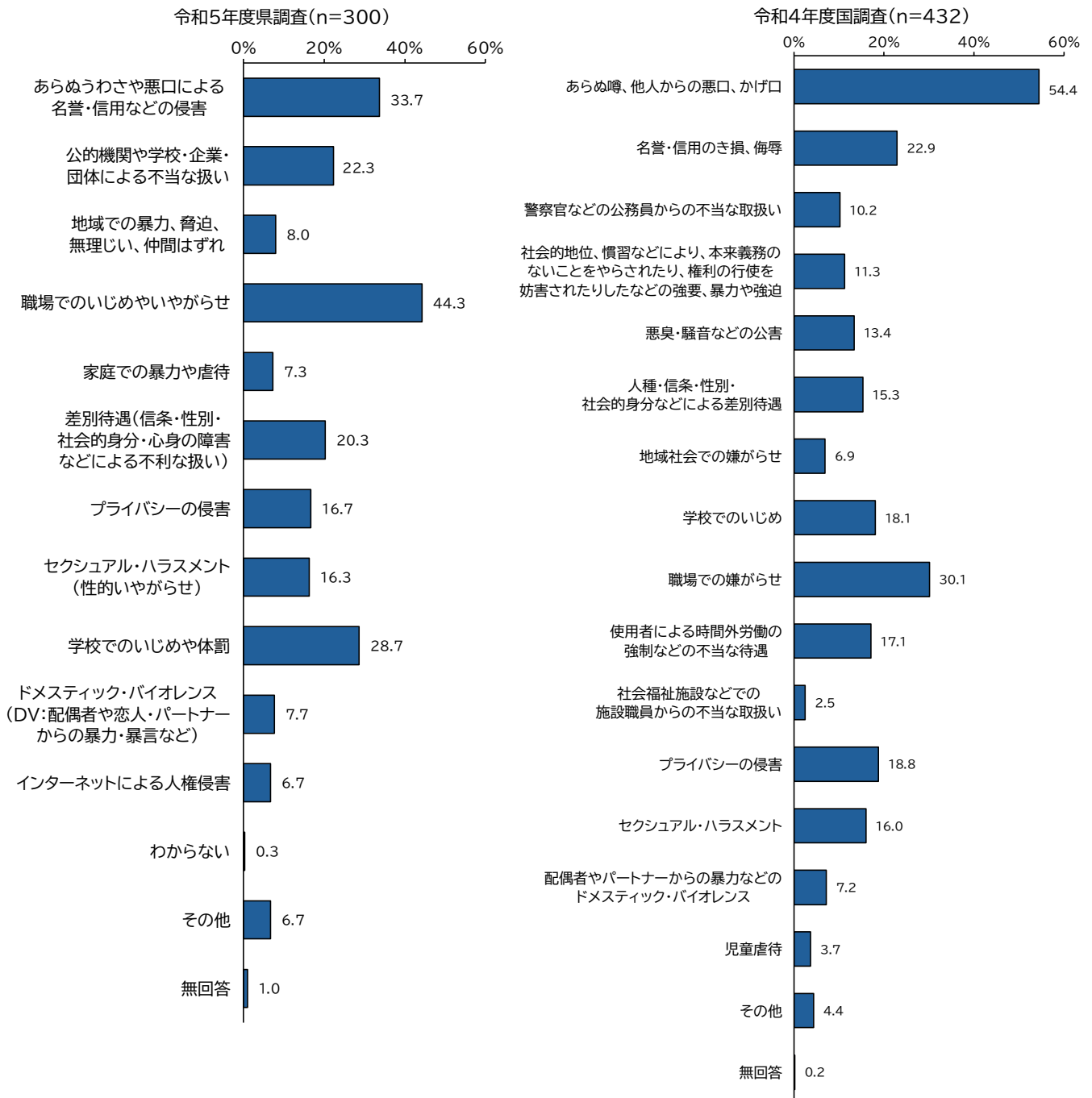
(単位:%)

		n (人)	うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた	市役所や学校園を含む公的機関、企業、団体などによる不当な取扱い(学校園でのいじめや体罰は除く)	地域での暴力・脅迫・無理強い・仲間はずれ	優位性を用いて行ういやがらせやいじめ(パワー・ハラスメント)	家庭での暴力や虐待	学校園でのいじめや体罰	差別的待遇(信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い)	プライバシーの侵害	セクシュアル・性的いやがらせ(セクハラ)	ストーカー行為
全体		316	38.9	18.0	8.9	44.0	10.1	17.4	17.4	14.2	16.1	8.2
年齢別	10歳代	14	57.1	7.1	14.3	14.3	14.3	50.0	0.0	14.3	7.1	7.1
	20歳代	29	55.2	6.9	3.4	27.6	6.9	27.6	27.6	6.9	24.1	6.9
	30歳代	34	41.2	23.5	2.9	47.1	14.7	23.5	14.7	8.8	26.5	8.8
	40歳代	59	42.4	18.6	5.1	64.4	11.9	25.4	11.9	10.2	20.3	11.9
	50歳代	67	35.8	20.9	13.4	43.3	10.4	14.9	22.4	17.9	14.9	10.4
	60歳代	52	30.8	17.3	9.6	46.2	13.5	3.8	19.2	15.4	21.2	7.7
	70歳代	42	31.0	21.4	9.5	38.1	2.4	9.5	16.7	19.0	0.0	4.8
	80歳以上	16	37.5	18.8	18.8	25.0	6.3	6.3	18.8	25.0	6.3	0.0
全体		316	13.3	6.6	7.3	1.3						
年齢別	10歳代	14	0.0	21.4	0.0	0.0						
	20歳代	29	13.8	13.8	0.0	0.0						
	30歳代	34	8.8	11.8	5.9	0.0						
	40歳代	59	11.9	13.6	11.9	1.7						
	50歳代	67	25.4	1.5	9.0	0.0						
	60歳代	52	15.4	0.0	0.0	0.0						
	70歳代	42	2.4	2.4	14.3	2.4						
	80歳以上	16	6.3	0.0	12.5	12.5						

年齢別でみると、10歳代・20歳代及び80歳以上は「うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた」、その他の年代は「パワー・ハラスメント(パワハラ:職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ)」が最も高くなっています。

「インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害」は、40歳代以下は10.0%以上となっている一方、50歳代以上は5.0%未満と差がみられます。

図表 3-1-4 受けた人権侵害の内容 他調査結果

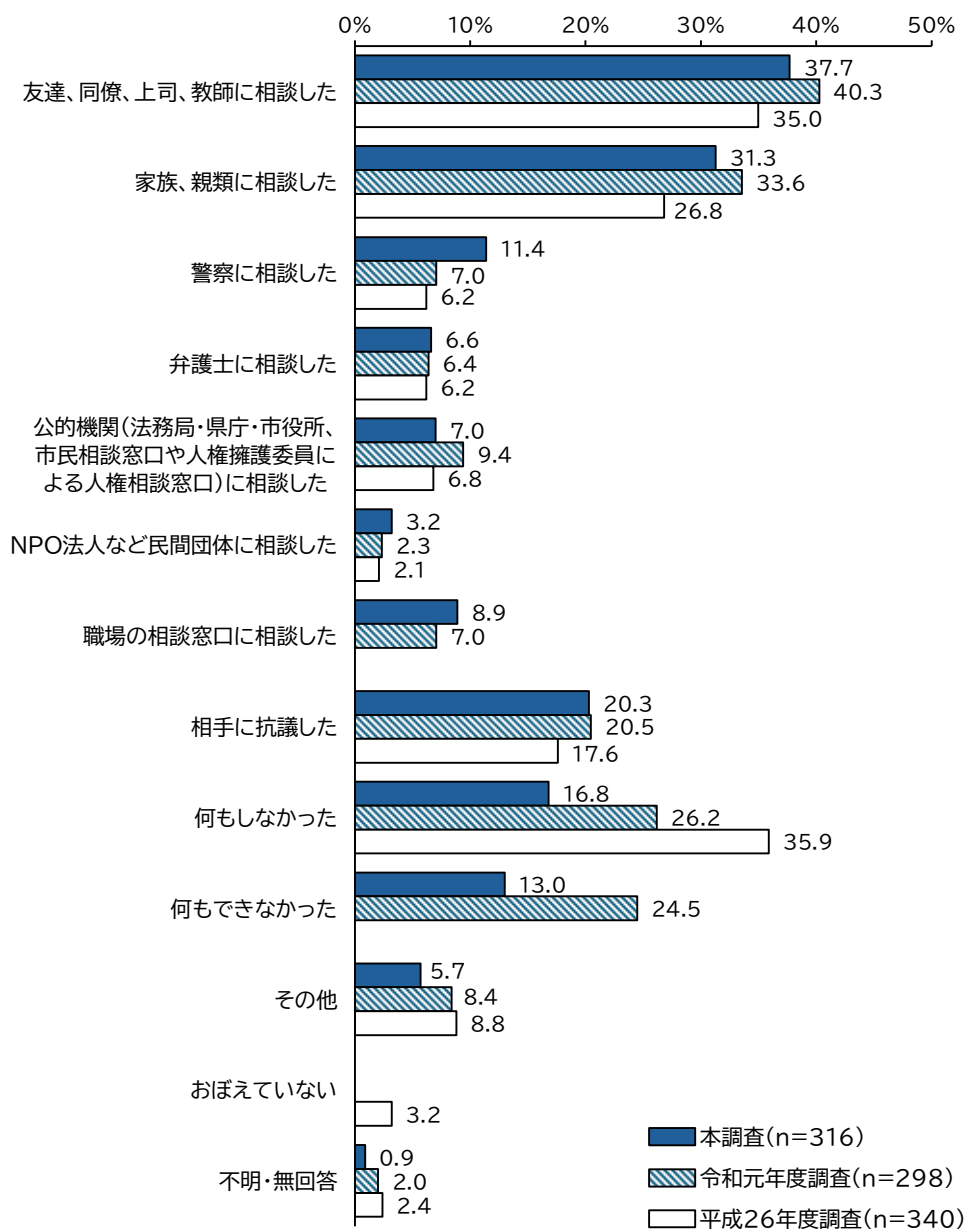


令和5年度県調査は、「職場でのいじめやいやがらせ」が44.3%で最も高く、次いで「あらぬうわさや悪口による名誉・信用などの侵害」が33.7%、「学校でのいじめや体罰」が28.7%となっています。

令和4年度国調査は、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が54.4%で最も高く、次いで「職場での嫌がらせ」が30.1%、「名誉・信用のき損、侮辱」が22.9%となっています。

問 3-2	【問 3 で「ある」を回答した人】 人権が侵害されたとき、どうしましたか。(〇はいくつでも) また、1～8を選んだ方は相談することによって、その問題は解決しましたか。 9を選んだ方は、その後どうなりましたか。
-------	--

図表 3-2-1 人権が侵害されたときの対処



人権が侵害されたときの対処について、「友達、同僚、上司、教師に相談した」が37.7%で最も高く、次いで「家族、親類に相談した」が31.3%、「相手に抗議した」が20.3%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「何もできなかった」(13.0%)は令和元年度調査(24.5%)より11.5ポイント、「何もしなかった」(16.8%)は令和元年度調査(26.2%)より9.4ポイント低くなっています。

図表 3-2-2 人権が侵害されたときの対処 性別

(単位:%)

		n (人)	友達、同僚、上司、教師に相談した	家族、親類に相談した	警察に相談した	弁護士に相談した	公的機関（法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口）に相談した	NPO法人など民間団体に相談した	職場の相談窓口相談した	相手に抗議した	何もしなかった	何もできなかった
全体		316	37.7	31.3	11.4	6.6	7.0	3.2	8.9	20.3	16.8	13.0
性別	男性	97	25.8	25.8	9.3	6.2	8.2	2.1	8.2	23.7	20.6	14.4
	女性	205	43.9	36.1	12.7	7.3	6.3	3.9	9.8	18.0	15.6	11.2
	1・2に当てはまらない	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	11	18.2	0.0	9.1	0.0	9.1	0.0	0.0	36.4	9.1	27.3
		n (人)	その他	不明・無回答								
全体		316	5.7	0.9								
性別	男性	97	3.1	1.0								
	女性	205	6.3	1.0								
	1・2に当てはまらない	0	0.0	0.0								
	回答しない	11	18.2	0.0								

性別でみると、男性は「友達、同僚、上司、教師に相談した」と「家族、親類に相談した」がともに25.8%で最も高く、次いで「相手に抗議した」が23.7%となっています。女性は「友達、同僚、上司、教師に相談した」が43.9%で最も高く、次いで「家族、親類に相談した」が36.1%、「相手に抗議した」が18.0%となっています。

「友達、同僚、上司、教師に相談した」及び「家族、親類に相談した」は男性より女性の方が10.0ポイント以上高くなっています。

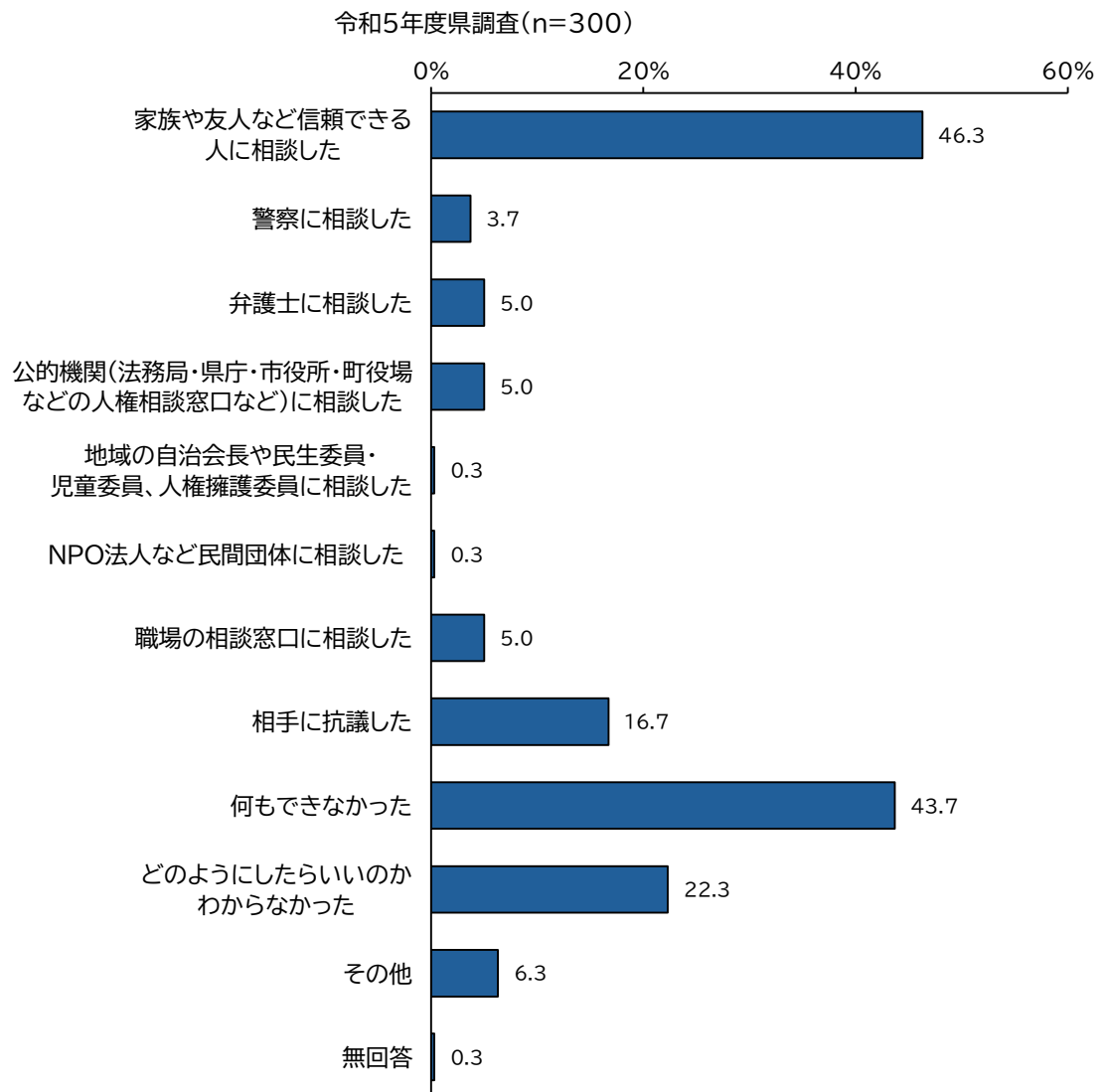
図表 3-2-3 人権が侵害されたときの対処 年齢別

(単位:%)

		n (人)	友達、同僚、上司、教師に相談した	家族、親類に相談した	警察に相談した	弁護士に相談した	公的機関（法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口）に相談した	NPO法人など民間団体に相談した	職場の相談窓口相談した	相手に抗議した	何もしなかった	何もできなかった
全体		316	37.7	31.3	11.4	6.6	7.0	3.2	8.9	20.3	16.8	13.0
年齢別	10歳代	14	57.1	78.6	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	14.3	0.0	7.1
	20歳代	29	34.5	37.9	3.4	0.0	0.0	3.4	3.4	13.8	20.7	20.7
	30歳代	34	20.6	29.4	8.8	8.8	2.9	2.9	2.9	17.6	20.6	20.6
	40歳代	59	39.0	37.3	13.6	6.8	5.1	3.4	10.2	25.4	15.3	10.2
	50歳代	67	56.7	40.3	22.4	13.4	10.4	4.5	10.4	17.9	7.5	7.5
	60歳代	52	32.7	17.3	3.8	3.8	9.6	1.9	19.2	21.2	25.0	13.5
	70歳代	42	31.0	16.7	11.9	4.8	11.9	2.4	7.1	28.6	21.4	11.9
	80歳以上	16	6.3	12.5	12.5	6.3	6.3	0.0	0.0	12.5	25.0	18.8
		n (人)	その他	不明・無回答								
全体		316	5.7	0.9								
年齢別	10歳代	14	0.0	0.0								
	20歳代	29	0.0	0.0								
	30歳代	34	5.9	0.0								
	40歳代	59	5.1	0.0								
	50歳代	67	7.5	3.0								
	60歳代	52	1.9	0.0								
	70歳代	42	11.9	0.0								
	80歳以上	16	12.5	6.3								

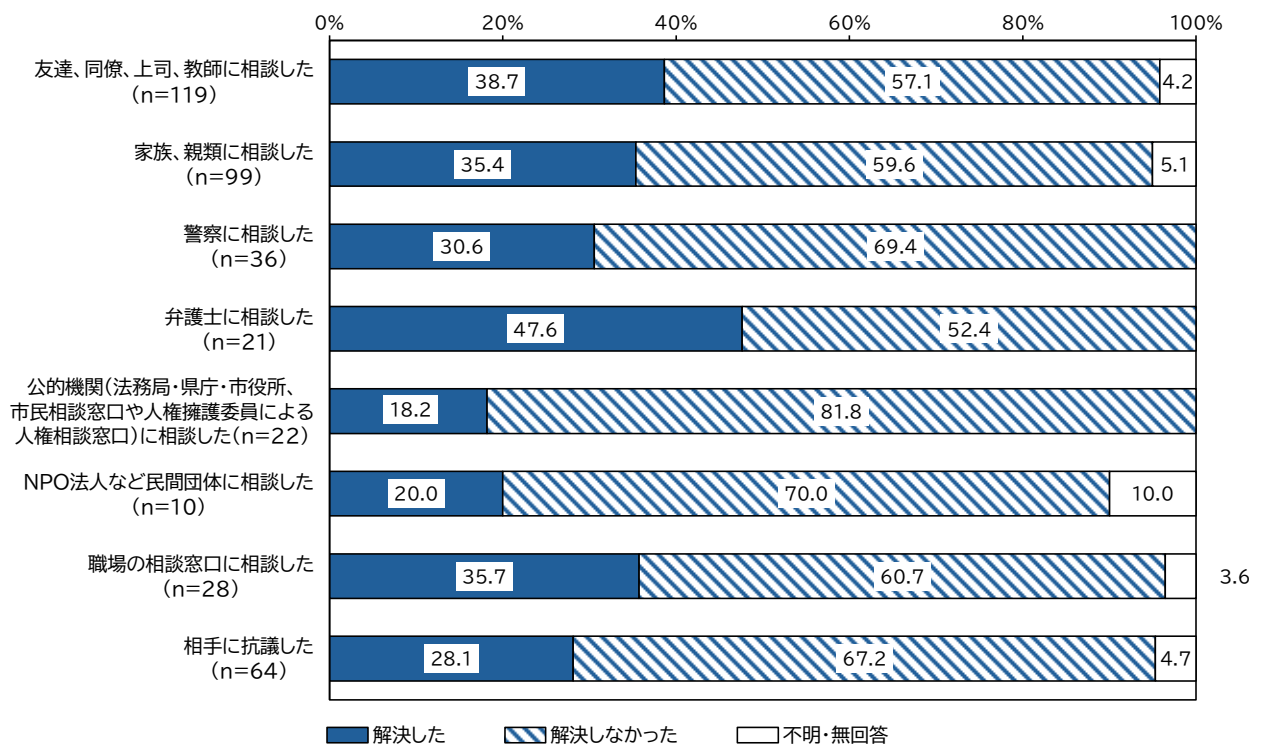
年齢別でみると、10歳代から30歳代は「家族、親類に相談した」、40歳代から70歳代は「友達、同僚、上司、教師に相談した」、80歳以上は「何もしなかった」が最も高くなっています。

図表 3-2-4 人権が侵害されたときの対処 他調査結果



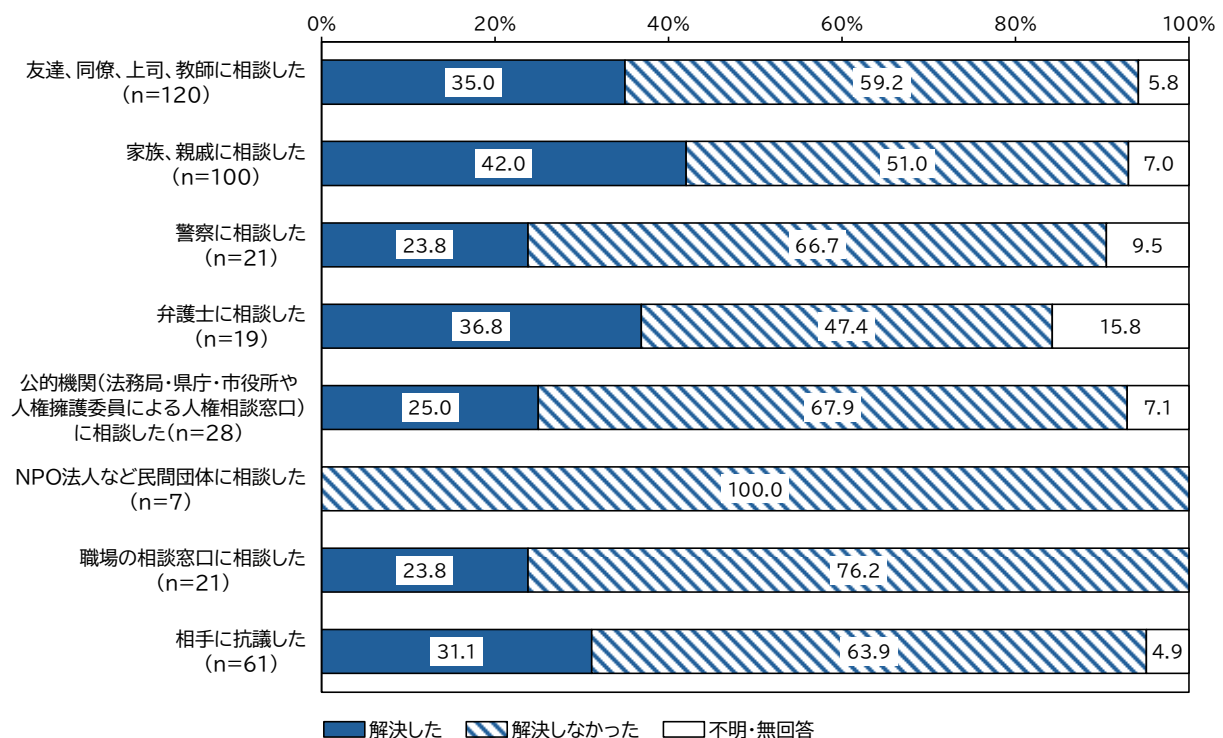
令和5年度県調査は、「家族や友人など信頼できる人に相談した」が46.3%で最も高く、次いで「何もできなかった」が43.7%、「どのようにしたらいいのかわからなかった」が22.3%となっています。

図表 3-2-5 相談先別にみる問題解決の有無



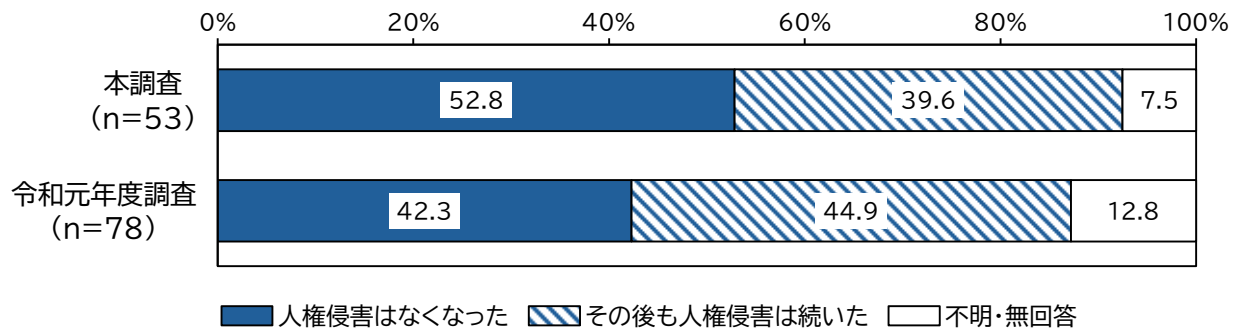
相談先別にみる問題解決の有無について、すべての相談先で「解決しなかった」が50.0%以上と高くなっています。

図表 3-2-6 相談先別にみる問題解決の有無 令和元年度調査



令和元年度調査と比較すると、「警察に相談した」、「弁護士に相談した」、「職場の相談窓口相談した」の中で「解決した」は令和元年度より高く、「家族、親類に相談した」、「公的機関(法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口)に相談した」は低くなっています。

図表 3-2-7 何もしなかった人の人権侵害のその後について



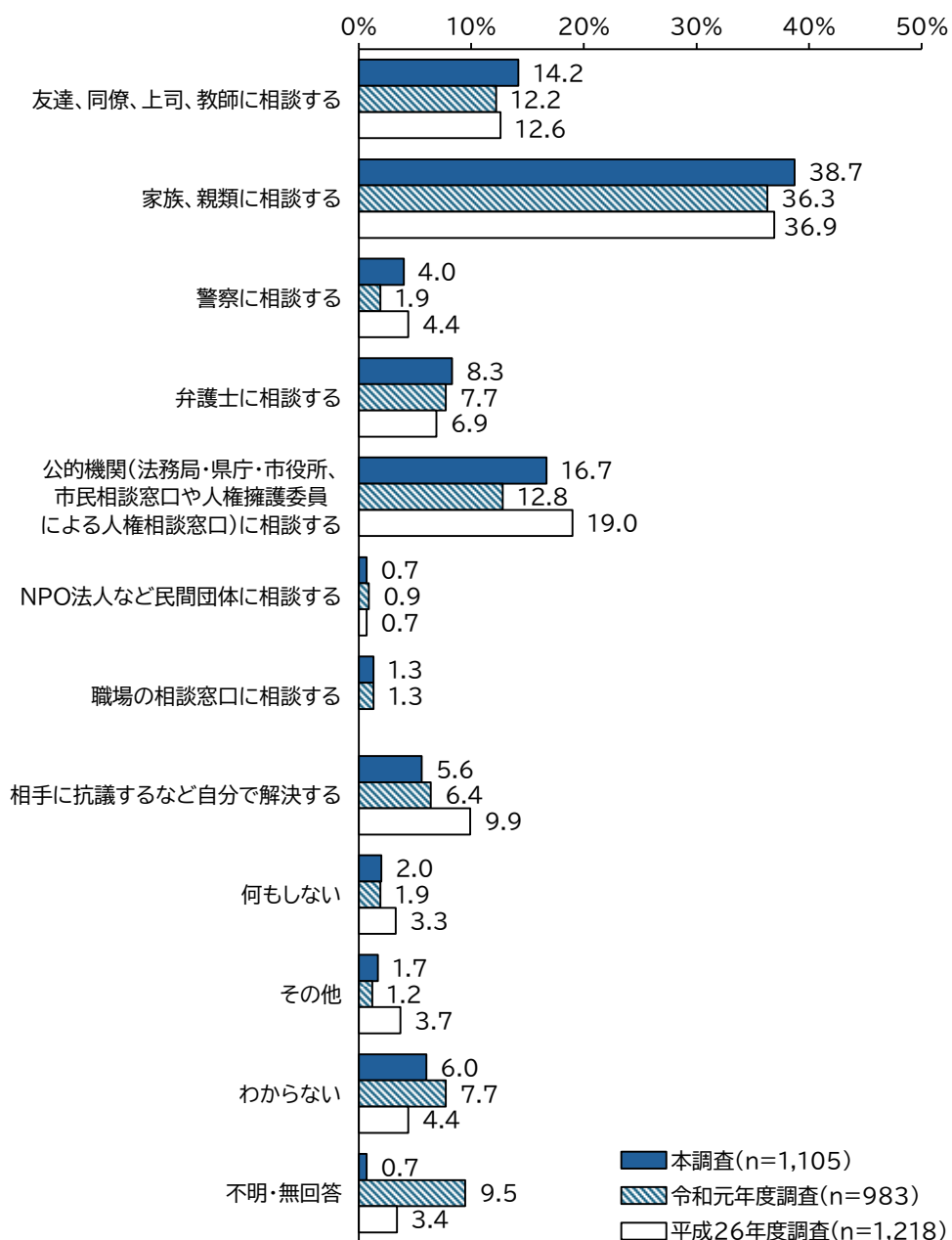
何もしなかった人の人権侵害のその後について、「人権侵害はなくなった」が52.8%、「その後も人権侵害は続いた」が39.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「人権侵害はなくなった」(52.8%)は令和元年度調査(42.3%)と比較して10.5ポイント高くなっています。「その後も人権侵害は続いた」(39.6%)は、令和元年度調査(44.9%)と比較して5.3ポイント低くなっています。

問 4

今後もし、あなたが、自分の人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか。(〇は 1 つだけ)

図表 4-1 今後人権が侵害された場合の対処



今後人権が侵害された場合の対処について、「家族、親類に相談する」が38.7%で最も高く、次いで「公的機関(法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口)に相談する」が16.7%、「友達、同僚、上司、教師に相談する」が14.2%となっています。

令和元年度調査との大きな差はみられません。

図表 4-2 今後人権が侵害された場合の対処 性別

(単位:%)

		n (人)	友達、 同僚、上司、 教師に相談する	家族、 親類に相談する	警察に 相談する	弁護士に 相談する	公的機関(法務局・ 市民相談窓口)や人権擁護委員による 人権相談窓口)に相談する	NPO法人など 民間団体に相談する	職場の 相談窓口 に相談する	相手に抗議 するなど自分 で解決する	何もしない	その他
全体		1,105	14.2	38.7	4.0	8.3	16.7	0.7	1.3	5.6	2.0	1.7
性別	男性	420	12.4	25.5	5.2	14.0	20.7	1.0	1.7	8.1	2.6	1.7
	女性	649	15.4	47.6	3.1	4.9	14.0	0.6	0.8	4.0	1.7	1.8
	1・2に当てはまらない	3	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	24	12.5	29.2	4.2	4.2	25.0	0.0	4.2	8.3	0.0	0.0
		n (人)	わからない	不明・ 無回答								
全体		1,105	6.0	0.7								
性別	男性	420	6.7	0.5								
	女性	649	5.1	0.9								
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0								
	回答しない	24	12.5	0.0								

性別でみると、男性・女性ともに「家族、親類に相談する」が最も高く、男性25.5%、女性47.6%となっています。次いで男性は「公的機関(法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口)に相談する」が20.7%、女性は「友達、同僚、上司、教師に相談する」が15.4%となっています。続いて男性は「弁護士に相談する」が14.0%、女性は「公的機関(法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口)に相談する」が14.0%となっています。

「家族、親類に相談する」は女性が男性よりも22.1ポイント高くなっています。

図表 4-3 今後人権が侵害された場合の対処 年齢別

(単位:%)

		n (人)	友達、 同僚、上司、 教師に相談する	家族、 親類に相談する	警察に 相談する	弁護士に 相談する	公的機関 (法務局・ 市民相 談窓口) や人権擁護 委員による 人権相談 窓口)に 相談する	NPO法人 など 民間団 体に相 談する	職場の 相談窓 口に相 談する	相手に 抗議す るなど 自分で 解決す る	何も しない	その 他
全体		1,105	14.2	38.7	4.0	8.3	16.7	0.7	1.3	5.6	2.0	1.7
年齢別	10歳代	48	27.1	43.8	6.3	0.0	2.1	0.0	0.0	6.3	6.3	2.1
	20歳代	98	24.5	42.9	7.1	6.1	8.2	0.0	3.1	3.1	1.0	1.0
	30歳代	123	18.7	56.9	2.4	5.7	4.9	0.8	0.0	2.4	1.6	0.0
	40歳代	158	13.9	43.7	1.3	10.1	12.0	0.0	1.3	9.5	1.9	1.9
	50歳代	197	19.3	33.5	2.5	7.6	15.7	1.5	1.5	6.6	2.0	2.0
	60歳代	179	9.5	37.4	2.2	9.5	22.3	1.1	1.7	5.0	0.6	2.2
	70歳代	175	9.1	31.4	5.7	11.4	26.9	1.1	1.1	4.6	1.7	2.9
	80歳以上	118	2.5	29.7	8.5	9.3	27.1	0.0	0.0	6.8	4.2	0.8
全体		1,105	6.0	0.7								
年齢別	10歳代	48	6.3	0.0								
	20歳代	98	3.1	0.0								
	30歳代	123	6.5	0.0								
	40歳代	158	3.8	0.6								
	50歳代	197	7.1	0.5								
	60歳代	179	7.8	0.6								
	70歳代	175	3.4	0.6								
	80歳以上	118	7.6	3.4								

年齢別でみると、すべての年代で「家族、親類に相談する」が最も高く、次いで10歳代から50歳代は「友達、同僚、上司、教師に相談する」、60歳以上は「公的機関(法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口)に相談する」となっています。

図表 4-4 今後人権が侵害された場合の対処 人権が侵害されたときの対処別

(単位:%)

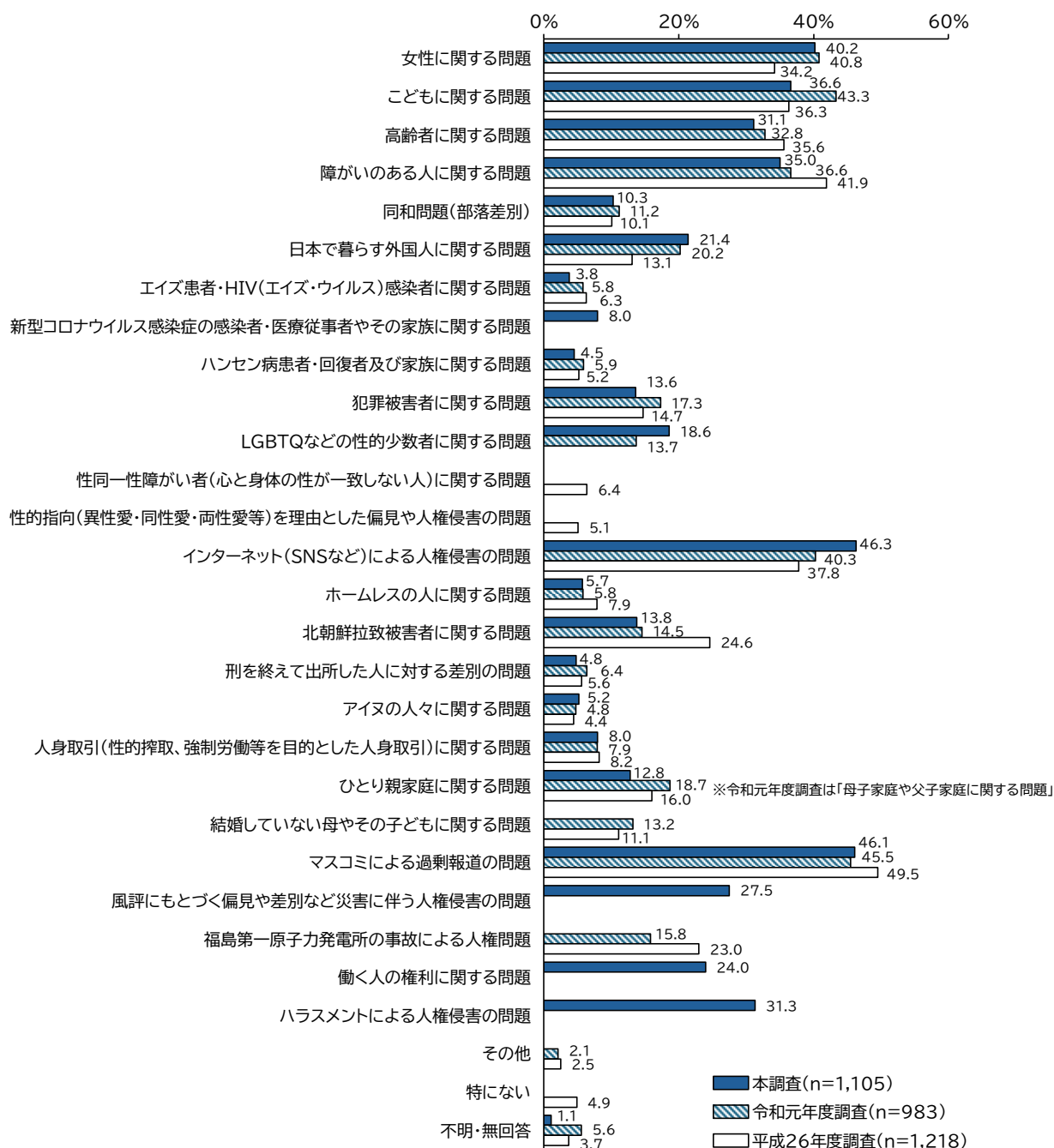
	n (人)	友達、同僚、上司、教師に相談する	家族、親類に相談する	警察に相談する	弁護士に相談する	公的機関（法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員会による人権相談窓口）に相談する	NPO法人など民間団体に相談する	職場の相談窓口相談する	相手に抗議するなど
全体	1,105	14.2	38.7	4.0	8.3	16.7	0.7	1.3	5.6
友達、同僚、上司、教師に相談した	119	27.7	29.4	1.7	8.4	10.9	0.0	5.0	6.7
家族、親類に相談した	99	12.1	34.3	6.1	10.1	11.1	0.0	4.0	11.1
警察に相談した	36	13.9	11.1	13.9	25.0	16.7	0.0	0.0	11.1
弁護士に相談した	21	4.8	28.6	0.0	42.9	9.5	0.0	0.0	14.3
公的機関（法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員会による人権相談窓口）に相談した	22	9.1	9.1	4.5	22.7	13.6	4.5	0.0	13.6
NPO法人など民間団体に相談した	10	0.0	0.0	10.0	30.0	20.0	0.0	0.0	20.0
職場の相談窓口相談した	28	14.3	17.9	0.0	21.4	21.4	0.0	3.6	0.0
相手に抗議した	64	10.9	14.1	3.1	17.2	14.1	0.0	1.6	26.6
何もしなかった	53	26.4	13.2	3.8	5.7	15.1	1.9	0.0	9.4
何もできなかった	41	9.8	24.4	7.3	0.0	17.1	4.9	0.0	4.9
その他	18	0.0	11.1	0.0	5.6	27.8	0.0	0.0	22.2
	n (人)	何もしない	その他	わからない	不明・無回答				
全体	1,105	2.0	1.7	6.0	0.7				
友達、同僚、上司、教師に相談した	119	0.8	3.4	4.2	1.7				
家族、親類に相談した	99	0.0	3.0	7.1	1.0				
警察に相談した	36	2.8	2.8	2.8	0.0				
弁護士に相談した	21	0.0	0.0	0.0	0.0				
公的機関（法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員会による人権相談窓口）に相談した	22	4.5	13.6	4.5	0.0				
NPO法人など民間団体に相談した	10	0.0	10.0	10.0	0.0				
職場の相談窓口相談した	28	0.0	10.7	10.7	0.0				
相手に抗議した	64	3.1	3.1	6.3	0.0				
何もしなかった	53	9.4	1.9	11.3	1.9				
何もできなかった	41	4.9	2.4	24.4	0.0				
その他	18	0.0	16.7	16.7	0.0				

今後人権が侵害された場合の対処について、人権が侵害されたときの対処別にみると、「警察に相談した」、「弁護士に相談した」、「公的機関（法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員会による人権相談窓口）に相談した」、「NPO法人など民間団体に相談した」、「職場の相談窓口相談した」では、「弁護士に相談する」の割合が最も高くなっています。

問 5

日本の社会には、人権に関するいろいろな問題がありますが、あなたが特に
心を持っているのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

図表 5-1 関心のある人権問題



関心のある人権問題について、「インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題」が46.3%で最も高く、次いで「マスコミによる過剰報道の問題」が46.1%、「女性に関する問題」が40.2%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題」(46.3%)は令和元年度調査(40.3%)より6.0ポイント高く、調査をする毎に増加しています。また、「こどもに関する問題」、「ひとり親家庭に関する問題」は令和元年度調査より5.5ポイント以上低くなっています。

図表 5-2 関心のある人権問題 性別

(単位:%)

		n (人)	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障がいのある人に関する問題	同和問題(部落差別)	日本で暮らす外国人に関する問題	エイズ患者・HIV(エイズ・ウイルス)感染者に関する問題	新型コロナウイルス感染症の感染者・医療従事者やその家族に関する問題	ハンセン病患者・回復者及び家族に関する問題	犯罪被害者に関する問題
全体		1,105	40.2	36.6	31.1	35.0	10.3	21.4	3.8	8.0	4.5	13.6
性別	男性	420	27.1	30.5	30.5	36.7	12.6	25.5	5.0	8.1	4.0	12.4
	女性	649	48.5	40.4	31.9	34.8	8.9	18.6	3.1	8.3	4.6	14.5
	1・2に当てはまらない	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	24	37.5	37.5	29.2	25.0	8.3	29.2	0.0	0.0	4.2	12.5
		n (人)	性的少数者に関する問題	インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題	ホームレスの人に関する問題	北朝鮮拉致被害者に関する問題	刑を終えて出所した人に対する差別の問題	アイヌの人々に関する問題	強人身取労働(性的搾取、人身取引等)に関する問題	ひとり親家庭に関する問題	過剰報道の問題	風評被害や差別など災害に伴う人権侵害の問題
全体		1,105	18.6	46.3	5.7	13.8	4.8	5.2	8.0	12.8	46.1	27.5
性別	男性	420	16.0	47.6	6.4	12.6	5.0	5.2	7.9	11.2	46.7	28.8
	女性	649	20.2	45.5	5.2	15.1	4.5	5.1	8.2	13.7	46.2	27.3
	1・2に当てはまらない	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3
	回答しない	24	16.7	54.2	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	16.7	33.3	16.7
		n (人)	働く人に関する権利の問題	人権侵害の問題	不明・無回答							
全体		1,105	24.0	31.3	1.1							
性別	男性	420	22.6	33.3	1.0							
	女性	649	24.7	30.2	1.1							
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	0.0							
	回答しない	24	33.3	25.0	4.2							

性別でみると、男性は「インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題」が47.6%、女性は「女性に関する問題」が48.5%で最も高くなっています。次いで男性・女性ともに「マスメディアによる過剰報道の問題」が高く、男性46.7%、女性46.2%となっています。続いて男性は「障がいのある人に関する問題」が36.7%、女性は「インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題」が45.5%となっています。

「女性に関する問題」は、女性が男性よりも21.4ポイント高くなっています。

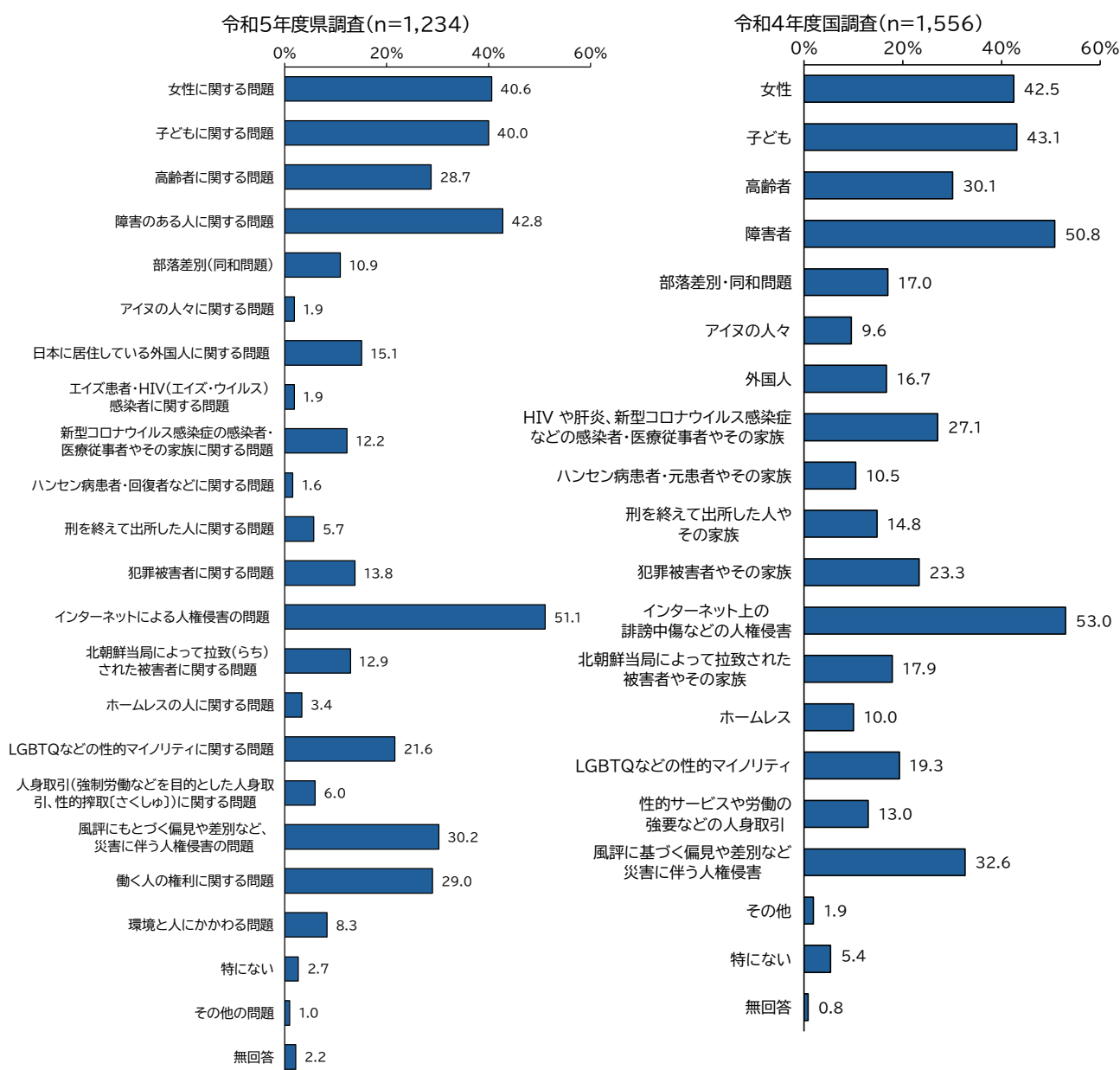
図表 5-3 関心のある人権問題 年齢別

(単位:%)

		n (人)	女性に関する問題	こどもに関する問題	高齢者に関する問題	障がいのある人に関する問題	同和問題(部落差別)	日本で暮らす外国人に関する問題	感染者に関する問題 (エイズ患者・HIV エイズ・ウイルス)	新型コロナウイルス感染症 その家族・医療従事者や 問題	ハンセン病患者・回復者 及び家族に関する問題	犯罪被害者に関する問題
全体		1,105	40.2	36.6	31.1	35.0	10.3	21.4	3.8	8.0	4.5	13.6
年齢別	10歳代	48	45.8	22.9	10.4	22.9	4.2	16.7	0.0	2.1	0.0	12.5
	20歳代	98	49.0	37.8	15.3	29.6	13.3	35.7	7.1	12.2	5.1	15.3
	30歳代	123	46.3	56.9	13.8	35.0	4.9	23.6	2.4	4.1	1.6	14.6
	40歳代	158	49.4	51.3	22.2	38.0	12.0	21.5	4.4	8.9	3.8	12.0
	50歳代	197	44.7	43.1	28.4	37.1	8.6	26.9	3.0	8.6	4.6	19.3
	60歳代	179	42.5	23.5	35.2	35.2	10.1	16.2	1.7	4.5	2.2	14.0
	70歳代	175	25.7	29.1	53.7	38.3	12.0	17.7	5.7	9.1	5.7	9.7
	80歳以上	118	22.0	21.2	47.5	33.1	14.4	14.4	4.2	12.7	10.2	9.3
全体		1,105	18.6	46.3	5.7	13.8	4.8	5.2	8.0	12.8	46.1	27.5
年齢別	10歳代	48	18.8	43.8	6.3	6.3	8.3	2.1	4.2	16.7	37.5	10.4
	20歳代	98	26.5	41.8	12.2	10.2	8.2	7.1	8.2	22.4	44.9	18.4
	30歳代	123	27.6	42.3	6.5	6.5	3.3	3.3	10.6	12.2	37.4	13.0
	40歳代	158	25.3	45.6	4.4	10.8	2.5	4.4	8.2	12.7	41.1	23.4
	50歳代	197	21.8	56.3	5.6	15.2	4.6	5.1	11.2	11.7	48.2	35.5
	60歳代	179	12.8	52.5	2.2	13.4	5.0	2.2	5.6	10.6	46.9	31.8
	70歳代	175	12.6	43.4	4.6	20.0	4.0	8.0	4.6	9.7	54.9	34.9
	80歳以上	118	5.9	34.7	8.5	21.2	5.9	8.5	10.2	12.7	48.3	33.1
全体		1,105	24.0	31.3	1.1							
年齢別	10歳代	48	25.0	12.5	0.0							
	20歳代	98	32.7	37.8	0.0							
	30歳代	123	39.0	28.5	0.0							
	40歳代	158	28.5	39.9	0.0							
	50歳代	197	31.0	41.6	0.5							
	60歳代	179	16.8	29.1	1.7							
	70歳代	175	12.0	25.1	1.1							
	80歳以上	118	11.9	21.2	4.2							

年齢別でみると、10歳代・20歳代は「女性に関する問題」、30歳代・40歳代は「こどもに関する問題」、50歳代・60歳代は「インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題」、70歳以上は「マスコミによる過剰報道の問題」が最も高くなっています。

図表 5-4 関心のある人権問題 他調査結果



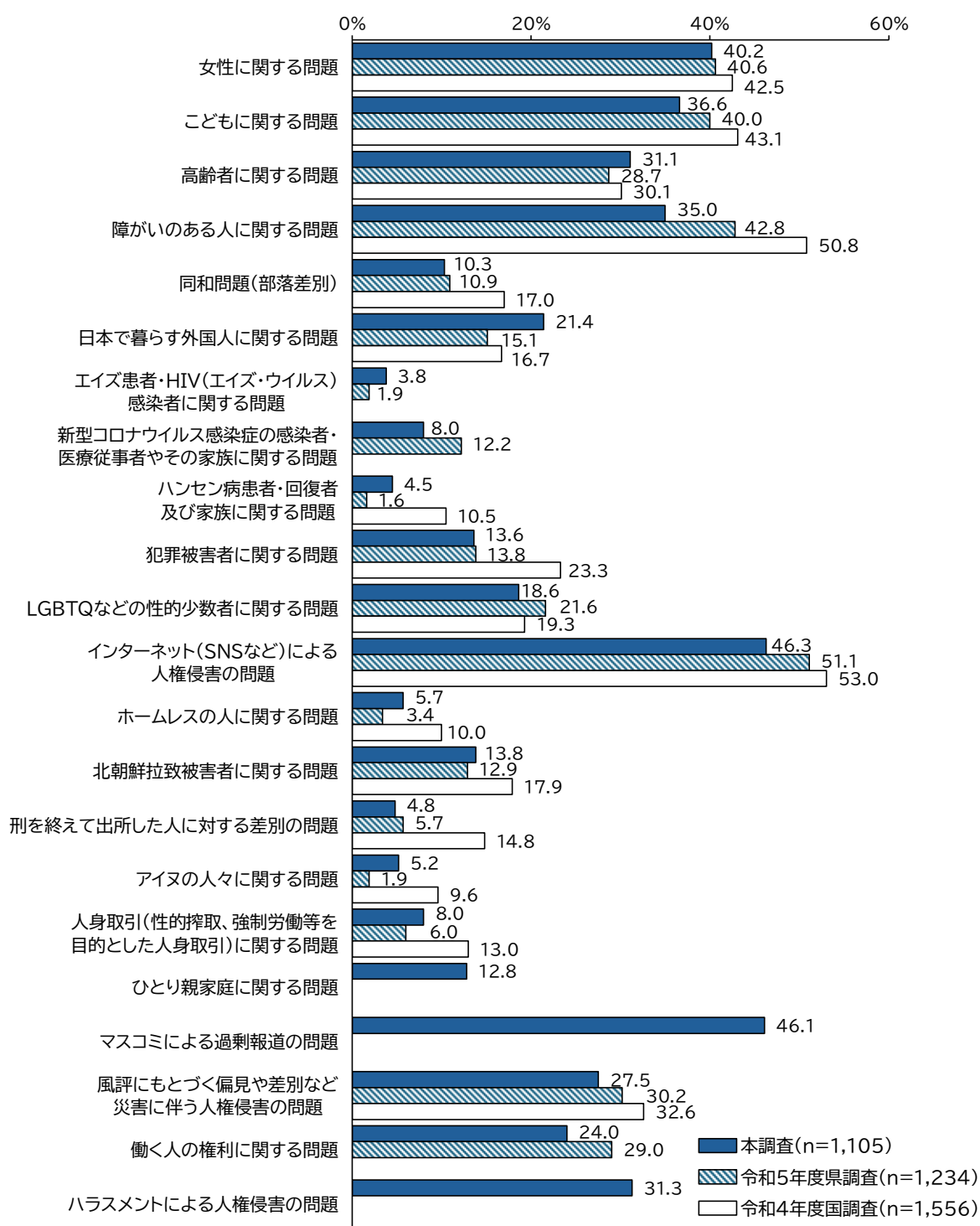
※令和5年度県調査では5つまでの複数回答、令和4年度国調査では複数回答

令和5年度県調査は、「インターネットによる人権侵害の問題」が51.1%で最も高く、次いで「障害のある人に関する問題」が42.8%、「女性に関する問題」が40.6%となっています。

令和4年度国調査は、「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」が53.0%で最も高く、次いで「障害者」が50.8%、「子ども」が43.1%となっています。

「インターネットに関する人権侵害の問題」は、本調査、令和5年度県調査、令和4年度国調査のいずれにおいても最も高くなっています。

図表 5-5 関心のある人権問題 他調査との比較



※令和5年度県調査では5つまでの複数回答、令和4年度国調査では複数回答

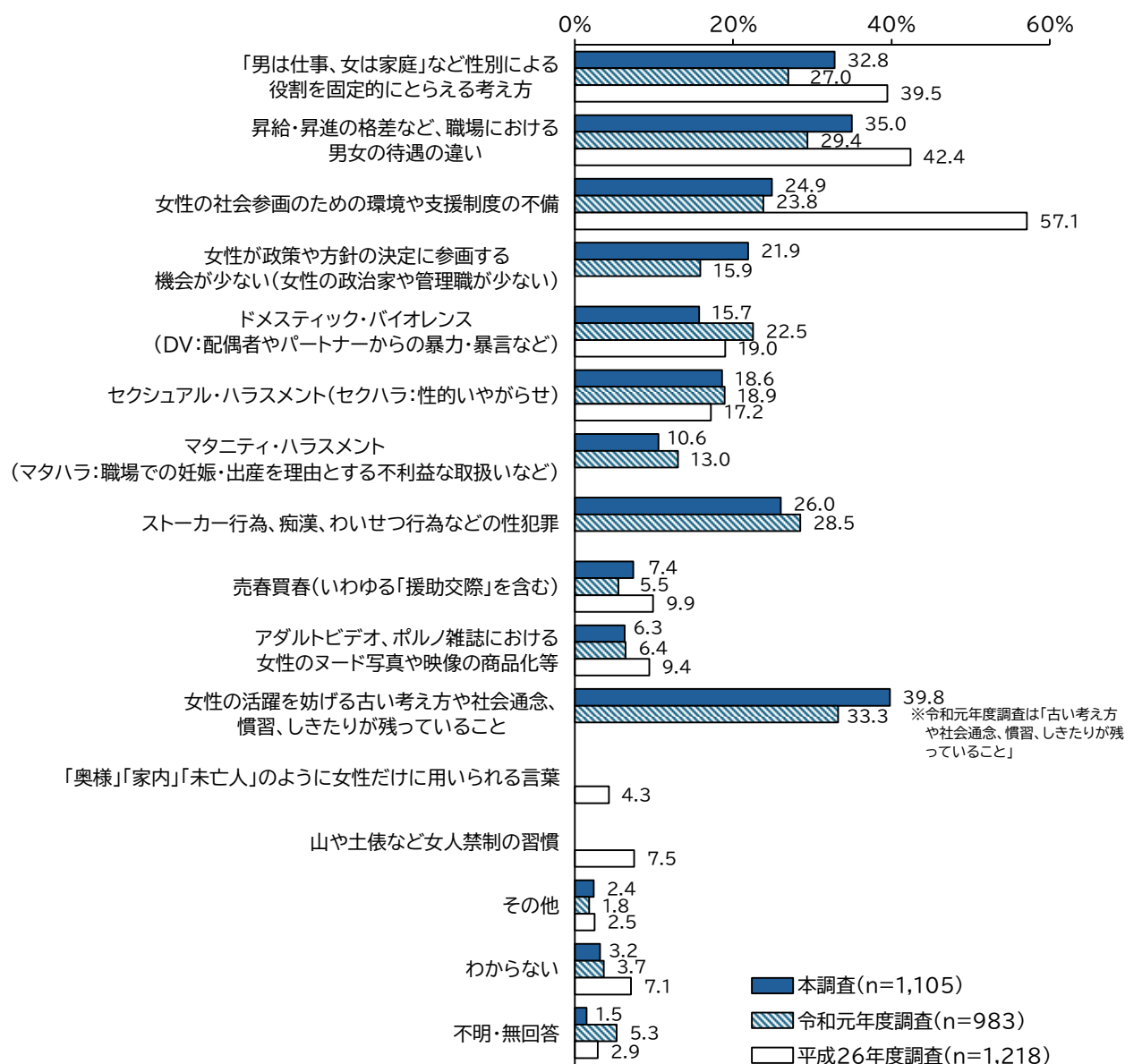
令和5年度県調査と比較すると、「日本で暮らす外国人に関する問題」は令和5年度県調査より6.3ポイント高く、「障がいのある人に関する問題」、「働く人の権利に関する問題」は5.0ポイント以上低くなっています。

令和4年度国調査と比較すると、「子どもに関する問題」、「障がいのある人に関する問題」、「同和問題(部落差別)」、「ハンセン病患者・回復者及び家族に関する問題」、「犯罪被害者に関する問題」、「インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題」、「刑を終えて出所した人に対する差別の問題」、「人身取引(性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引)に関する問題」、「風評にもとづく偏見や差別など災害に伴う人権侵害の問題」は令和4年度国調査より5.0ポイント以上低くなっています。

3. 女性の人権について

問 6	女性に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
-----	--

図表 6-1 女性の人権に関する問題点



女性の人権に関する問題点について、「女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」が39.8%で最も高く、次いで「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」が35.0%、「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方が32.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方、「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」、「女性が政策や方針の決定に参画する機会が少ない(女性の政治家や管理職が少ない)」、「女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」は、令和元年度調査より5.5ポイント以上高く、「ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者やパートナーからの暴力・暴言など)」は、令和元年度調査よりも6.8ポイント低くなっています。

図表 6-2 女性の人権に関する問題点 性別

(単位:%)

		n (人)	「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方	昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い	女性の社会参画のための環境や支援制度の不備	女性が政策や方針の決定に参画する機会が少ない(女性の政治的参加が少ない)	ドメスティック・バイオレンス(DV) 配偶者やパートナーからの暴力・暴言など	セクシュアル・ハラスメント(セクハラ) 性的いやがらせ	理由とする不利益な取扱いなど(マタハラ・職場での妊娠・出産・育児・介護など)	ストーカー行為、痴漢、わいせつ行為などの性犯罪	売春買春(いわゆる「援助交際」を含む)	アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化等
全体		1,105	32.8	35.0	24.9	21.9	15.7	18.6	10.6	26.0	7.4	6.3
性別	男性	420	32.6	29.5	21.2	22.6	13.8	19.3	11.7	28.8	8.3	5.2
	女性	649	33.0	38.7	27.6	21.7	16.6	18.3	10.2	24.0	6.6	6.9
	1・2に当てはまらない	3	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	24	37.5	33.3	25.0	20.8	20.8	12.5	8.3	29.2	12.5	12.5
		n (人)	残社会性の活動、慣習、しきたりが残っていること	その他	わからない	不明・無回答						
全体		1,105	39.8	2.4	3.2	1.5						
性別	男性	420	35.2	2.6	4.5	1.7						
	女性	649	43.3	2.2	1.8	1.5						
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	33.3	0.0						
	回答しない	24	25.0	4.2	8.3	0.0						

性別でみると、男性・女性ともに「女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」が最も高く、男性35.2%、女性43.3%となっています。次いで男性は「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方」が32.6%、女性は「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」が38.7%となっています。続いて男性は「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」が29.5%、女性は「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方」が33.0%となっています。

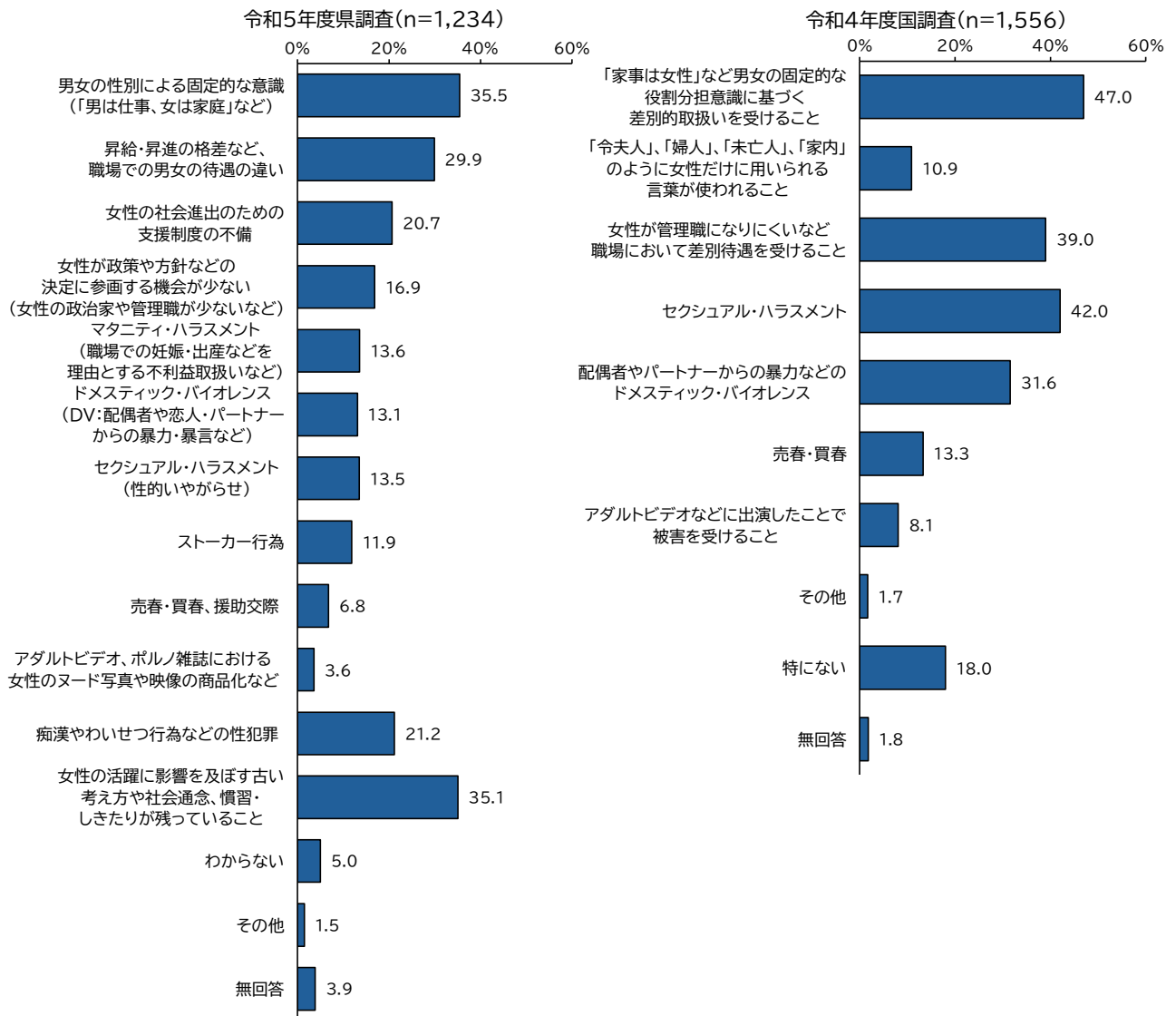
図表 6-3 女性の人権に関する問題点 年齢別

(単位:%)

		n (人)	「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方	昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い	女性の社会参画のための環境や支援制度の不備	女性が政策や方針の決定に参画する機会が少ない(女性の政治的参加が少ない)	ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者やパートナーからの暴力・暴言など	セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)・性的いやがらせ	理由とする不利益な取扱いなど(マタハラ・職場での妊娠・出産)	ストーカー行為、痴漢、わいせつ行為などの性犯罪	売春買春(いわゆる「援助交際」を含む)	アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化等
全体		1,105	32.8	35.0	24.9	21.9	15.7	18.6	10.6	26.0	7.4	6.3
年齢別	10歳代	48	45.8	35.4	16.7	2.1	12.5	41.7	18.8	29.2	10.4	8.3
	20歳代	98	31.6	34.7	23.5	19.4	19.4	30.6	16.3	27.6	10.2	5.1
	30歳代	123	38.2	37.4	26.0	17.1	7.3	23.6	16.3	30.1	11.4	6.5
	40歳代	158	32.9	30.4	22.8	17.7	23.4	17.7	13.9	24.7	5.7	2.5
	50歳代	197	32.0	33.0	22.3	19.3	19.3	23.4	8.1	33.0	6.1	5.6
	60歳代	179	29.6	40.8	27.4	26.3	17.3	14.5	9.5	24.0	3.4	6.7
	70歳代	175	28.6	37.1	28.6	29.1	12.0	10.3	6.3	23.4	3.4	5.7
	80歳以上	118	37.3	31.4	28.0	30.5	8.5	5.9	5.1	15.3	16.1	12.7
		n (人)	残社会女性の活躍を妨げること、慣習、しきたりが残っていること	その他	わからない	不明・無回答						
全体		1,105	39.8	2.4	3.2	1.5						
年齢別	10歳代	48	20.8	4.2	0.0	0.0						
	20歳代	98	24.5	2.0	3.1	0.0						
	30歳代	123	38.2	2.4	1.6	0.0						
	40歳代	158	38.0	6.3	3.8	0.6						
	50歳代	197	42.6	2.0	1.5	0.0						
	60歳代	179	45.8	2.8	3.4	1.1						
	70歳代	175	48.0	0.0	4.6	2.3						
	80歳以上	118	38.1	0.0	4.2	8.5						

年齢別でみると、10歳代は「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方、20歳代は「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」、30歳代は「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方と「女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」、その他の年代では「女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」が最も高くなっています。

図表 6-4 女性の人権に関する問題点 他調査結果



※令和5年度県調査では3つまでの複数回答、令和4年度国調査では複数回答

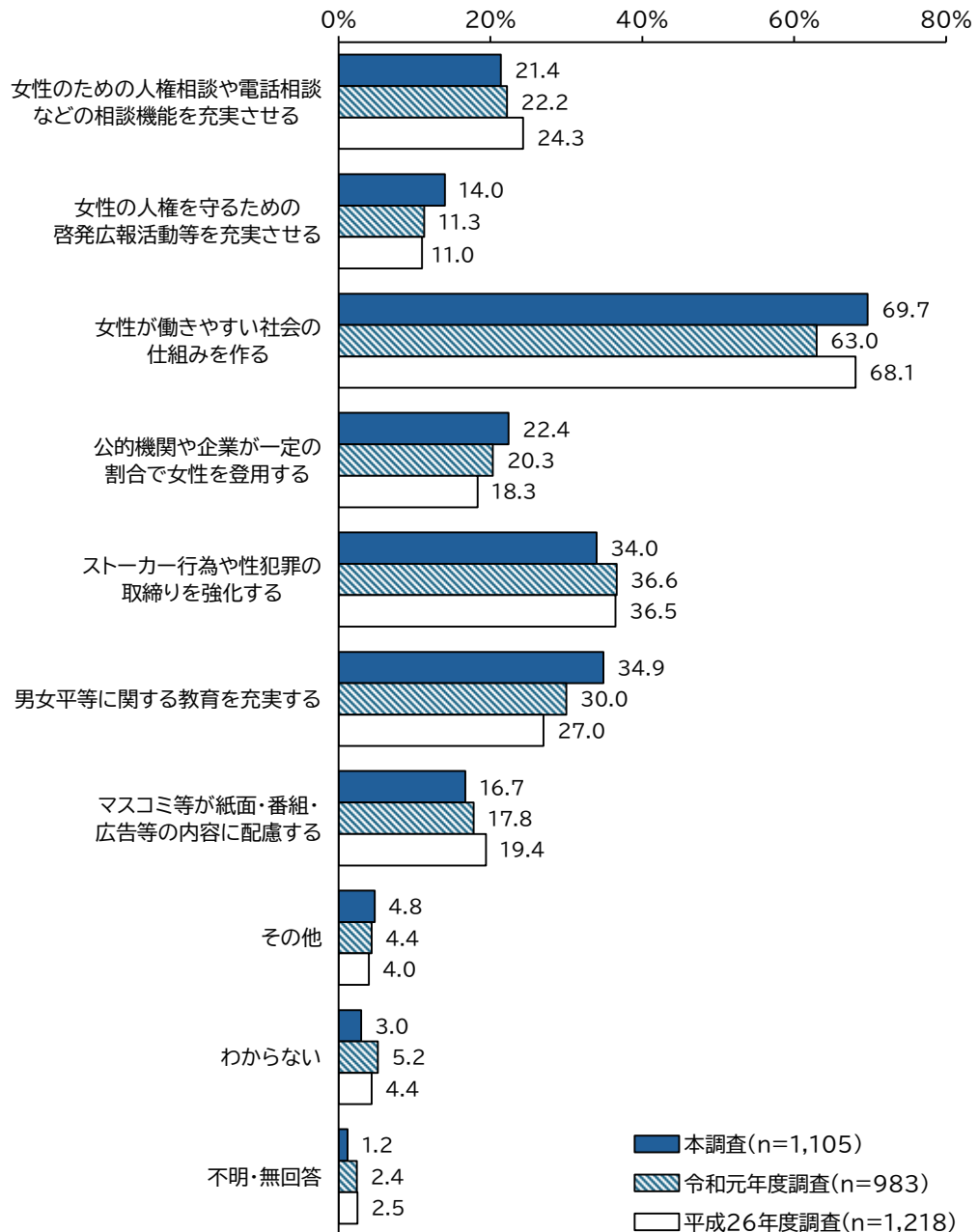
令和5年度県調査は、「男女の性別による固定的な意識(「男は仕事、女は家庭」など)」が35.5%で最も高く、次いで「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること」が35.1%、「昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」が29.9%となっています。

令和4年度国調査は、「「家事は女性」など男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」が47.0%で最も高く、次いで「セクシュアル・ハラスメント」が42.0%、「女性が管理職になりにくいなど職場において差別待遇を受けること」が39.0%となっています。

問 7

あなたは、女性の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 7-1 女性の人権を守るために特に必要なこと



女性の人権を守るために特に必要なことについて、「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が69.7%で最も高く、次いで「男女平等に関する教育を充実する」が34.9%、「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」が34.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」(69.7%)は、令和元年度調査(63.0%)より6.7ポイント高くなっています。

図表 7-2 女性の人権を守るために特に必要なこと 性別・年齢別

(単位:%)

		n (人)	女性のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる	女性の人権を守るための啓発広報活動等を充実させる	女性が働きやすい社会の仕組みを作る	公的機関や企業が一定の割合で女性を登用する	ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する	男女平等に関する教育を充実する	マスコミ等が紙面・番組・広告等の内容に配慮する	その他	わからない	不明・無回答
全体		1,105	21.4	14.0	69.7	22.4	34.0	34.9	16.7	4.8	3.0	1.2
性別	男性	420	20.0	14.0	64.3	22.4	34.0	33.8	16.2	3.8	3.8	1.2
	女性	649	22.2	14.2	74.0	23.3	34.2	36.2	17.1	5.4	1.8	1.2
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0
	回答しない	24	33.3	12.5	58.3	8.3	29.2	16.7	20.8	8.3	12.5	0.0
年齢別	10歳代	48	18.8	4.2	56.3	12.5	45.8	25.0	20.8	2.1	4.2	2.1
	20歳代	98	17.3	9.2	69.4	16.3	45.9	36.7	13.3	5.1	3.1	0.0
	30歳代	123	9.8	11.4	78.0	21.1	41.5	39.0	11.4	7.3	3.3	0.0
	40歳代	158	14.6	11.4	70.3	18.4	34.8	42.4	13.3	6.3	2.5	0.6
	50歳代	197	21.8	14.7	67.5	20.8	38.1	30.5	15.7	9.1	3.0	0.0
	60歳代	179	28.5	14.0	73.2	26.8	29.6	31.8	17.9	3.4	2.8	1.1
	70歳代	175	24.0	22.9	69.1	26.3	22.9	36.0	23.4	1.7	2.9	0.6
	80歳以上	118	33.9	15.3	66.9	29.7	25.4	33.9	19.5	0.8	1.7	6.8

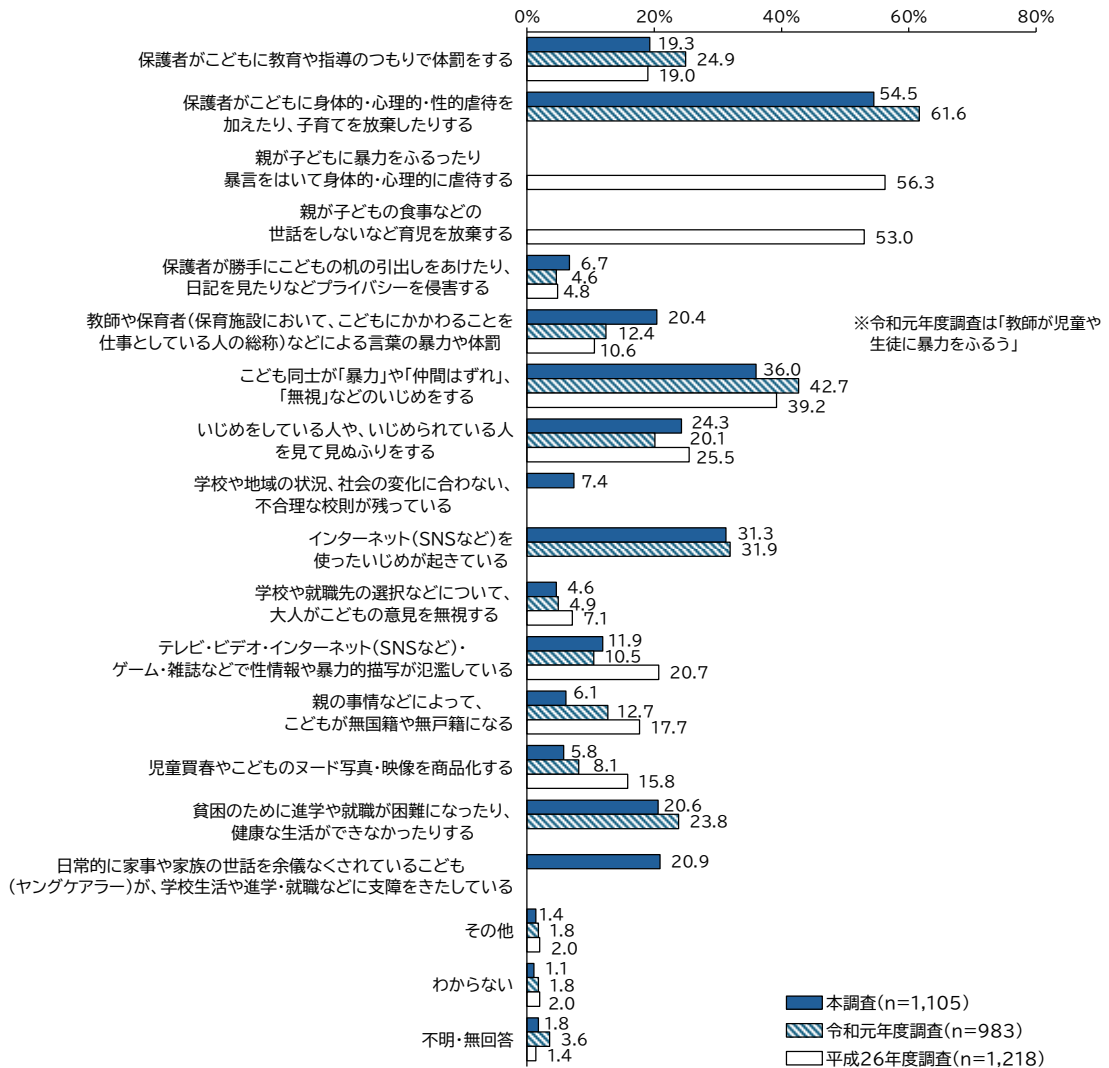
性別でみると、男性・女性ともに「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が最も高く、男性64.3%、女性74.0%となっています。次いで男性は「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」が34.0%、女性は「男女平等に関する教育を充実する」が36.2%となっています。続いて男性は「男女平等に関する教育を充実する」が33.8%、女性は「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」が34.2%となっています。

年齢別でみると、すべての年代で「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が最も高く、次いで10歳代から30歳代及び50歳代は「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」、40歳代及び60歳以上は「男女平等に関する教育を充実する」となっています。また、80歳以上は「女性のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる」が30%台と他の年代より高くなっています。

4. こどもの人権について

問 8	こどもに関することからで、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
-----	--

図表 8-1 こどもの人権に関する問題点



こどもの人権に関する問題点について、「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」が54.5%で最も高く、次いで「こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」が36.0%、「インターネット(SNSなど)を使ったいじめが起きている」が31.3%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「保護者がこどもに教育や指導のつもりで体罰をする」、「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」、「こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」、「親の事情などによって、こどもが無国籍や無戸籍になる」は令和元年度調査より5.5ポイント以上低く、「教師や保育者(保育施設において、こどもにかかわることを仕事としている人の総称)などによる言葉の暴力や体罰」(20.4%)は令和元年度調査(12.4%)より8.0ポイント高くなっています。

図表 8-2 こどもの人権に関する問題点 性別

(単位:%)

		n（人）	保護者がこどもに教育や指導のつもりで体罰をする	保護者がこどもに身体的・心理的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする	保護者が勝手にこどもの机の引出しをあけたり、日記を見たりなどプライバシーを侵害する	教師や保育者（保育施設において、こどもにかかわることを仕事としている人の総称）などによる言葉の暴力や体罰	こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする	いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする	学校や地域の状況、社会の変化に合わない、不合理な校則が残っている	インターネット（SNSなど）を使いたいじめが起きている	学校や就職先の選択などについて、大人がこどもの意見を無視する	テレビ・ビデオ・インターネット（SNSなど）・ゲーム・雑誌などで性情報や暴力的描写が氾濫している
全体		1,105	19.3	54.5	6.7	20.4	36.0	24.3	7.4	31.3	4.6	11.9
性別	男性	420	22.9	56.0	5.5	16.2	37.4	29.8	9.0	31.0	3.6	8.8
	女性	649	16.9	53.6	7.1	23.1	35.9	21.1	6.2	31.7	5.2	14.2
	1・2に当てはまらない	3	66.7	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	回答しない	24	20.8	58.3	12.5	25.0	16.7	12.5	16.7	33.3	4.2	8.3
		n（人）	無国籍や無戸籍になる	児童買春や子どものヌード写真・映像を商品化する	貧困のために健康な生活が困難になったり、進学や就職が困難になったりする	ケアワークなどが、学校生活や進学・就職などに支障をきたしている	日常的に家事や家族の世話を余儀なくされているこども（ヤング・ケアラー）	その他	わからない	不明・無回答		
全体		1,105	6.1	5.8	20.6	20.9	1.4	1.1	1.8			
性別	男性	420	5.7	3.1	19.8	15.5	1.9	0.7	1.7			
	女性	649	6.0	7.6	21.4	24.5	0.9	1.1	2.0			
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0			
	回答しない	24	12.5	4.2	16.7	25.0	4.2	4.2	0.0			

性別でみると、男性・女性ともに「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」が最も高く、男性56.0%、女性53.6%となっています。次いで「こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」が男性37.4%、女性35.9%、「インターネット（SNSなど）を使ったいじめが起きている」が男性31.0%、女性31.7%となっています。

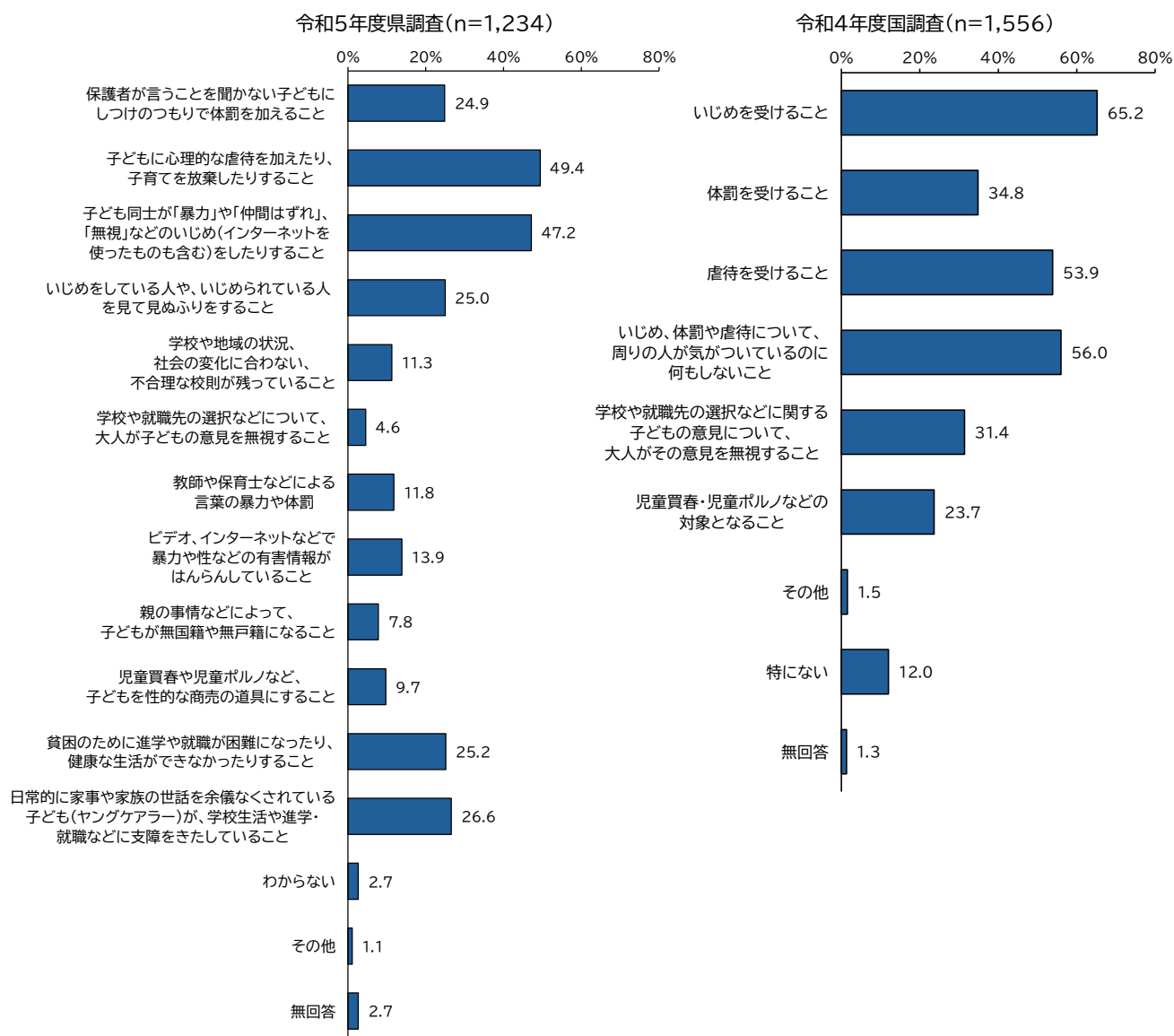
図表 8-3 こどもの人権に関する問題点 年齢別

(単位:%)

		n（人）	保護者がこどもに教育や指導のつもりで体罰をする	保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする	保護者が勝手にこどもの机の引出しをあげたり、日記を見たりなどプライバシーを侵害する	教師や保育者（保育施設において、このど	もにかかわることや仕事として、このど	総称）などによる言葉の暴力や体罰	を「無視」などのいじめをする	こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」	いじめをしている人や、いじめられている人を見ぬふりをする	学校や地域の状況、社会の変化に合わない、不合理な校則が残っている	インターネット（SNSなど）を使いたいじめが起きている	学校や就職先の選択などについて、大人がこどもの意見を無視する	テレビ・ビデオ・インターネット（SNSなど）・ゲーム・雑誌などで情報や暴力的描写が氾濫している
全体		1,105	19.3	54.5	6.7	20.4	36.0	24.3	7.4	31.3	4.6	11.9			
年齢別	10歳代	48	33.3	43.8	25.0	10.4	43.8	25.0	6.3	31.3	10.4	0.0			
	20歳代	98	22.4	61.2	14.3	20.4	32.7	22.4	11.2	26.5	8.2	4.1			
	30歳代	123	20.3	58.5	7.3	22.8	37.4	20.3	9.8	37.4	7.3	6.5			
	40歳代	158	9.5	54.4	5.1	26.6	36.7	26.6	10.1	39.9	3.8	12.0			
	50歳代	197	20.3	57.4	6.1	20.8	28.9	19.3	10.7	35.5	2.5	12.2			
	60歳代	179	19.6	56.4	2.8	18.4	39.7	22.9	3.4	31.8	2.8	15.6			
	70歳代	175	18.3	50.9	2.3	20.0	40.0	29.7	5.1	27.4	3.4	13.1			
	80歳以上	118	23.7	48.3	8.5	16.9	33.9	28.0	3.4	16.9	5.9	20.3			
		n（人）	無国籍や無戸籍などによって、こどもが	児童を商品化する	貧困のために健康な生活が困難になったり、進学や就職ができたたりする	日常的に家事や家族の世話を余儀なくされているこどもや、学校生活や進学・就職などに支障をきたしている	その他	わからない	不明・無回答						
全体		1,105	6.1	5.8	20.6	20.9	1.4	1.1	1.8						
年齢別	10歳代	48	4.2	4.2	18.8	6.3	2.1	0.0	0.0						
	20歳代	98	3.1	5.1	22.4	20.4	2.0	0.0	0.0						
	30歳代	123	3.3	5.7	20.3	22.0	1.6	0.8	1.6						
	40歳代	158	5.7	7.6	18.4	15.8	1.9	1.3	0.6						
	50歳代	197	5.1	5.6	21.8	28.9	2.5	0.0	0.5						
	60歳代	179	6.1	6.7	17.9	26.8	1.1	1.7	2.2						
	70歳代	175	7.4	2.3	25.7	19.4	0.0	1.7	2.9						
	80歳以上	118	11.9	8.5	17.8	13.6	0.0	0.8	5.9						

年齢別でみると、すべての年代で「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」が最も高く、10歳代は「こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」もともに高くなっています。次いで、20歳代・30歳代及び60歳代以上は「こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」が高くなっており、30歳代から50歳代は「インターネット（SNSなど）を使ったいじめが起きている」が高くなっています。

図表 8-4 こどもの人権に関する問題点 他調査結果



※令和5年度県調査では3つまでの複数回答、令和4年度国調査では複数回答

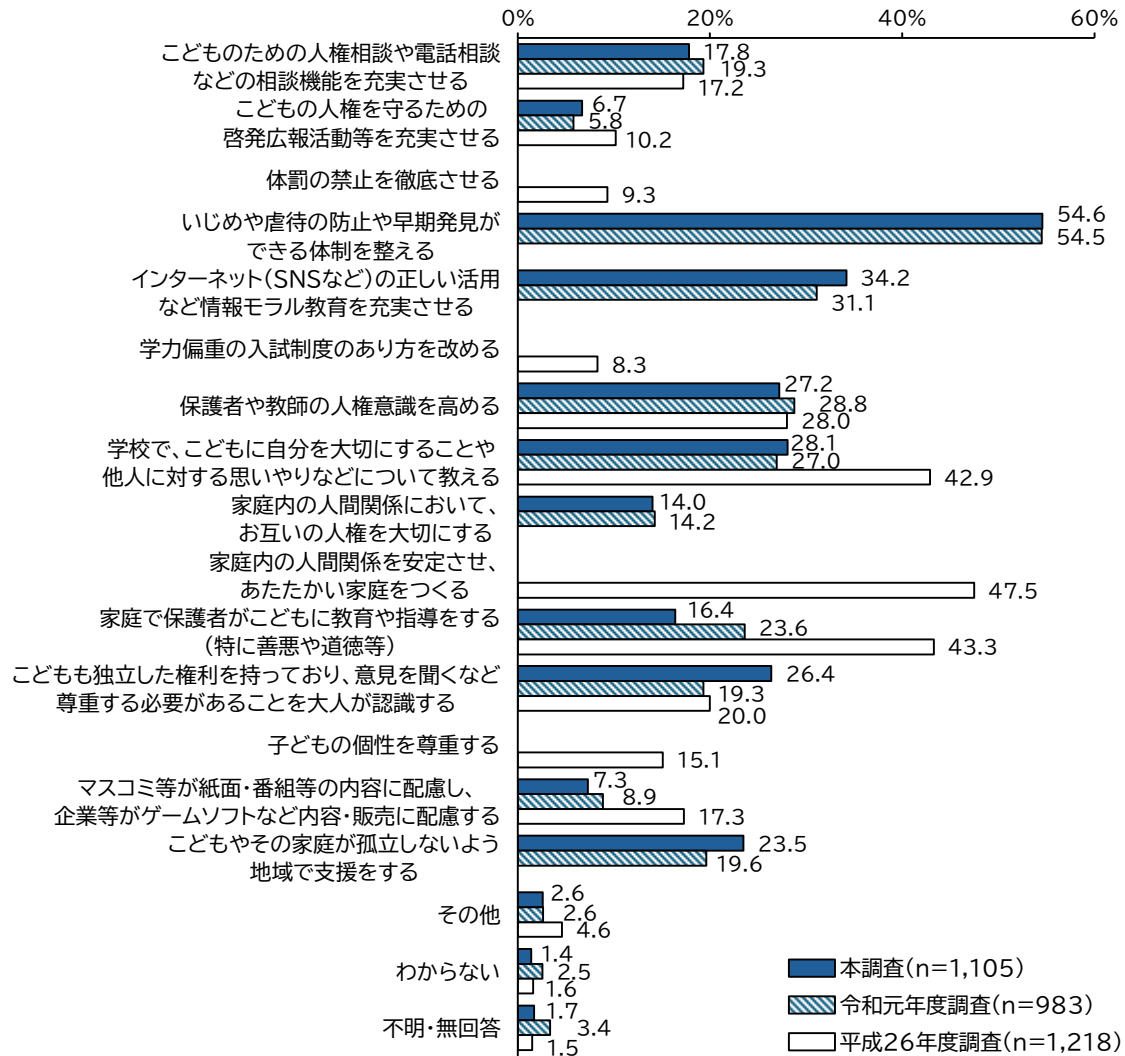
令和5年度県調査は、「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること」が49.4%で最も高く、次いで「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめ(インターネットを使ったものも含む)をしたりすること」が47.2%、「日常的に家事や家族の世話を余儀なくされている子ども(ヤングケアラー)が、学校生活や進学・就職などに支障をきたしていること」が26.6%となっています。

令和4年度国調査は、「いじめを受けること」が65.2%で最も高く、次いで「いじめ、体罰や虐待について、周りの人が気がついていないのに何もしないこと」が56.0%、「虐待を受けること」が53.9%となっています。

問 9

あなたは、こどもの人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 9-1 こどもの人権を守るために特に必要なこと



こどもの人権を守るために特に必要なことについて、「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」が54.6%で最も高く、次いで「インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる」が34.2%、「学校で、こどもに自分を大切にすることや他人に対する思いやりなどについて教える」が28.1%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「家庭で保護者がこどもに教育や指導をする(特に善悪や道徳等)」(16.4%)は令和元年度調査(23.6%)より7.2ポイント低く、調査をする毎に減少しています。

「こどもも独立した権利を持っており、意見を聞くなど尊重する必要があることを大人が認識する」(26.4%)は令和元年度調査(19.3%)より7.1ポイント高くなっています。

図表 9-2 こどもの人権を守るために特に必要なこと 性別

(単位:%)

		n (人)	こどものための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる	こどもの人権を守るための啓発広報活動等を充実させる	いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える	インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる	保護者や教師の人権意識を高める	学校で、こどもに自分を大切にすることや他人に対する思いやりなどについて教える	家庭内の人間関係を大切に、お互いの人権を大切にする	家庭で保護者がこどもに教育や指導をする(特に善悪や道徳等)	こどもも独立した権利を持つており、意見を聞くなど尊重する必要があることを大人が認識する	マスコミ等が紙面・番組の内容などに配慮し、企業等がゲームソフトなどに配慮する
全体		1,105	17.8	6.7	54.6	34.2	27.2	28.1	14.0	16.4	26.4	7.3
性別	男性	420	18.8	6.7	54.5	33.1	27.6	26.4	11.9	18.8	22.6	4.5
	女性	649	17.6	6.6	54.7	35.0	27.4	29.7	15.4	14.6	28.7	9.1
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	66.7	33.3
	回答しない	24	12.5	8.3	54.2	41.7	20.8	16.7	16.7	16.7	25.0	8.3
		n (人)	こどもやその家庭が孤立しないよう地域で支援をする	その他	わからない	不明・無回答						
全体		1,105	23.5	2.6	1.4	1.7						
性別	男性	420	25.2	2.9	0.5	1.4						
	女性	649	23.1	2.0	1.7	2.0						
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	0.0	0.0						
	回答しない	24	16.7	8.3	8.3	0.0						

性別でみると、男性・女性ともに「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」が最も高く、男性54.5%、女性54.7%となっています。次いで「インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる」が男性33.1%、女性35.0%となっています。続いて男性は「保護者や教師の人権意識を高める」が27.6%、女性は「学校で、こどもに自分を大切にすることや他人に対する思いやりなどについて教える」が29.7%となっています。

図表 9-3 こどもの人権を守るために特に必要なこと 年齢別

(単位:%)

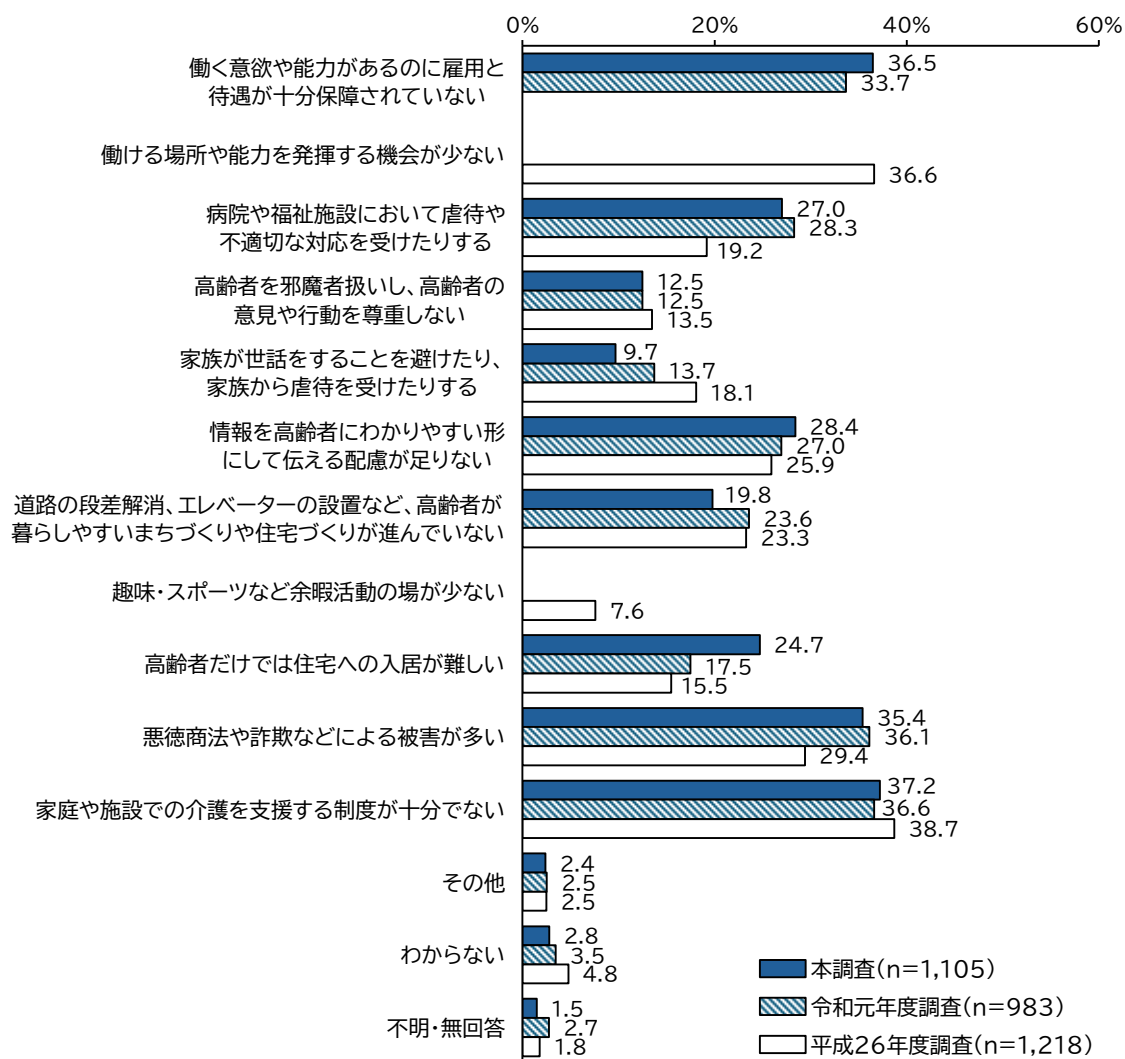
		n (人)	こどものための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる	こどもの人権を守るための啓発広報活動等を充実させる	いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える	インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる	保護者や教師の人権意識を高める	学校で、子どもに自分を大切にすることや他人に対する思いやりなどについて教える	家庭内の人間関係において、お互いの人権を大切に	家庭で保護者がこどもに教育や指導をする(特に善悪や道徳等)	こどもも独立した権利を持っており、意見を聞くなど尊重する必要があることを大人が認識する	マスコミ等が紙面・番組の内容などに配慮し、販売などがゲームソフトなどに配慮する
全体		1,105	17.8	6.7	54.6	34.2	27.2	28.1	14.0	16.4	26.4	7.3
年齢別	10歳代	48	12.5	2.1	64.6	33.3	33.3	8.3	20.8	12.5	25.0	4.2
	20歳代	98	18.4	5.1	62.2	35.7	24.5	22.4	16.3	15.3	23.5	6.1
	30歳代	123	13.8	4.9	49.6	39.0	26.0	24.4	18.7	13.0	33.3	5.7
	40歳代	158	11.4	2.5	45.6	43.7	29.7	34.8	17.1	16.5	24.7	8.9
	50歳代	197	14.7	6.6	52.8	32.0	31.0	24.9	12.7	14.7	34.5	6.1
	60歳代	179	21.8	10.1	57.5	37.4	24.6	23.5	10.1	16.2	23.5	6.7
	70歳代	175	20.0	10.3	57.7	31.4	28.0	33.7	14.9	17.7	22.9	8.6
	80歳以上	118	29.7	7.6	56.8	20.3	22.9	40.7	7.6	22.9	20.3	11.0
		n (人)	ようこどもやその地域で支援をする	その他	わからない	不明・無回答						
全体		1,105	23.5	2.6	1.4	1.7						
年齢別	10歳代	48	22.9	2.1	0.0	0.0						
	20歳代	98	25.5	4.1	1.0	0.0						
	30歳代	123	27.6	3.3	1.6	1.6						
	40歳代	158	24.7	3.8	1.3	0.6						
	50歳代	197	24.9	3.6	0.0	0.5						
	60歳代	179	25.7	1.1	2.2	2.2						
	70歳代	175	18.3	1.1	2.3	2.3						
	80歳以上	118	20.3	0.8	0.8	5.9						

年齢別でみると、すべての年代で「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」が最も高くなっています。次いで10歳代から40歳代及び60歳代は「インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる」、50歳代は「こどもも独立した権利を持っており、意見を聞くなど尊重する必要があることを大人が認識する」、70歳以上は「学校で、こどもに自分を大切にすることや他人に対する思いやりなどについて教える」となっています。

5. 高齢者の人権について

問10	高齢者に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
-----	---

図表 10-1 高齢者の人権に関する問題点



高齢者の人権に関する問題点について、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」が37.2%で最も高く、次いで「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」が36.5%、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多い」が35.4%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「高齢者だけでは住宅への入居が難しい」(24.7%)は令和元年度調査(17.5%)より7.2ポイント高く、調査をする毎に増加しています。

図表 10-2 高齢者の人権に関する問題点 性別

(単位:%)

		n (人)	働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない	病院や福祉施設において虐待や不適切な対応を受けていたりする	高齢者を邪魔者扱いし、高齢者の意見や行動を尊重しない	家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けていたりする	情報を高齢者にわかりやすい形で伝える配慮が足りない	道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすい環境づくりが進んでいない	高齢者だけでは住宅への入居が難しい	悪徳商法や詐欺などによる被害が多い	家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない	その他
全体		1,105	36.5	27.0	12.5	9.7	28.4	19.8	24.7	35.4	37.2	2.4
性別	男性	420	39.0	21.4	12.1	11.0	22.4	17.6	23.6	38.3	34.5	1.9
	女性	649	34.8	30.7	12.5	9.1	33.0	21.4	25.7	33.3	38.7	2.8
	1・2に当てはまらない	3	66.7	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0
	回答しない	24	41.7	25.0	16.7	8.3	12.5	16.7	12.5	45.8	45.8	0.0
		n (人)	わからない	不明・無回答								
全体		1,105	2.8	1.5								
性別	男性	420	4.5	1.2								
	女性	649	1.5	1.8								
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0								
	回答しない	24	8.3	0.0								

性別でみると、男性は「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」が39.0%と最も高く、次いで「悪徳商法や詐欺などによる被害が多い」が38.3%、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」が34.5%となっています。女性は「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」が38.7%と最も高く、次いで「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」が34.8%、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多い」が33.3%となっています。

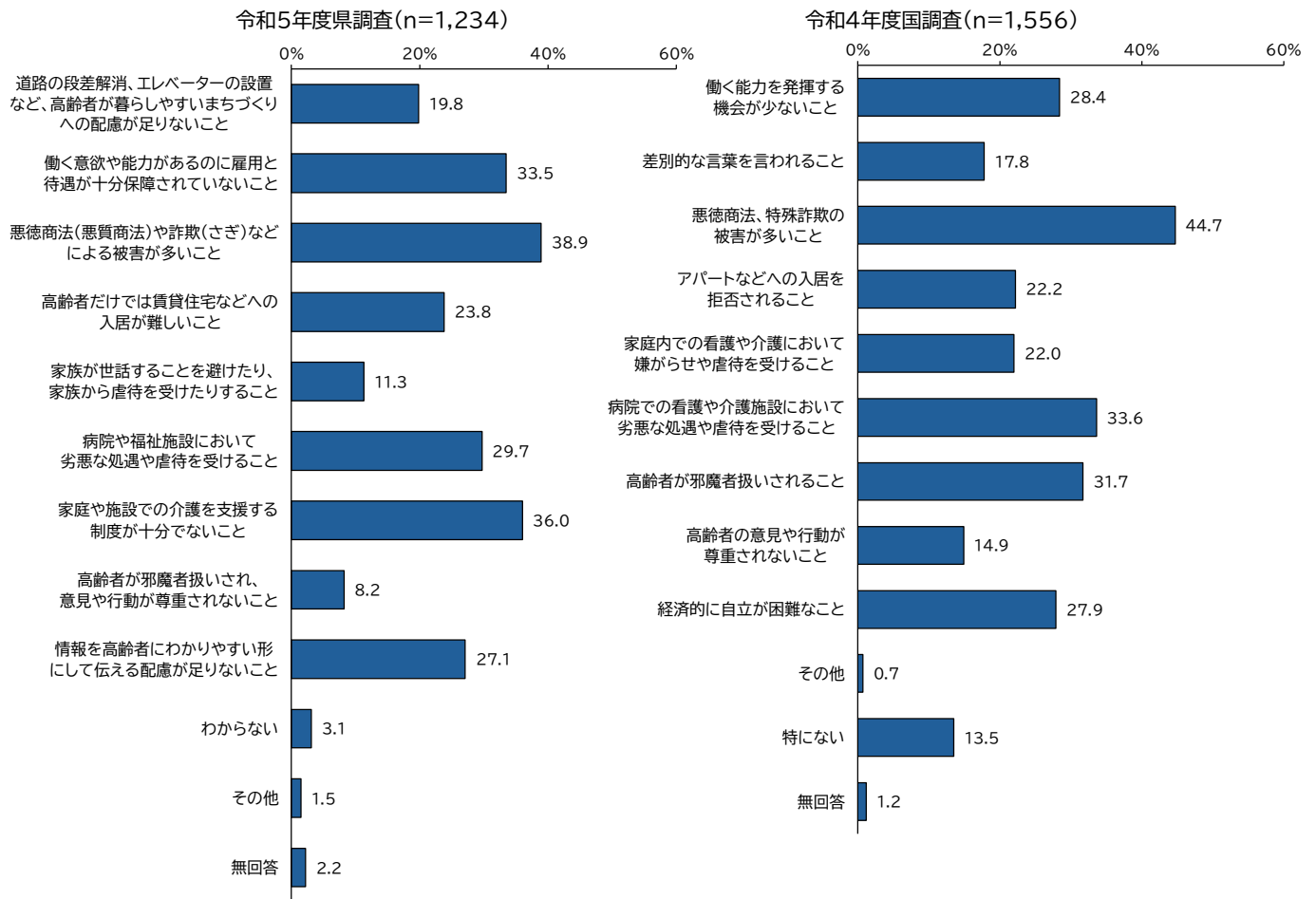
図表 10-3 高齢者の人権に関する問題点 年齢別

(単位:%)

		n (人)	働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない	病院や福祉施設において虐待や不適切な対応を受けていたりする	高齢者を邪魔者扱いし、高齢者の意見や行動を尊重しない	家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けたりする	情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない	道路などの段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない	高齢者だけでは住宅への入居が難しい	悪徳商法や詐欺などによる被害が多い	家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない	その他
全体		1,105	36.5	27.0	12.5	9.7	28.4	19.8	24.7	35.4	37.2	2.4
年齢別	10歳代	48	33.3	18.8	22.9	22.9	18.8	14.6	2.1	45.8	20.8	0.0
	20歳代	98	26.5	28.6	14.3	11.2	21.4	15.3	14.3	42.9	39.8	3.1
	30歳代	123	38.2	27.6	14.6	10.6	13.0	17.9	23.6	37.4	36.6	1.6
	40歳代	158	39.9	23.4	10.1	12.0	23.4	17.1	29.7	38.6	37.3	3.2
	50歳代	197	42.1	29.9	8.6	9.1	35.5	12.7	28.9	37.1	37.1	3.0
	60歳代	179	40.8	30.7	8.9	5.6	31.8	24.6	26.8	30.2	42.5	2.2
	70歳代	175	34.3	26.9	12.6	6.9	36.0	22.9	24.0	33.1	44.0	0.6
	80歳以上	118	28.8	22.9	19.5	10.2	33.1	30.5	27.1	27.1	26.3	4.2
全体		1,105	2.8	1.5								
年齢別	10歳代	48	8.3	0.0								
	20歳代	98	4.1	0.0								
	30歳代	123	4.9	1.6								
	40歳代	158	1.9	0.6								
	50歳代	197	1.5	0.5								
	60歳代	179	3.4	1.7								
	70歳代	175	1.7	2.9								
	80歳以上	118	0.8	4.2								

年齢別でみると、10歳代・20歳代は「悪徳商法や詐欺などによる被害が多い」、30歳代から50歳代は「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」、60歳代・70歳代は「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」、80歳以上は「情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない」が最も高くなっています。

図表 10-4 高齢者の人権に関する問題点 他調査結果



※令和5年度県調査では3つまでの複数回答、令和4年度国調査では複数回答

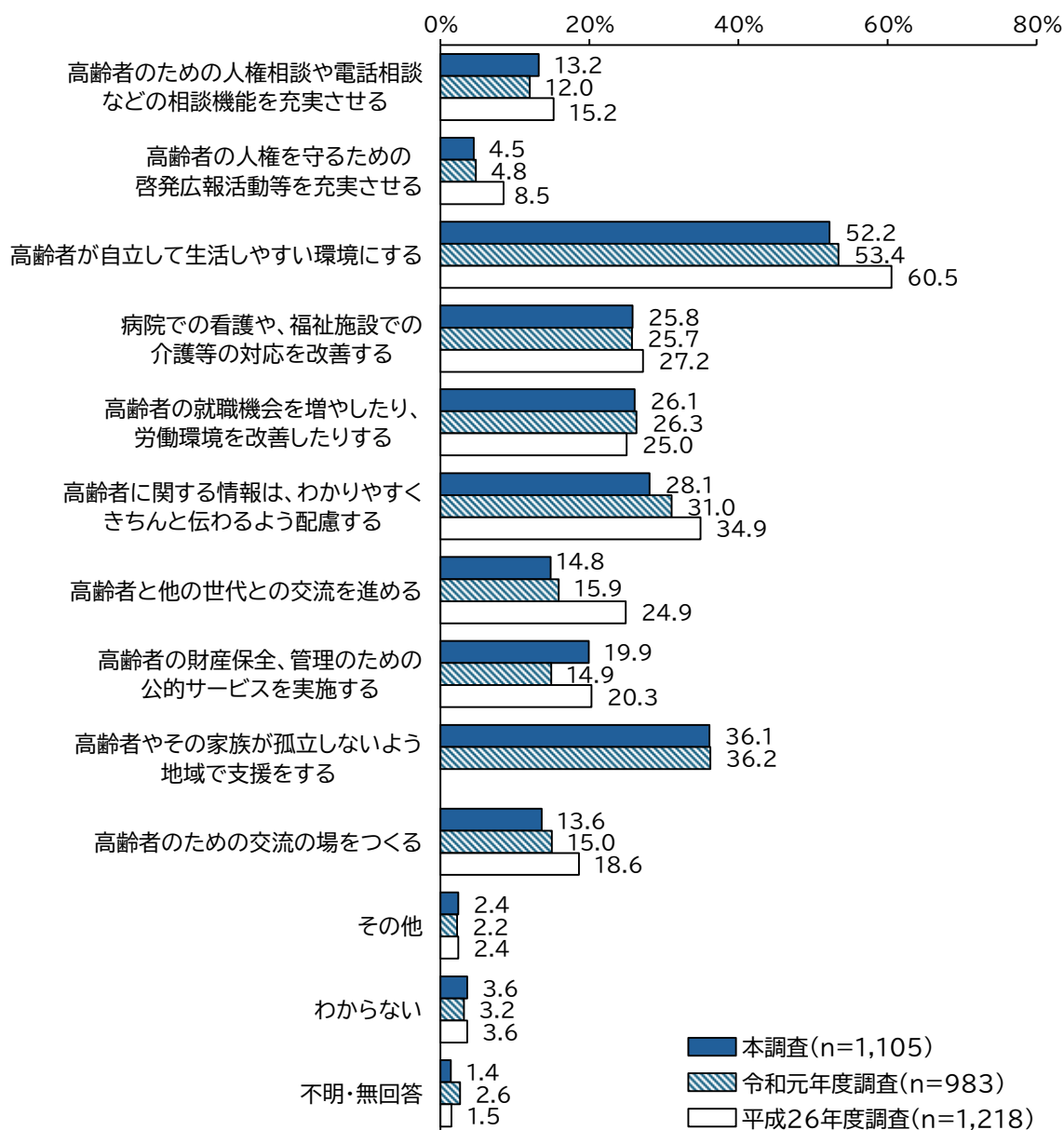
令和5年度県調査は、「悪徳商法(悪質商法)や詐欺(さぎ)などによる被害が多いこと」が38.9%で最も高く、次いで「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」が36.0%、「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていないこと」が33.5%となっています。

令和4年度国調査は、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」が44.7%で最も高く、次いで「病院での看護や介護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」が33.6%、「高齢者が邪魔者扱いされること」が31.7%となっています。

問11

あなたは、高齢者の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 11-1 高齢者の人権を守るために特に必要なこと



高齢者の人権を守るために特に必要なことについて、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が52.2%で最も高く、次いで「高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする」が36.1%、「高齢者に関する情報は、わかりやすくきちんと伝わるよう配慮する」が28.1%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「高齢者の財産保全、管理のための公的サービスを実施する」(19.9%)は令和元年度調査(14.9%)より5.0ポイント高くなっています。

図表 11-2 高齢者の人権を守るために特に必要なこと 性別

(単位:%)

		n (人)	高齢者のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる	高齢者の人権を守るための啓発活動等を充実させる	高齢者が自立して生活しやすい環境にする	病院での看護や、福祉施設での介護等の対応を改善する	高齢者の就職機会を増やしたり、労働環境を改善したりする	高齢者に関する情報は、わかりやすくきちんと伝わるよう配慮する	高齢者その他の世代との交流を進める	高齢者の財産保全、管理のための公的サービスを実施する	高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする	高齢者のための交流の場をつくる
全体		1,105	13.2	4.5	52.2	25.8	26.1	28.1	14.8	19.9	36.1	13.6
性別	男性	420	14.8	6.2	50.5	22.1	28.6	21.7	17.6	19.3	32.6	13.3
	女性	649	12.3	3.5	54.1	28.2	24.8	31.7	13.1	19.6	38.1	13.7
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	100.0	66.7
	回答しない	24	16.7	4.2	41.7	25.0	25.0	37.5	12.5	33.3	45.8	12.5
		n (人)	その他	わからない	不明・無回答							
全体		1,105	2.4	3.6	1.4							
性別	男性	420	1.7	5.0	1.2							
	女性	649	3.1	2.6	1.7							
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	0.0							
	回答しない	24	0.0	8.3	0.0							

性別でみると、男性・女性ともに「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が最も高く、男性50.5%、女性54.1%となっています。次いで「高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする」が、男性32.6%、女性38.1%となっています。続いて男性は「高齢者の就職機会を増やしたり、労働環境を改善したりする」が28.6%、女性は「高齢者に関する情報は、わかりやすくきちんと伝わるよう配慮する」が31.7%となっています。

図表 11-3 高齢者の人権を守るために特に必要なこと 年齢別

(単位:%)

		n (人)	高齢者のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる	高齢者の人権を守るための啓発広報活動等を充実させる	高齢者が自立して生活しやすい環境にする	病院での看護や、福祉施設での介護等の対応を改善する	高齢者の就職機会を増やしたり、労働環境を改善したりする	高齢者に関する情報を、わかりやすくきちんと伝えるよう配慮する	高齢者その他の世代との交流を進める	高齢者の財産保全、管理のための公的サービスを実施する	高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする	高齢者のための交流の場をつくる
全体		1,105	13.2	4.5	52.2	25.8	26.1	28.1	14.8	19.9	36.1	13.6
年齢別	10歳代	48	8.3	4.2	47.9	29.2	12.5	14.6	10.4	10.4	35.4	25.0
	20歳代	98	9.2	1.0	42.9	31.6	19.4	24.5	22.4	23.5	33.7	17.3
	30歳代	123	8.9	3.3	39.0	26.0	30.9	20.3	16.3	16.3	40.7	16.3
	40歳代	158	9.5	2.5	51.3	29.1	32.3	18.4	22.8	13.3	37.3	15.2
	50歳代	197	7.1	4.6	54.3	24.4	32.5	34.0	14.2	19.8	36.5	12.2
	60歳代	179	15.6	3.4	58.1	29.6	24.0	30.2	10.6	27.9	38.5	7.8
	70歳代	175	16.6	8.6	57.7	22.3	22.3	36.6	13.7	19.4	33.7	12.0
	80歳以上	118	30.5	6.8	59.3	16.1	23.7	31.4	7.6	19.5	33.9	14.4
		n (人)	その他	わからない	不明・無回答							
全体		1,105	2.4	3.6	1.4							
年齢別	10歳代	48	0.0	6.3	0.0							
	20歳代	98	2.0	6.1	0.0							
	30歳代	123	1.6	7.3	1.6							
	40歳代	158	3.2	5.1	0.6							
	50歳代	197	4.6	4.1	1.0							
	60歳代	179	1.7	2.2	1.7							
	70歳代	175	1.7	0.6	1.7							
	80歳以上	118	2.5	0.0	4.2							

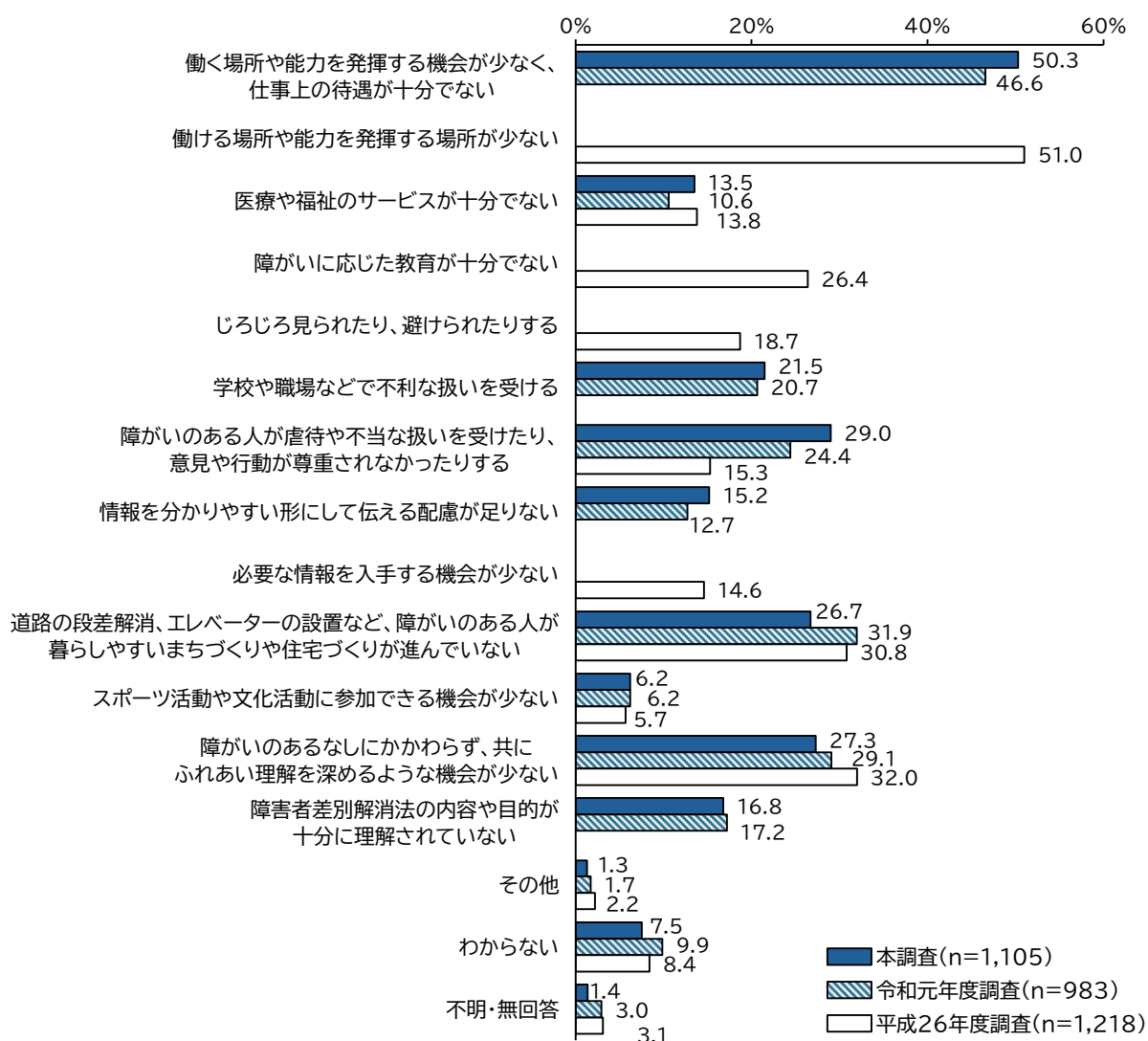
年齢別でみると、30歳代は「高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする」、その他の年代では「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が最も高くなっています。

「高齢者のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる」は、80歳以上で30.0%台と他の年代よりも高くなっています。

6. 障がいのある人の人権について

問12	障がいのある人に関することからで、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
-----	--

図表 12-1 障がいのある人の人権に関する問題点



障がいのある人の人権に関する問題点について、「働く場所や能力を発揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」が50.3%で最も高く、次いで「障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかったりする」が29.0%、「障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない」が27.3%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない」(26.7%)は、令和元年度調査(31.9%)より5.2ポイント低くなっています。

図表 12-2 障がいのある人の人権に関する問題点 性別

(単位:%)

		n (人)	働く場所や能力を 発揮する機会が 少ない	医療や福祉のサ ービスが十分に ない	学校や職場など で不利な扱いを 受ける	障がいのある人 が虐待や不当な 扱いを受けたり、 意見や行動が尊 重されなかった りする	障がいのある人 が虐待や不当な 扱いを受けたり、 意見や行動が尊 重されなかった りする	情報配慮が足り ない形にして	道路の段差解消 、エレベーター の設置など、障 がいのある人が 暮らしやすい	参加できる活動 や文化活動に 参加できない	障がいのある 人への理解を 深めるような 機会が少ない	障害者差別解 消法の内容や 目的が十分に 理解されてい ない	そ の 他
全体		1,105	50.3	13.5	21.5	29.0	15.2	26.7	6.2	27.3	16.8	1.3	
性別	男性	420	52.4	12.6	24.5	27.6	15.7	24.5	7.6	24.8	15.5	1.2	
	女性	649	49.5	14.2	19.9	30.0	14.9	28.5	5.7	29.3	17.4	1.4	
	1・2に当てはまらない	3	66.7	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	
	回答しない	24	37.5	12.5	16.7	37.5	12.5	16.7	0.0	25.0	33.3	0.0	
		n (人)	わから ない	不明・ 無回答									
全体		1,105	7.5	1.4									
性別	男性	420	7.6	1.0									
	女性	649	7.2	1.5									
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0									
	回答しない	24	12.5	0.0									

性別でみると、男性・女性ともに「働く場所や能力を発揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」が最も高く、男性52.4%、女性49.5%となっています。次いで「障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかったりする」が男性27.6%、女性30.0%となっています。続いて「障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない」が男性24.8%、女性29.3%となっています。

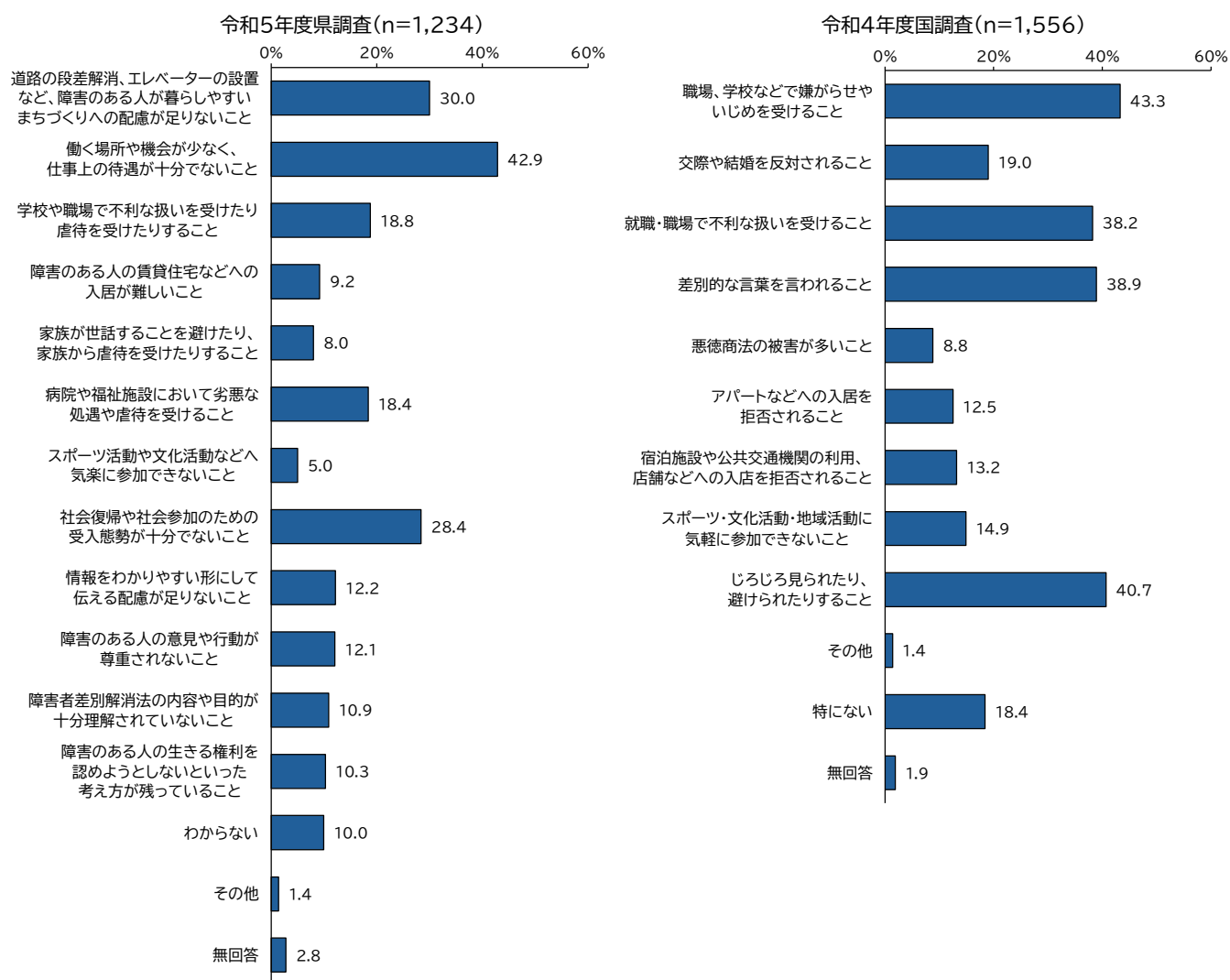
図表 12-3 障がいのある人の人権に関する問題点 年齢別

(単位:%)

		n (人)	働く場 所や能力を 発揮する機 会が少なく 、仕事上の 待遇が十分 でない	医療や福祉 のサービス が十分でない	学校や職 場などで不 利な扱いを 受ける	障がいのある 人が虐待や 不当な扱い を受けたり 、意見や行 動が尊重さ れなかった りする	情報配 慮が足りな い形にして 伝える	道路、段差 解消、エレ ベーターの 設置など、 障がい者が 暮らしやす く、暮らし やすい環境 づくりがな されていない	スポーツ活 動や文化活 動に参加で きる機会が 少ない	障がいのある 人に対する 偏見や差別 意識が強い 、偏見や差 別意識が少 ない	障害者差別 解消法の目 的が十分に 理解されて いない	その他
全体		1,105	50.3	13.5	21.5	29.0	15.2	26.7	6.2	27.3	16.8	1.3
年齢別	10歳代	48	29.2	10.4	47.9	37.5	14.6	4.2	14.6	20.8	12.5	4.2
	20歳代	98	41.8	12.2	25.5	31.6	16.3	19.4	5.1	24.5	15.3	1.0
	30歳代	123	60.2	10.6	36.6	34.1	11.4	17.9	4.9	23.6	22.8	0.8
	40歳代	158	49.4	12.7	20.9	31.0	13.9	19.0	3.8	24.7	20.9	1.3
	50歳代	197	58.4	14.2	16.2	28.4	14.7	25.9	5.1	31.5	15.7	2.5
	60歳代	179	46.9	16.8	18.4	29.1	16.8	39.7	4.5	26.3	12.3	1.1
	70歳代	175	48.0	12.6	13.7	26.9	19.4	30.3	9.1	33.1	19.4	0.0
	80歳以上	118	52.5	15.3	18.6	21.2	12.7	36.4	8.5	28.0	14.4	0.8
		n (人)	わからない	不明・無回答								
全体		1,105	7.5	1.4								
年齢別	10歳代	48	6.3	0.0								
	20歳代	98	7.1	1.0								
	30歳代	123	6.5	0.0								
	40歳代	158	13.3	0.6								
	50歳代	197	6.6	0.0								
	60歳代	179	7.3	1.1								
	70歳代	175	5.7	3.4								
	80歳以上	118	5.1	4.2								

年齢別でみると、10歳代は「学校や職場などで不利な扱いを受ける」、その他の年代では「働く場所や能力を発揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」が最も高くなっています。

図表 12-4 障がいのある人の人権に関する問題点 他調査結果



※令和5年度県調査では3つまでの複数回答、令和4年度国調査では複数回答

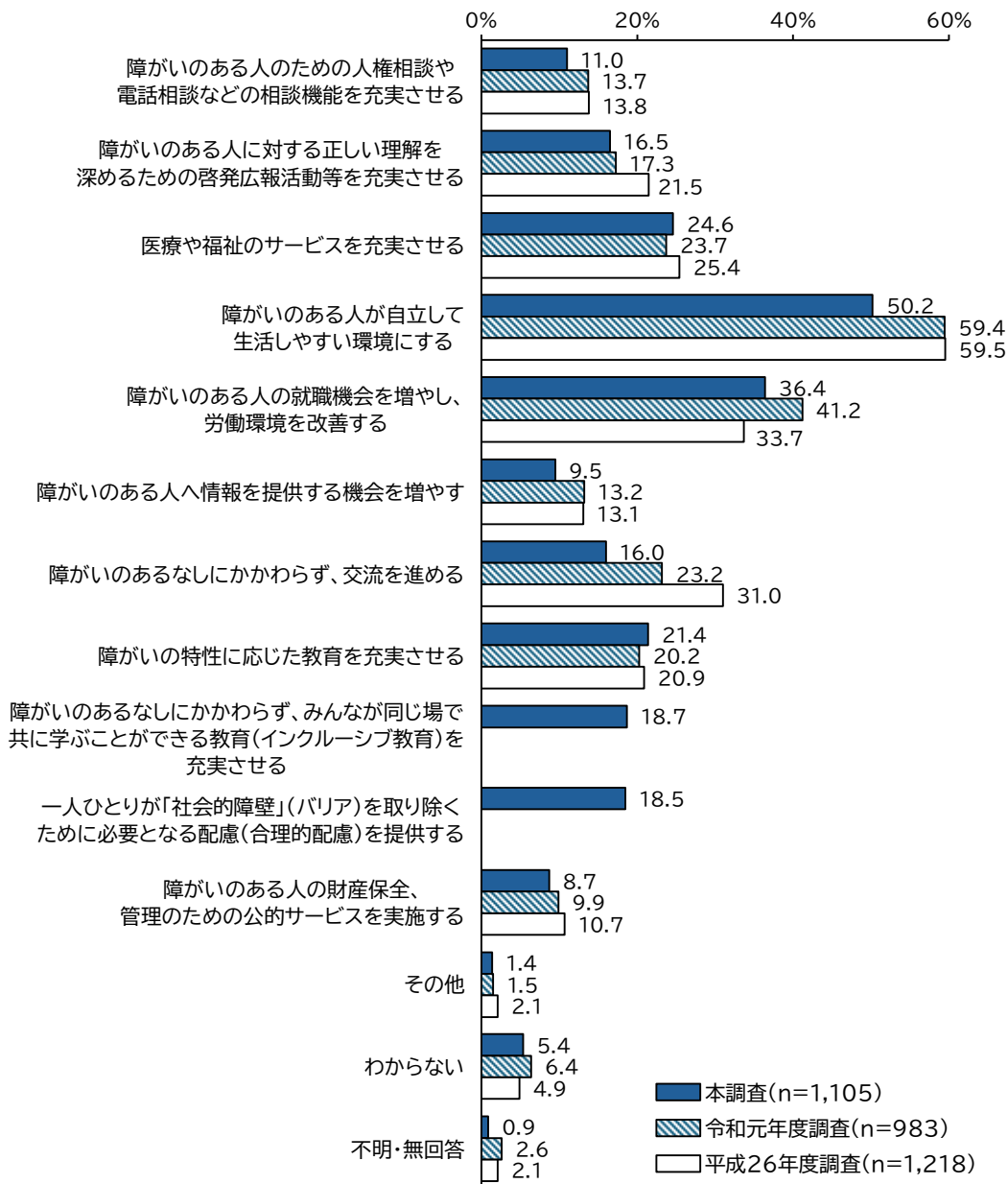
令和5年度県調査は、「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でないこと」が42.9%で最も高く、次いで「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすいまちづくりへの配慮が足りないこと」が30.0%、「社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でないこと」が28.4%となっています。

令和4年度国調査は、「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」が43.3%で最も高く、次いで「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が40.7%、「差別的な言葉を言われること」が38.9%となっています。

問13

あなたは、障がいのある人の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 13-1 障がいのある人の人権を守るために特に必要なこと



障がいのある人の人権を守るために特に必要なことについて、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が50.2%で最も高く、次いで「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」が36.4%、「医療や福祉のサービスを充実させる」が24.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」(50.2%)は、令和元年度調査(59.4%)より9.2ポイント、「障がいのあるなしにかかわらず、交流を進める」(16.0%)は、令和元年度調査(23.2%)より7.2ポイント低く、調査をする毎に減少しています。

図表 13-2 障がいのある人の人権を守るために特に必要なこと 性別

(単位:%)

		n (人)	障がいのある人のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる	障がいのある人に対する正しい理解等を深めるための啓発広報活動等を実施させる	医療や福祉のサービスを充実させる	障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする	障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する	障がいのある人へ情報を提供する機会を増やす	障がいのある人しにかかわらず、交流を進める	障がいの特性に応じた教育を充実させる	障がいのある人しにかかわらず、みんなが同じ場で共に学ぶことができる教育（インクルーシブ教育）を充実させる	一人ひとりが「社会的障壁」となる配慮（合理的配慮）を提供する
全体		1,105	11.0	16.5	24.6	50.2	36.4	9.5	16.0	21.4	18.7	18.5
性別	男性	420	11.7	15.5	24.8	48.3	38.8	9.0	17.6	19.5	15.2	18.3
	女性	649	10.6	17.1	24.8	52.4	34.8	9.9	15.3	22.8	21.3	18.8
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	66.7	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	回答しない	24	12.5	20.8	12.5	25.0	29.2	12.5	16.7	16.7	20.8	20.8
		n (人)	障がいのある人の公的財産保全、管理のためのサービスの実施する	その他	わからない	不明・無回答						
全体		1,105	8.7	1.4	5.4	0.9						
性別	男性	420	9.0	1.0	6.4	0.5						
	女性	649	8.3	1.7	4.5	1.1						
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	0.0	0.0						
	回答しない	24	12.5	4.2	12.5	0.0						

性別でみると、男性・女性ともに「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が最も高く、男性48.3%、女性52.4%となっています。次いで「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」が男性38.8%、女性34.8%となっています。続いて「医療や福祉のサービスを充実させる」が男性・女性ともに24.8%となっています。

図表 13-3 障がいのある人の人権を守るために特に必要なこと 年齢別

(単位:%)

		n (人)	障がいのある人のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる	障がいのある人に対する正しい理解等を深めるための啓発広報	医療や福祉のサービスを充実させる	障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする	障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する	障がいのある人へ情報を提供する機会を増やす	障がいのある人にかかわらず、交流を進める	障がいの特性に応じた教育を充実させる	障がいのある人にかかわらず、みんなが同じ場で共に学ぶことができる教育（インクルーシブ教育）を充実させる	一人ひとりが「社会的障壁」となる配慮（合理的配慮）を提供する
全体		1,105	11.0	16.5	24.6	50.2	36.4	9.5	16.0	21.4	18.7	18.5
年齢別	10歳代	48	10.4	16.7	18.8	29.2	25.0	6.3	22.9	18.8	10.4	16.7
	20歳代	98	9.2	14.3	17.3	49.0	28.6	11.2	19.4	28.6	18.4	18.4
	30歳代	123	5.7	18.7	19.5	43.1	40.7	8.9	14.6	34.1	12.2	17.1
	40歳代	158	2.5	16.5	20.3	51.3	34.8	7.0	19.0	25.3	20.9	15.2
	50歳代	197	7.6	16.2	21.8	54.8	45.7	10.2	19.3	18.8	18.8	19.3
	60歳代	179	15.6	14.5	26.3	54.7	35.8	8.9	10.6	17.3	19.6	22.9
	70歳代	175	12.6	18.9	31.4	50.9	36.0	13.7	15.4	14.3	22.9	17.7
	80歳以上	118	26.3	16.9	36.4	50.8	30.5	7.6	11.9	19.5	20.3	18.6
		n (人)	障がいのある人の財産保全、管理のためのサービスの実施する	その他	わからない	不明・無回答						
全体		1,105	8.7	1.4	5.4	0.9						
年齢別	10歳代	48	8.3	2.1	10.4	0.0						
	20歳代	98	7.1	3.1	5.1	0.0						
	30歳代	123	7.3	1.6	5.7	0.0						
	40歳代	158	7.0	1.3	9.5	0.6						
	50歳代	197	7.6	2.5	4.1	0.0						
	60歳代	179	13.4	0.6	5.0	1.1						
	70歳代	175	9.1	0.6	2.3	2.3						
	80歳以上	118	7.6	0.8	4.2	2.5						

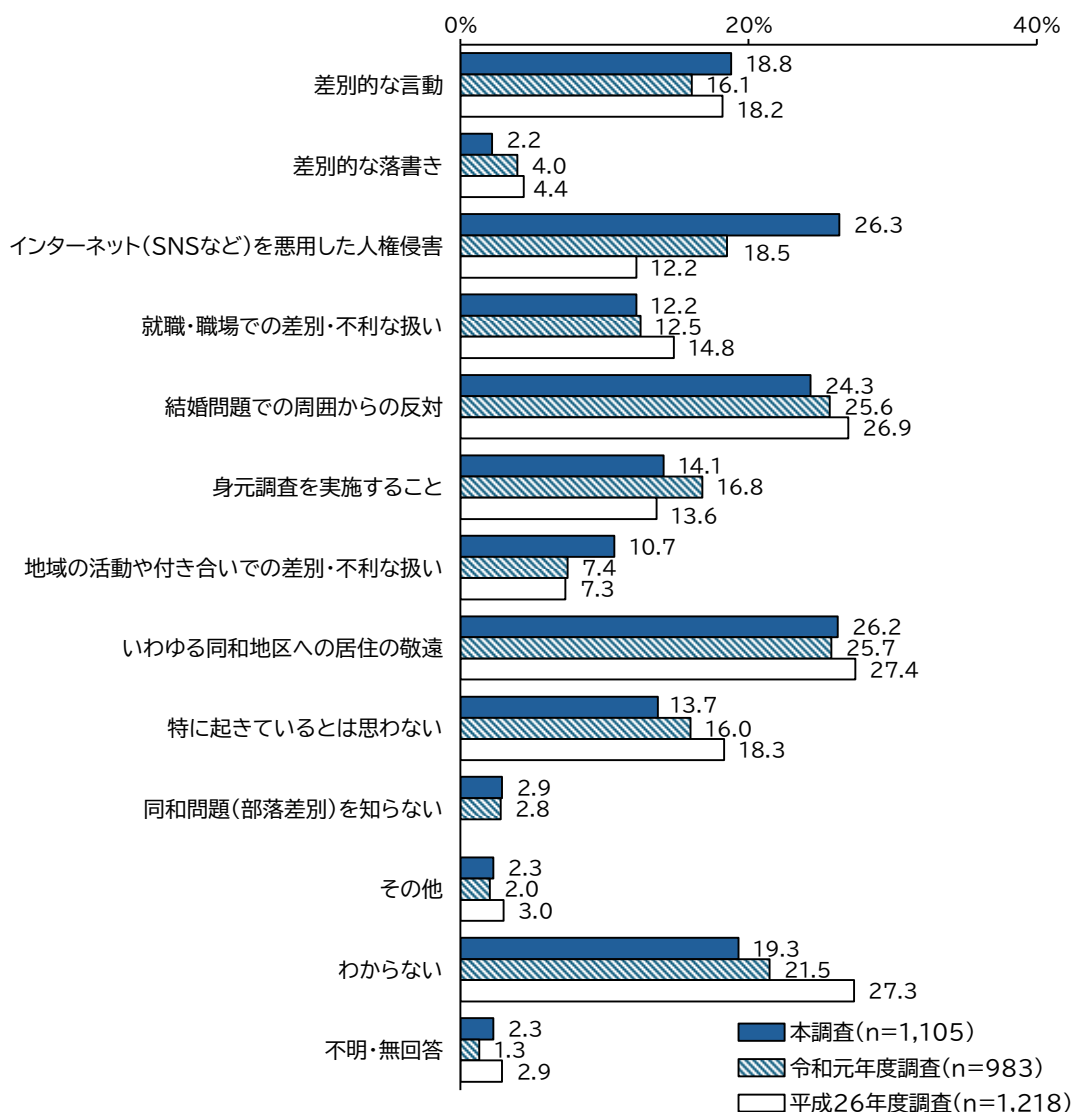
年齢別でみると、すべての年代で「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が最も高くなっています。次いで、20歳代は「障がいの特性に応じた教育を充実させる」と「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」、80歳以上は「医療や福祉のサービスを充実させる」、その他の年代では「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」となっています。

「障がいのある人のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる」は、80歳以上のみ20%台と、他の年代より10.0ポイント以上高くなっています。

7. 同和問題(部落差別)について

問14	同和問題(部落差別)に関して、あなたは、今どのような人権問題が起きていると思いますか。(〇は3つまで)
-----	---

図表 14-1 同和問題(部落差別)に関して起きている人権問題



同和問題(部落差別)に関して起きている人権問題について、「インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害」が26.3%で最も高く、次いで「いわゆる同和地区への居住の敬遠」が26.2%、「結婚問題での周囲からの反対」が24.3%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害」(26.3%)は令和元年度調査(18.5%)より7.8ポイント高く、調査をする毎に増加しています。

図表 14-2 同和問題(部落差別)に関して起きている人権問題 性別

(単位:%)

		n (人)	差別的な言動	差別的な落書き	インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害	就職・職場での差別・不利な扱い	結婚問題での周囲からの反対	身元調査を実施すること	地域の活動や付き合いでの差別・不利な扱い	いわゆる同和地区への居住の敬遠	特に起きているとは思わない	同和問題(部落差別)を知らない
全体		1,105	18.8	2.2	26.3	12.2	24.3	14.1	10.7	26.2	13.7	2.9
性別	男性	420	19.8	2.1	27.9	11.9	23.1	16.9	8.3	26.2	14.8	2.9
	女性	649	17.7	2.2	24.8	12.8	25.9	12.6	12.5	26.2	13.3	3.1
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
	回答しない	24	33.3	0.0	37.5	8.3	12.5	12.5	8.3	33.3	8.3	0.0
		n (人)	その他	わからない	不明・無回答							
全体		1,105	2.3	19.3	2.3							
性別	男性	420	1.7	18.8	1.9							
	女性	649	2.6	19.0	2.3							
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	0.0							
	回答しない	24	0.0	29.2	0.0							

性別でみると、男性は「インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害」が27.9%で最も高く、次いで「いわゆる同和地区への居住の敬遠」が26.2%、「結婚問題での周囲からの反対」が23.1%となっています。

女性は「いわゆる同和地区への居住の敬遠」が26.2%で最も高く、次いで「結婚問題での周囲からの反対」が25.9%、「インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害」が24.8%となっています。

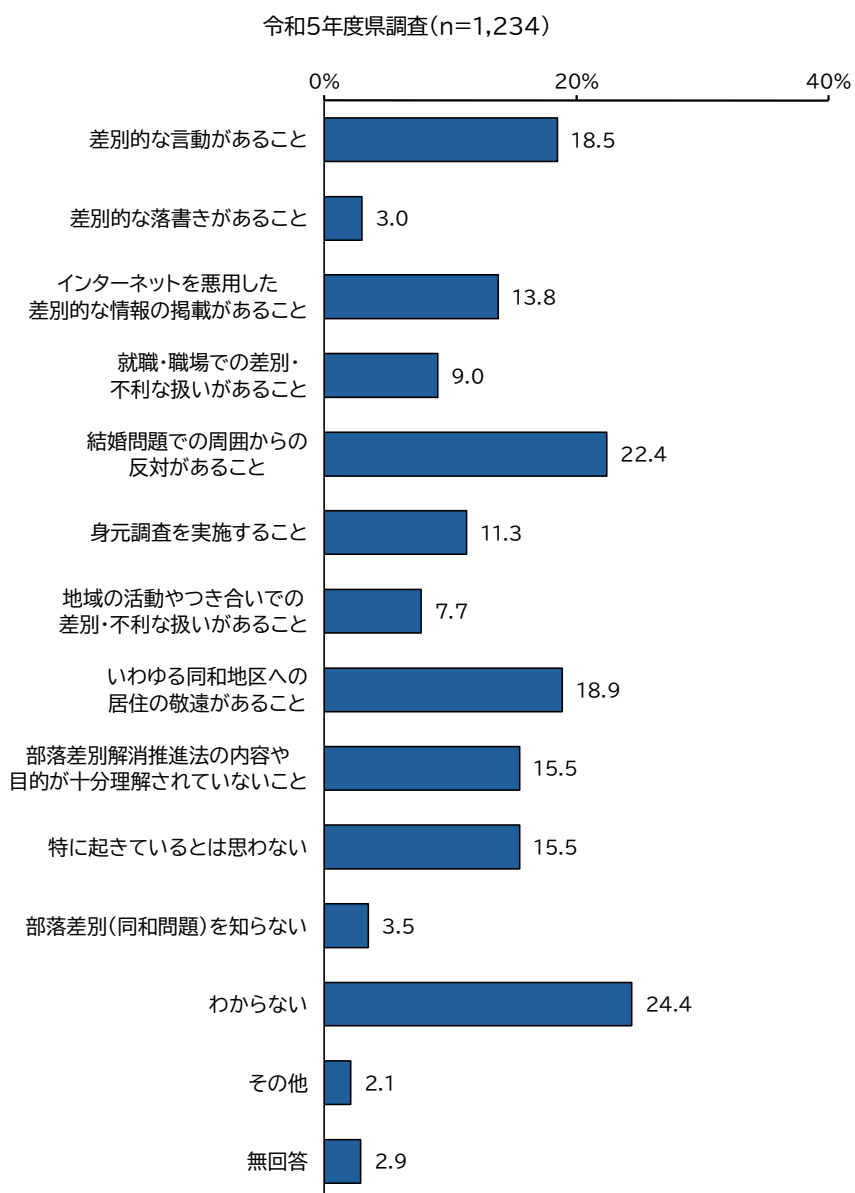
図表 14-3 同和問題(部落差別)に関して起きている人権問題 年齢別

(単位:%)

		n (人)	差別的な言動	差別的な落書き	インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害	就職・職場での差別・不利な扱い	結婚問題での周囲からの反対	身元調査を実施すること	地域の活動や付き合いでの差別・不利な扱い	いわゆる同和地区への居住の敬遠	特に起きているとは思わない	同和問題(部落差別)を知らない
全体		1,105	18.8	2.2	26.3	12.2	24.3	14.1	10.7	26.2	13.7	2.9
年齢別	10歳代	48	25.0	4.2	33.3	14.6	18.8	8.3	12.5	6.3	10.4	8.3
	20歳代	98	23.5	3.1	26.5	18.4	22.4	12.2	17.3	18.4	10.2	8.2
	30歳代	123	22.0	3.3	25.2	8.9	20.3	9.8	13.0	32.5	8.1	5.7
	40歳代	158	15.8	2.5	26.6	10.8	26.6	16.5	11.4	27.8	17.1	1.3
	50歳代	197	16.2	0.5	28.4	13.7	24.4	14.2	11.7	28.9	12.2	2.5
	60歳代	179	16.8	2.8	22.9	10.6	26.3	18.4	7.8	30.2	13.4	0.6
	70歳代	175	18.3	0.6	29.7	12.0	22.9	12.0	8.0	26.3	17.1	1.1
	80歳以上	118	20.3	2.5	20.3	12.7	28.8	16.9	8.5	22.9	17.8	2.5
		n (人)	その他	わからない	不明・無回答							
全体		1,105	2.3	19.3	2.3							
年齢別	10歳代	48	0.0	18.8	2.1							
	20歳代	98	3.1	16.3	1.0							
	30歳代	123	2.4	26.0	1.6							
	40歳代	158	2.5	13.9	2.5							
	50歳代	197	3.0	22.8	0.5							
	60歳代	179	1.7	20.1	1.7							
	70歳代	175	1.7	18.3	1.7							
	80歳以上	118	1.7	15.3	7.6							

年齢別でみると、10歳代・20歳代及び70歳代は「インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害」、30歳代から60歳代は「いわゆる同和地区への居住の敬遠」、80歳以上は「結婚問題での周囲からの反対」がそれぞれ最も高くなっています。

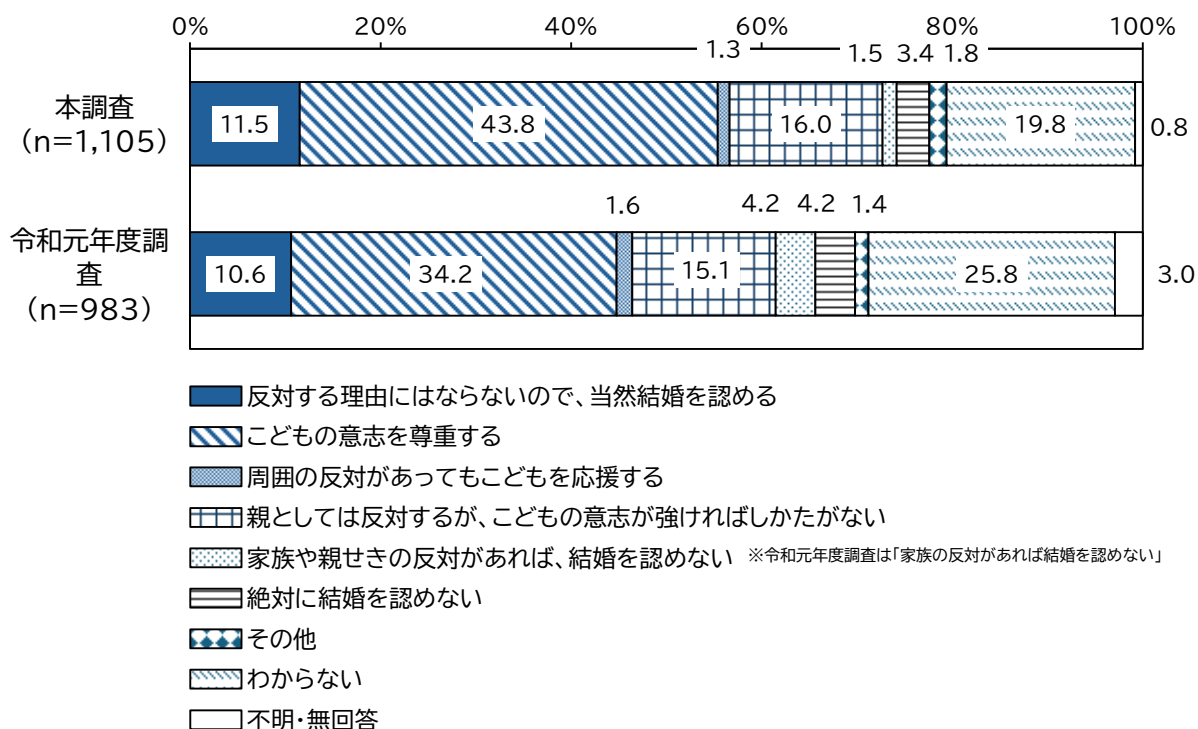
図表 14-4 同和問題(部落差別)に関して起きている人権問題 他調査結果



令和5年度県調査は、「わからない」が24.4%で最も高く、次いで「結婚問題での周囲からの反対があること」が22.4%、「いわゆる同和地区への居住の敬遠があること」が18.9%となっています。

問15	あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。(○は1つだけ)
-----	--

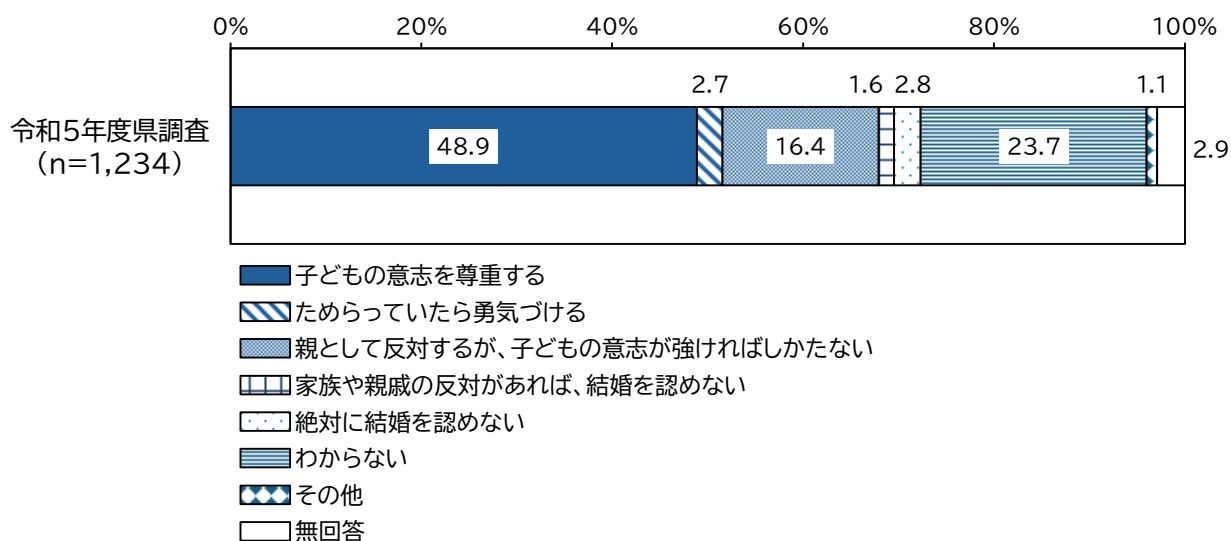
図表 15-1 こどもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応



こどもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応について、「こどもの意志を尊重する」が43.8%で最も高く、次いで「わからない」が19.8%、「親としては反対するが、こどもの意志が強ければしかたがない」が16.0%となっています。

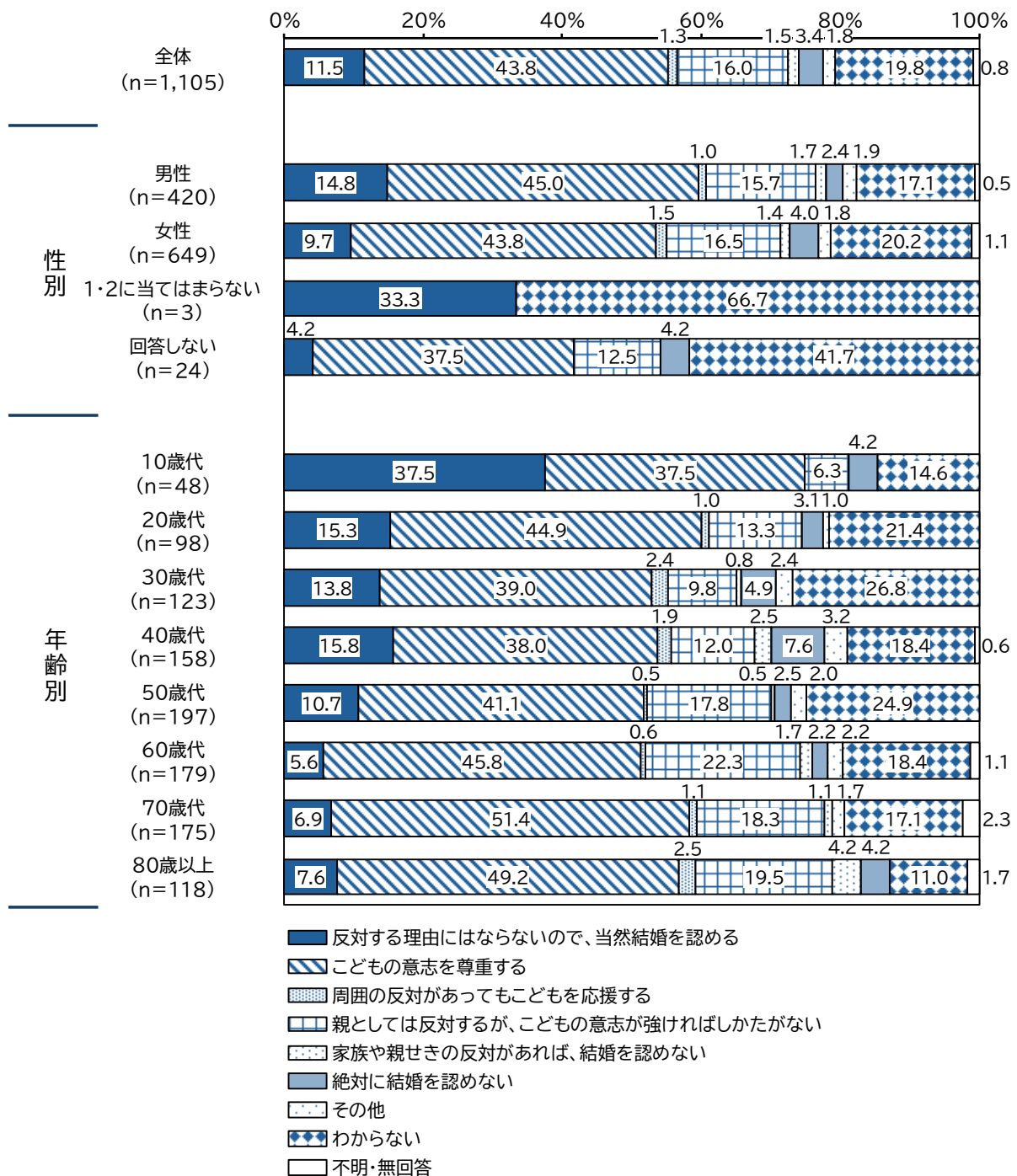
令和元年度調査と比較すると、「こどもの意志を尊重する」(43.8%)は、令和元年度(34.2%)より9.6ポイント高くなっています。「わからない」(19.8%)は、令和元年度調査(25.8%)より6.0ポイント低くなっています。

図表 15-2 こどもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応 他調査結果



令和5年度県調査は、「子どもの意志を尊重する」が48.9%で最も高く、次いで「わからない」が23.7%、「親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない」が16.4%となっています。

図表 15-3 こどもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応 性別・年齢別

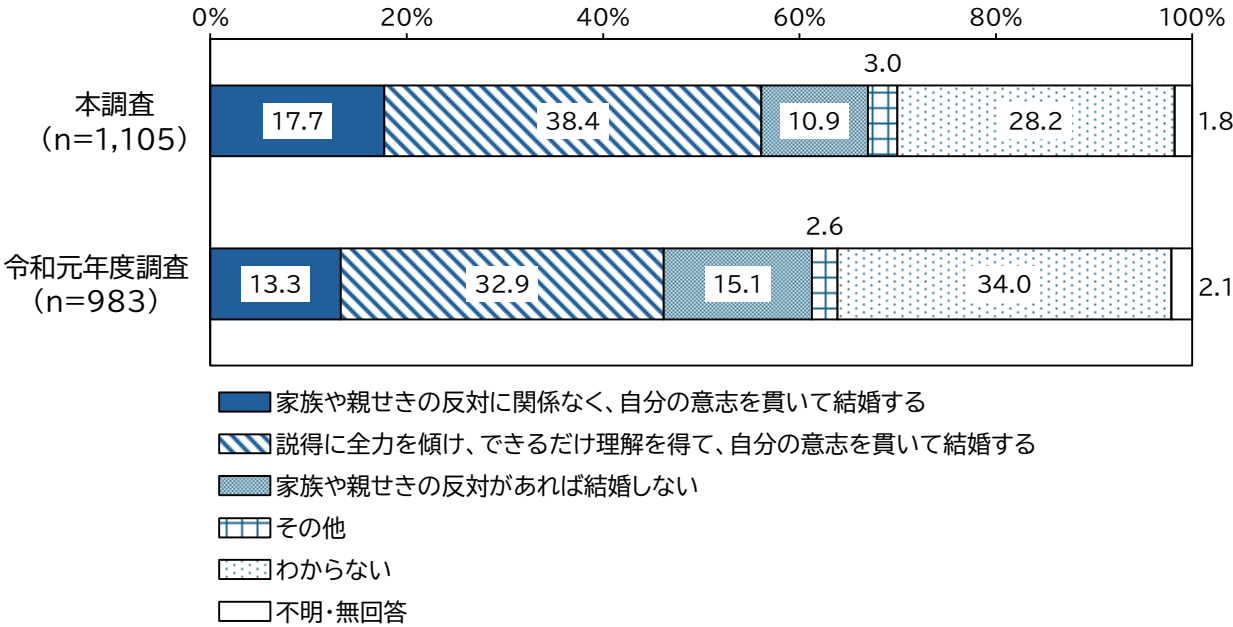


性別でみると、男性・女性ともに「こどもの意志を尊重する」が最も高く、男性45.0%、女性43.8%となっています。次いで「わからない」が男性17.1%、女性20.2%となっています。続いて「親としては反対するが、こどもの意志が強ければしかたがない」が男性15.7%、女性16.5%となっています。

年齢別でみると、すべての年代で「こどもの意志を尊重する」が最も高くなっています。10歳代は「反対する理由にはならないので、当然結婚を認める」も最も高くなっています。次いで20歳代から50歳代は「わからない」、60歳以上は「親としては反対するが、こどもの意志が強ければしかたがない」となっています。

問16	あなたが同和地区の人と、結婚しようとしたとき、家族や親せきから強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。(○は1つだけ)
-----	--

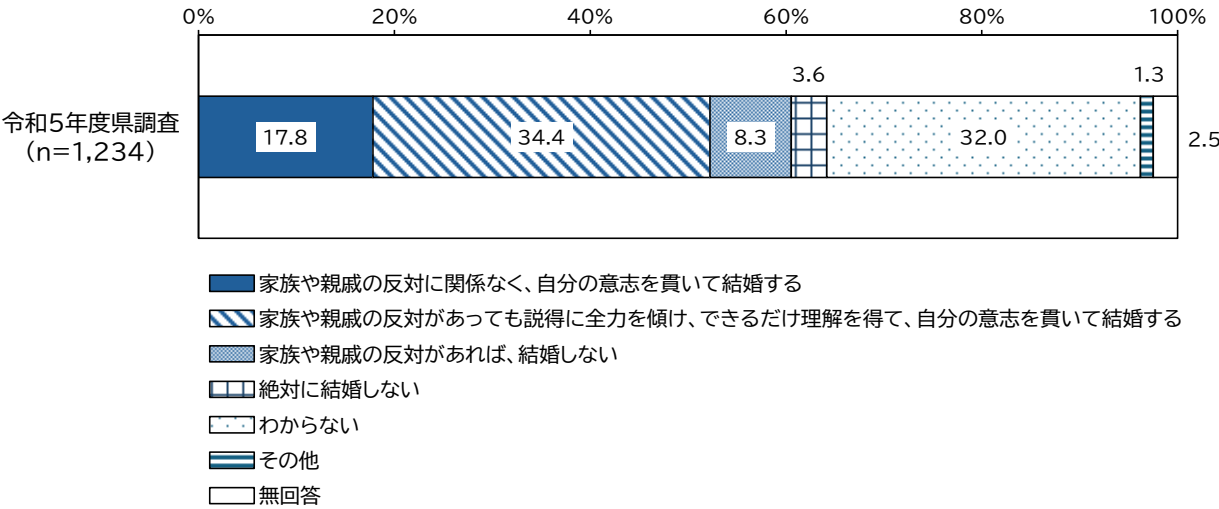
図表 16-1 同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応



同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応について、「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」が38.4%で最も高く、次いで「わからない」が28.2%、「家族や親せきの反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」が17.7%となっています。

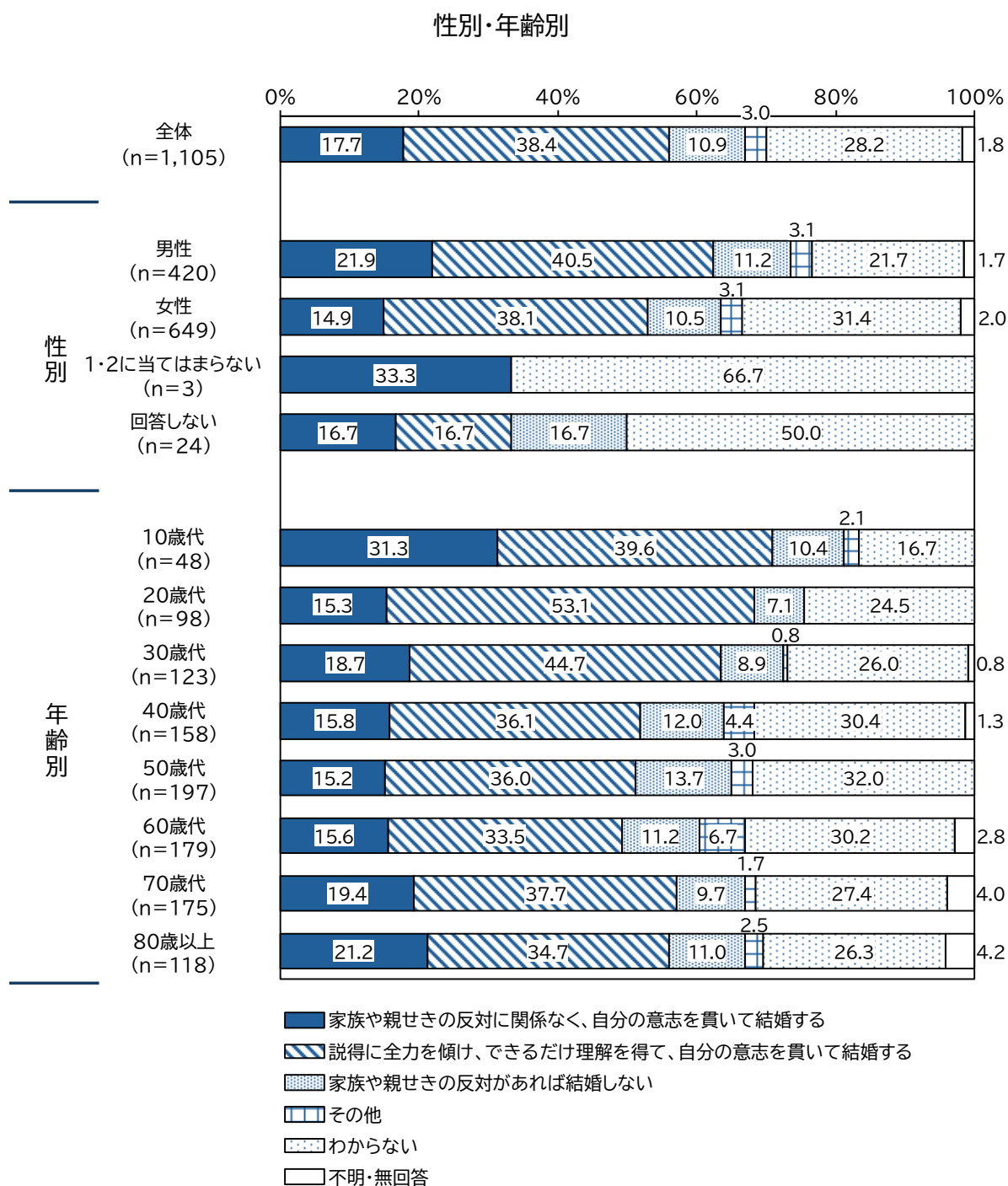
令和元年度調査と比較すると、「わからない」(28.2%)は、令和元年度調査(34.0%)より5.8ポイント減少しています。また、「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」(38.4%)は、令和元年度調査(32.9%)より5.5ポイント増加しています。

図表 16-2 同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応 他調査結果



令和5年度県調査は、「家族や親戚の反対があっても説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」が34.4%で最も高く、次いで「わからない」が32.0%、「家族や親戚の反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」が17.8%となっています。

図表 16-3 同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応



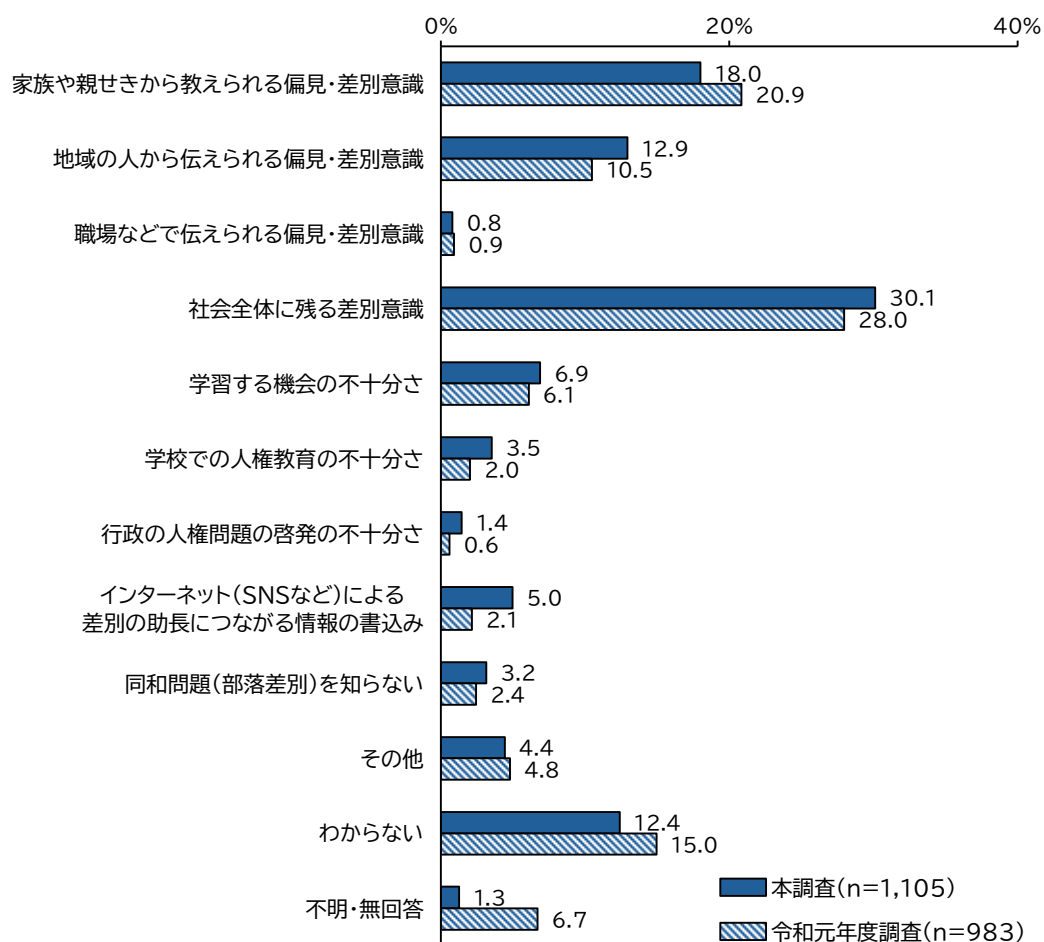
性別でみると、男性・女性ともに「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」が最も高くなっており、男性40.5%、女性38.1%となっています。次いで男性は「家族や親せきの反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」が21.9%、女性は「わからない」が31.4%となっています。続いて男性は「わからない」が21.7%、女性は家族や親せきの反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」が14.9%となっています。

年齢別でみると、すべての年代で「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」が最も高くなっています。次いで10歳代は「家族や親せきの反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」、その他の年代は「わからない」となっています。

問17

同和問題(部落差別)が生じる原因や背景として、あなたが一番思い当たるのは次のどれですか。(○は1つだけ)

図表 17-1 同和問題(部落差別)が生じる原因や背景



同和問題(部落差別)が生じる原因や背景について、「社会全体に残る差別意識」が30.1%で最も高く、次いで「家族や親せきから教えられる偏見・差別意識」が18.0%、「地域の人から伝えられる偏見・差別意識」が12.9%となっています。

令和元年度調査との大きな差はみられません。

図表 17-2 同和問題(部落差別)が生じる原因や背景 性別

(単位:%)

		n (人)	偏見・差別意識 家族や親せきから教えられる	偏見・差別意識 地域の人から伝えられる	職場などで伝えられる 偏見・差別意識	社会全体に残る差別意識	学習する機会の不十分さ	学校での人権教育の不十分さ	行政の人権問題の啓発の不十分さ	インターネット(SNSなど)による差別の助長につながる情報の書込み	同和問題(部落差別)を知らない	その他
全体		1,105	18.0	12.9	0.8	30.1	6.9	3.5	1.4	5.0	3.2	4.4
性別	男性	420	16.4	15.7	1.4	31.2	5.5	3.3	2.4	5.0	3.1	4.8
	女性	649	19.7	11.6	0.3	29.1	8.0	3.7	0.9	4.8	2.9	4.3
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	回答しない	24	8.3	4.2	0.0	41.7	4.2	4.2	0.0	8.3	12.5	0.0
		n (人)	わからない	不明・無回答								
全体		1,105	12.4	1.3								
性別	男性	420	9.8	1.4								
	女性	649	13.4	1.2								
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0								
	回答しない	24	16.7	0.0								

性別でみると、男性・女性ともに「社会全体に残る差別意識」が最も高く、男性は31.2%、女性は29.1%となっています。次いで「家族や親せきから教えられる偏見・差別意識」が男性16.4%、女性19.7%となっています。続いて男性は「地域の人から伝えられる偏見・差別意識」が15.7%、女性は「わからない」が13.4%となっています。

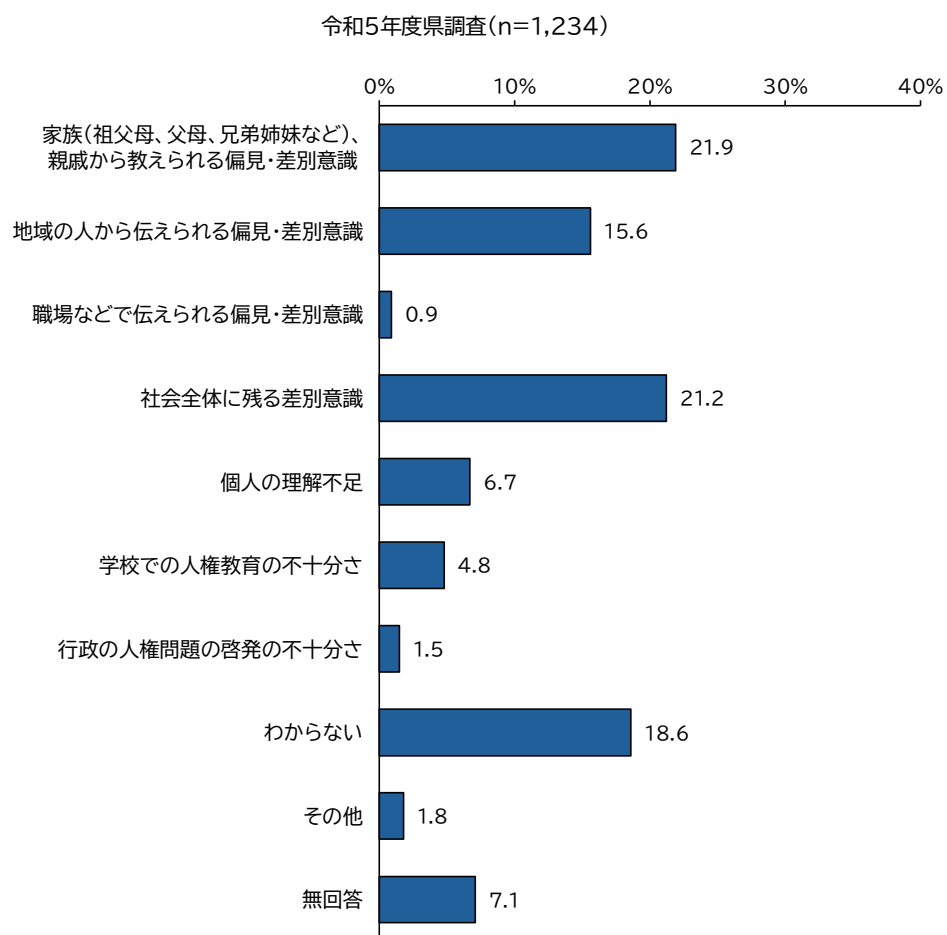
図表 17-3 同和問題(部落差別)が生じる原因や背景 年齢別

(単位:%)

		n (人)	偏見・差別意識 家族や親せきから教えられる	偏見・差別意識 地域の人から伝えられる	偏見・差別意識 職場などで伝えられる	社会全体に残る差別意識	学習する機会の不十分さ	学校での人権教育の不十分さ	行政の人権問題の啓発の不十分さ	インターネット(SNSなど)による差別の助長につながる情報の書込み	同和問題(部落差別)を知らない	その他
全体		1,105	18.0	12.9	0.8	30.1	6.9	3.5	1.4	5.0	3.2	4.4
年齢別	10歳代	48	20.8	4.2	0.0	20.8	10.4	4.2	0.0	14.6	8.3	0.0
	20歳代	98	17.3	13.3	2.0	22.4	10.2	2.0	1.0	5.1	7.1	3.1
	30歳代	123	22.0	13.8	0.8	16.3	9.8	2.4	0.8	9.8	5.7	1.6
	40歳代	158	19.0	17.1	0.0	24.1	7.6	2.5	1.3	4.4	1.9	9.5
	50歳代	197	20.3	9.6	0.5	35.5	5.1	3.0	1.0	3.0	3.6	5.1
	60歳代	179	21.2	12.8	0.6	30.2	7.3	4.5	1.7	3.9	2.2	4.5
	70歳代	175	11.4	12.6	1.7	40.6	6.3	5.1	2.3	4.0	1.1	4.0
	80歳以上	118	14.4	16.1	0.0	39.0	2.5	4.2	1.7	3.4	0.8	2.5
		n (人)	わからない	不明・無回答								
全体		1,105	12.4	1.3								
年齢別	10歳代	48	16.7	0.0								
	20歳代	98	16.3	0.0								
	30歳代	123	17.1	0.0								
	40歳代	158	11.4	1.3								
	50歳代	197	12.2	1.0								
	60歳代	179	10.1	1.1								
	70歳代	175	9.1	1.7								
	80歳以上	118	11.0	4.2								

年齢別でみると、10歳代は「家族や親せきから教えられる偏見・差別意識」と「社会全体に残る差別意識」、30歳代は「家族や親せきから教えられる偏見・差別意識」、その他の年代は「社会全体に残る差別意識」が最も高くなっています。

図表 17-4 同和問題(部落差別)が生じる原因や背景 他調査結果

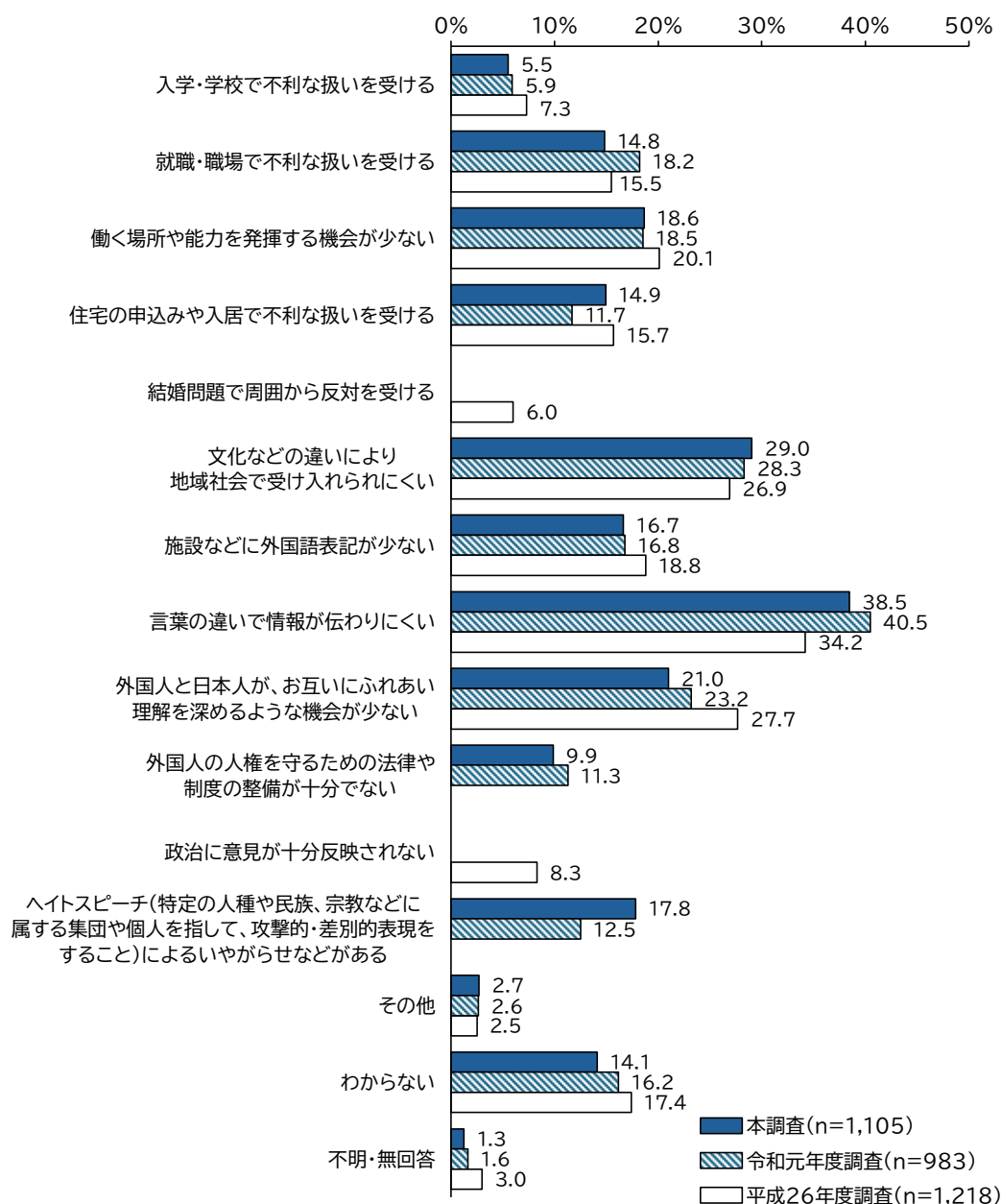


令和5年度県調査は、「家族(祖父母、父母、兄弟姉妹など)、親戚から教えられる偏見・差別意識」が21.9%で最も高く、次いで「社会全体に残る差別意識」が21.2%、「わからない」が18.6%となっています。

8. 外国人の人権について

問18	日本に居住している外国人に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
-----	--

図表 18-1 在住外国人の人権に関する問題点



在住外国人の人権に関する問題点について、「言葉の違いで情報が伝わりにくい」が38.5%で最も高く、次いで「文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい」が29.0%、「外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない」が21.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「ヘイトスピーチ(特定の人種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること)によるいやがらせなどがある」(17.8%)は令和元年度調査(12.5%)より5.3ポイント増加しています。

図表 18-2 在住外国人の人権に関する問題点 性別

(単位:%)

		n (人)	入学・学校で不利な扱いを受ける	就職・職場で不利な扱いを受ける	働く場所や能力を発揮する機会が少ない	住宅の申込みや入居で不利な扱いを受ける	文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい	施設などに外国語表記が少ない	言葉の違いで情報が伝わりにくい	外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない	外国人の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない	ハイトスピーチ（特定の人種や民族、宗教などによる集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること）にやがらせなどがある
全体		1,105	5.5	14.8	18.6	14.9	29.0	16.7	38.5	21.0	9.9	17.8
性別	男性	420	6.2	14.8	18.3	14.5	31.2	16.0	36.4	22.9	9.3	21.2
	女性	649	5.2	15.4	18.6	15.3	27.7	17.6	39.9	20.5	10.3	15.9
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	回答しない	24	0.0	8.3	12.5	16.7	37.5	12.5	41.7	12.5	12.5	12.5
		n (人)	その他	わからない	不明・無回答							
全体		1,105	2.7	14.1	1.3							
性別	男性	420	3.6	12.1	1.4							
	女性	649	2.0	15.1	1.1							
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	0.0							
	回答しない	24	8.3	16.7	0.0							

性別でみると、男性・女性ともに「言葉の違いで情報が伝わりにくい」が最も高く、男性36.4%、女性39.9%となっています。次いで「文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい」が男性31.2%、女性27.7%となっています。続いて「外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない」が男性22.9%、女性20.5%となっています。

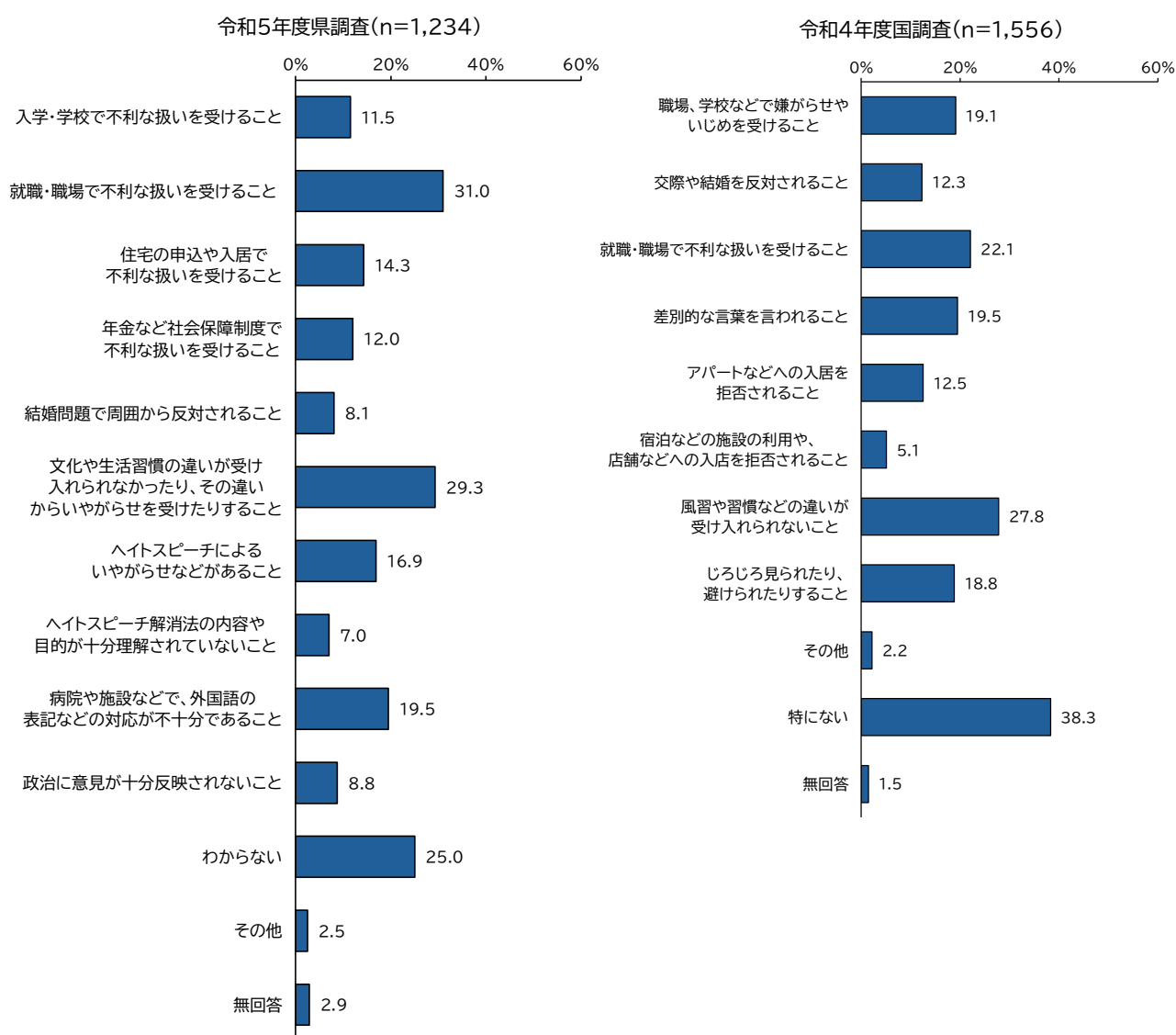
図表 18-3 在住外国人の人権に関する問題点 年齢別

(単位:%)

		n (人)	入学・学校で不利な扱いを受ける	就職・職場で不利な扱いを受ける	働く場所や能力を発揮する機会が少ない	住宅の申込みや入居で不利な扱いを受ける	文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい	施設などに外国語表記が少ない	言葉の違いで情報が伝わりにくい	外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない	外国人の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない	ヘイトスピーチ（特定の人種や民族、宗教などに対する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をする事）によるいやがらせなどがある
全体		1,105	5.5	14.8	18.6	14.9	29.0	16.7	38.5	21.0	9.9	17.8
年齢別	10歳代	48	12.5	20.8	18.8	16.7	33.3	16.7	43.8	12.5	8.3	10.4
	20歳代	98	4.1	20.4	18.4	15.3	29.6	15.3	37.8	20.4	9.2	16.3
	30歳代	123	8.1	17.1	22.0	20.3	27.6	22.8	34.1	21.1	4.9	18.7
	40歳代	158	6.3	8.9	17.7	12.7	32.9	22.2	34.8	20.9	7.6	18.4
	50歳代	197	3.0	20.3	16.8	18.3	28.4	15.2	38.6	20.8	7.1	16.8
	60歳代	179	5.6	14.5	12.3	14.0	30.7	16.8	42.5	15.6	9.5	24.0
	70歳代	175	5.1	12.0	24.0	13.1	26.9	11.4	37.1	25.7	15.4	17.7
	80歳以上	118	4.2	10.2	21.2	10.2	26.3	15.3	43.2	27.1	16.9	11.9
		n (人)	その他	わからない	不明・無回答							
全体		1,105	2.7	14.1	1.3							
年齢別	10歳代	48	2.1	8.3	0.0							
	20歳代	98	4.1	9.2	0.0							
	30歳代	123	1.6	11.4	0.0							
	40歳代	158	4.4	11.4	1.3							
	50歳代	197	3.0	16.2	1.0							
	60歳代	179	2.2	14.5	1.1							
	70歳代	175	2.3	17.7	1.7							
	80歳以上	118	1.7	16.1	4.2							

年齢別でみると、すべての年代で「言葉の違いで情報が伝わりにくい」が最も高く、次いで80歳以上は「外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない」、その他の年代は「文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい」となっています。

図表 18-4 在住外国人の人権に関する問題点 他調査結果



※令和 5 年度県調査では3つまでの複数回答、令和 4 年度国調査では複数回答

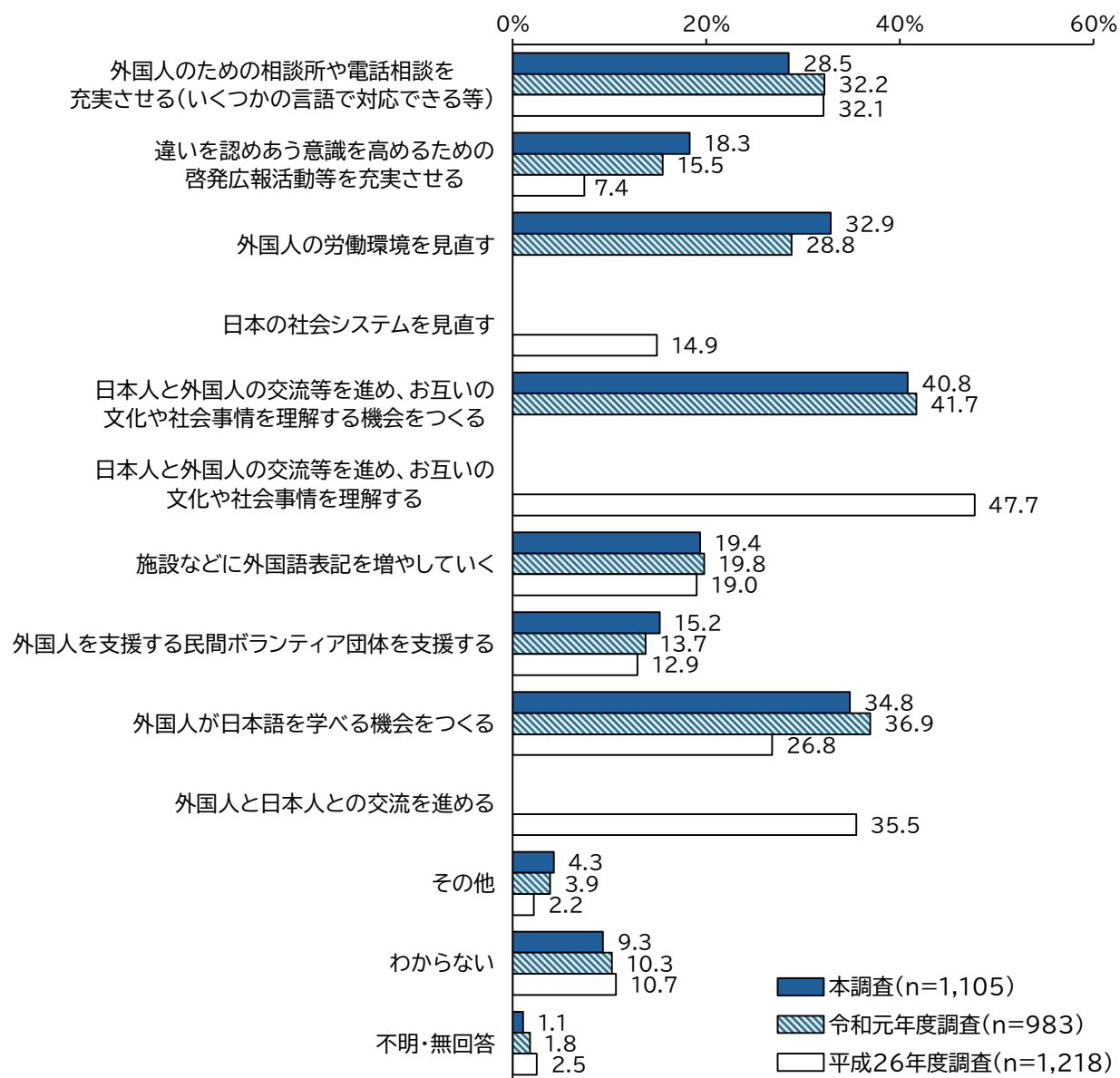
令和5年度県調査は、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が31.0%で最も高く、次いで「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けたりすること」が29.3%、「わからない」が25.0%となっています。

令和4年度国調査は、「特になし」が38.3%で最も高く、次いで「風習や習慣などの違いが受け入れられないこと」が27.8%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が22.1%となっています。

問19

あなたは、日本に居住している外国人の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 19-1 在住外国人の人権を守るために特に必要なこと



在住外国人の人権を守るために特に必要なことについて、「日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる」が40.8%で最も高く、次いで「外国人が日本語を学べる機会をつくる」が34.8%、「外国人の労働環境を見直す」が32.9%となっています。

令和元年度調査との大きな差はみられません。

(单位:%)

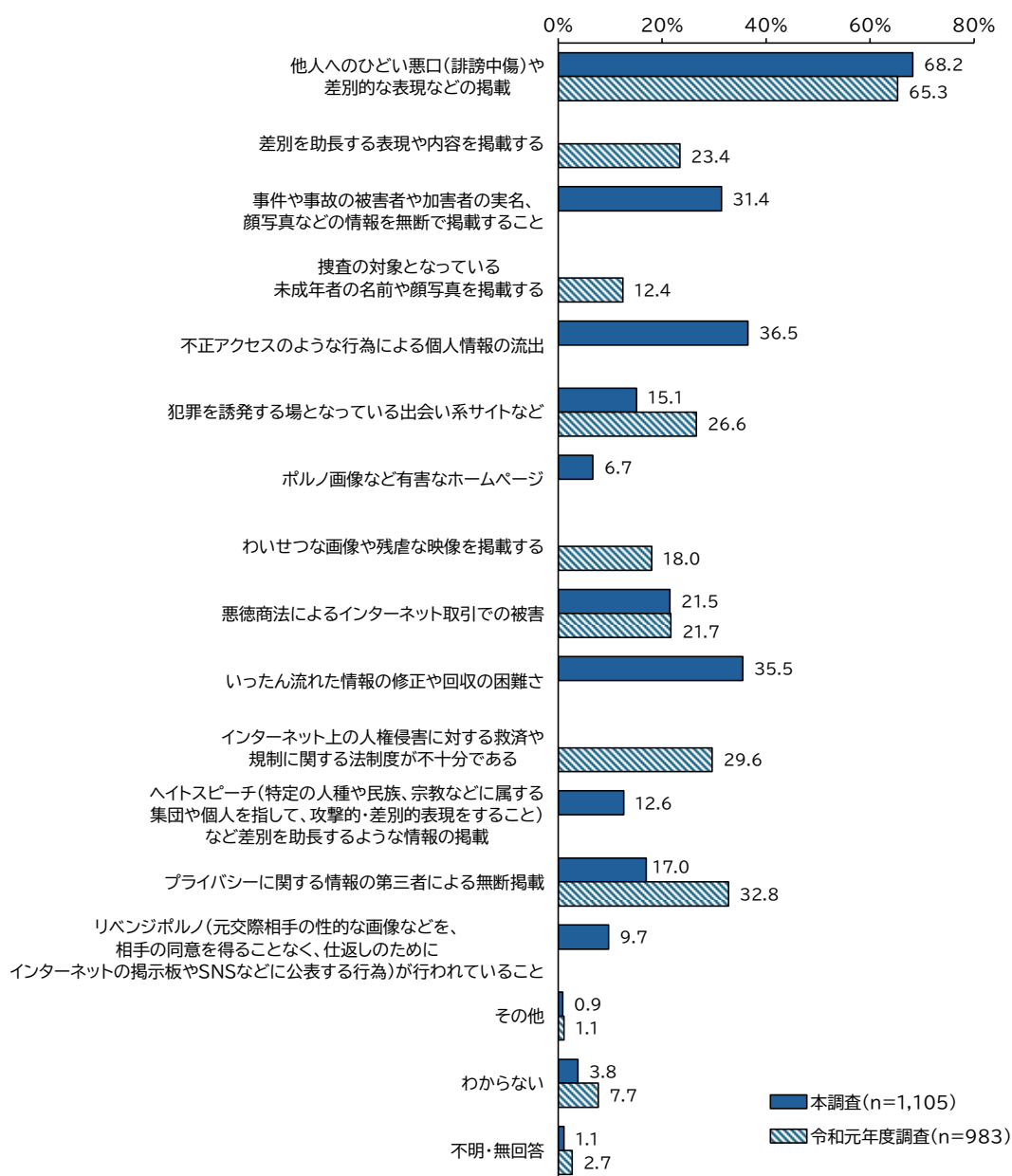
性別でみると、男性・女性ともに「日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる」が最も高く、男性43.1%、女性40.1%となっています。次いで男性は「外国人の労働環境を見直す」が34.8%、女性は「外国人が日本語を学べる機会をつくる」が36.1%となっています。続いて男性は「外国人が日本語を学べる機会をつくる」が34.0%、女性は「外国人の労働環境を見直す」が32.0%となっています。

79

9. 情報化などに伴う人権侵害について

問 20	インターネットを悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
------	--

図表 20-1 インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点



インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点について、「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載」が68.2%で最も高く、次いで「不正アクセスのような行為による個人情報の流出」が36.5%、「いったん流れた情報の修正や回収の困難さ」が35.5%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなど」(15.1%)は令和元年度調査(26.6%)より11.5ポイント、「プライバシーに関する情報の第三者による無断掲載」(17.0%)は令和元年度調査(32.8%)より15.8ポイント低くなっています。

図表 20-2 インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点 性別

(単位:%)

		n (人)	他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などの掲載	事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること	不正アクセスのような行為による個人情報流出	犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなど	ポルノ画像など有害なホームページ	悪徳商法によるインターネット取引での被害	いったん流れた情報の修正や回収の困難さ	ハイトスピーチ（特定の人種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること）など差別を助長するような情報の掲載	プライバシーに関する情報の第三者による無断掲載	リベンジポルノ（元交際相手の性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、仕返しのためにインターネットの掲示板やSNSなどに公表する行為）が行われていること
全体		1,105	68.2	31.4	36.5	15.1	6.7	21.5	35.5	12.6	17.0	9.7
性別	男性	420	72.4	31.2	37.9	13.8	3.1	27.6	32.6	16.9	17.1	5.5
	女性	649	66.3	32.0	35.6	15.7	9.2	18.0	37.1	9.6	16.3	12.5
	1・2に当てはまらない	3	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0
	回答しない	24	54.2	25.0	37.5	16.7	4.2	12.5	37.5	20.8	33.3	12.5
		n (人)	その他	わからない	不明・無回答							
全体		1,105	0.9	3.8	1.1							
性別	男性	420	1.2	2.6	0.7							
	女性	649	0.6	4.3	1.4							
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	0.0							
	回答しない	24	4.2	4.2	0.0							

性別でみると、男性・女性ともに「他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などの掲載」が最も高く、男性72.4%、女性66.3%となっています。次いで男性は「不正アクセスのような行為による個人情報の流出」が37.9%、女性は「いったん流れた情報の修正や回収の困難さ」が37.1%となっています。続いて、男性は「いったん流れた情報の修正や回収の困難さ」が32.6%、女性は「不正アクセスのような行為による個人情報の流出」が35.6%となっています。

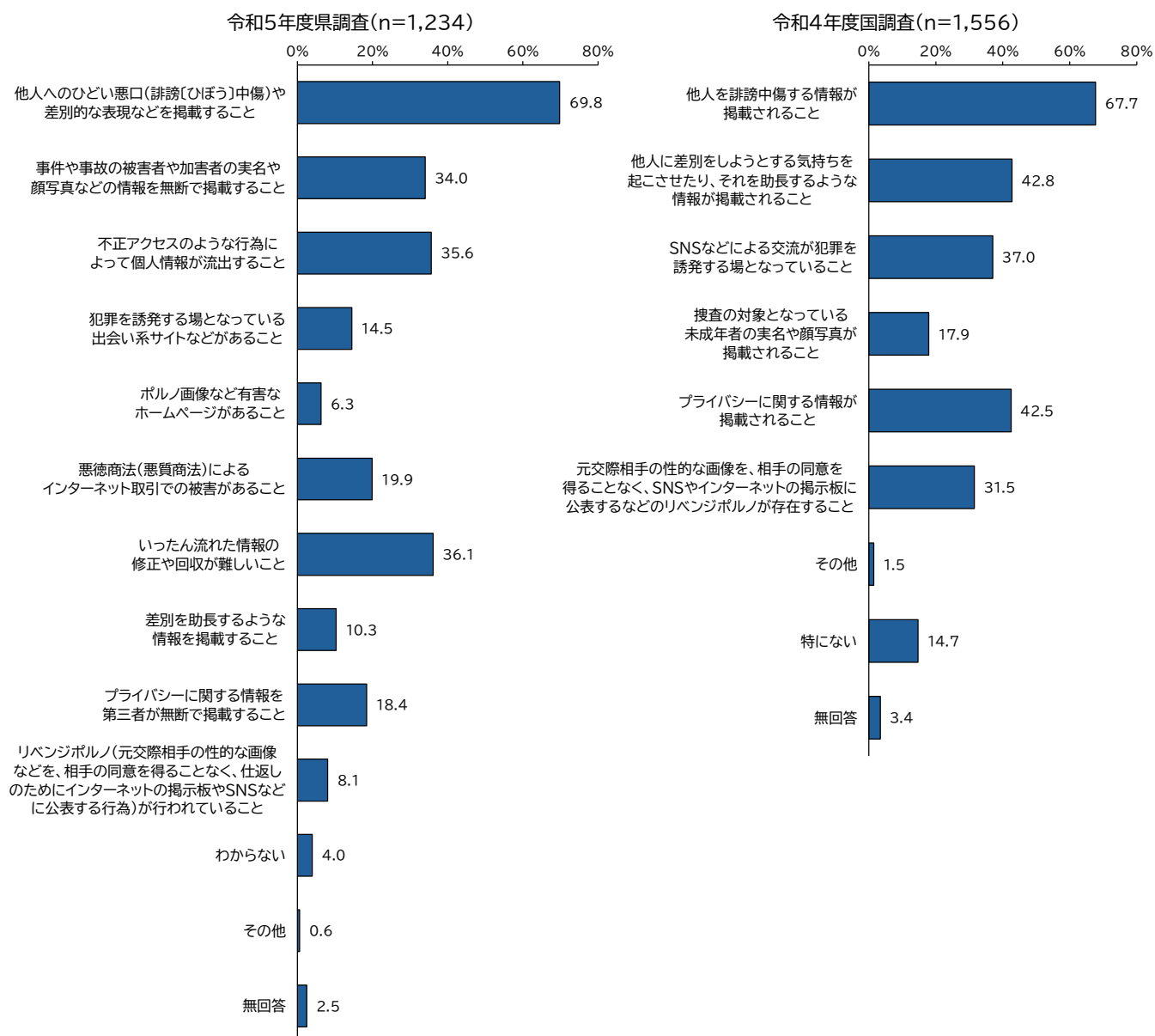
図表 20-3 インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点 年齢別

(単位:%)

		n (人)	他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載	事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること	不正アクセスのような行為による個人情報流出	犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなど	ポルノ画像など有害なホームページ	悪徳商法によるインターネット取引での被害	いったん流れた情報の修正や回収の困難さ	ハイトスピーチ(特定の個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること)など差別を助長するような情報の掲載	プライバシーに関する情報の第三者による無断掲載	同意を得ることなく、SNSなどに公表する行為(が行われていること)	リベンジポルノ(元交際相手の性的な画像などを、相手の指示やSNSなどに公表する行為)
全体		1,105	68.2	31.4	36.5	15.1	6.7	21.5	35.5	12.6	17.0	9.7	
年齢別	10歳代	48	79.2	29.2	25.0	10.4	16.7	18.8	20.8	16.7	20.8	2.1	
	20歳代	98	78.6	37.8	34.7	6.1	9.2	13.3	37.8	8.2	21.4	14.3	
	30歳代	123	73.2	42.3	37.4	17.1	5.7	20.3	33.3	11.4	17.9	9.8	
	40歳代	158	69.0	33.5	34.8	17.1	9.5	17.7	38.0	10.8	15.8	13.3	
	50歳代	197	75.1	32.0	42.1	15.7	8.6	17.8	39.6	10.7	15.7	13.2	
	60歳代	179	72.1	28.5	45.8	10.1	3.4	24.6	37.4	11.7	18.4	7.8	
	70歳代	175	60.0	26.9	33.7	18.3	2.9	28.6	34.9	17.1	16.6	6.9	
	80歳以上	118	46.6	24.6	25.4	21.2	5.9	26.3	29.7	16.9	13.6	5.1	
		n (人)	その他	わからない	不明・無回答								
全体		1,105	0.9	3.8	1.1								
年齢別	10歳代	48	0.0	2.1	2.1								
	20歳代	98	1.0	0.0	0.0								
	30歳代	123	0.8	4.1	0.0								
	40歳代	158	1.9	1.9	0.0								
	50歳代	197	0.5	0.5	0.0								
	60歳代	179	0.6	2.2	2.2								
	70歳代	175	1.1	4.0	2.9								
	80歳以上	118	0.8	15.3	1.7								

年齢別でみると、すべての年代において「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載」が最も高くなっています。次いで、10歳代・30歳代は「事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること」、20歳代は「事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること」と「いったん流れた情報の修正や回収の困難さ」となっています。40歳代及び70歳以上は「いったん流れた情報の修正や回収の困難さ」、50歳代から60歳代は「不正アクセスのような行為による個人情報の流出」となっています。

図表 20-4 インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点 他調査結果



※令和5年度県調査では3つまでの複数回答、令和4年度国調査では複数回答

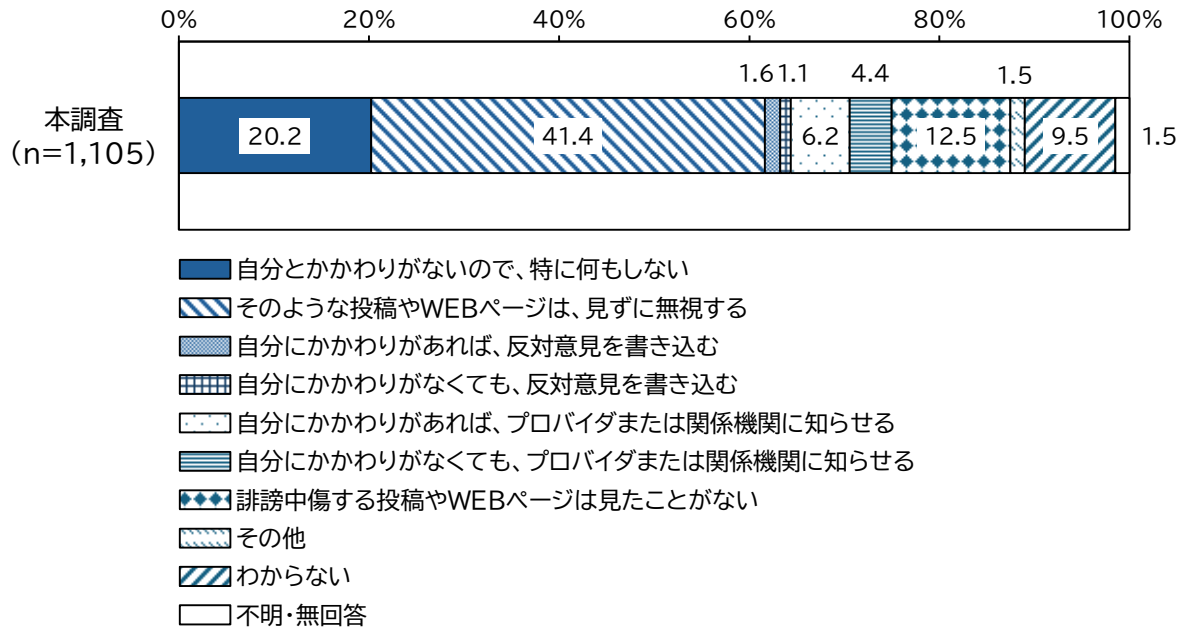
令和5年度県調査は、「他人へのひどい悪口(誹謗[ひぼう]中傷)や差別的な表現などを掲載すること」が69.8%で最も高く、次いで「いったん流れた情報の修正や回収が難しいこと」が36.1%、「不正アクセスのような行為によって個人情報が流出すること」が35.6%となっています。

令和4年度国調査は、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が67.7%で最も高く、次いで「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」が42.8%、「プライバシーに関する情報が掲載されること」が42.5%となっています。

問 21

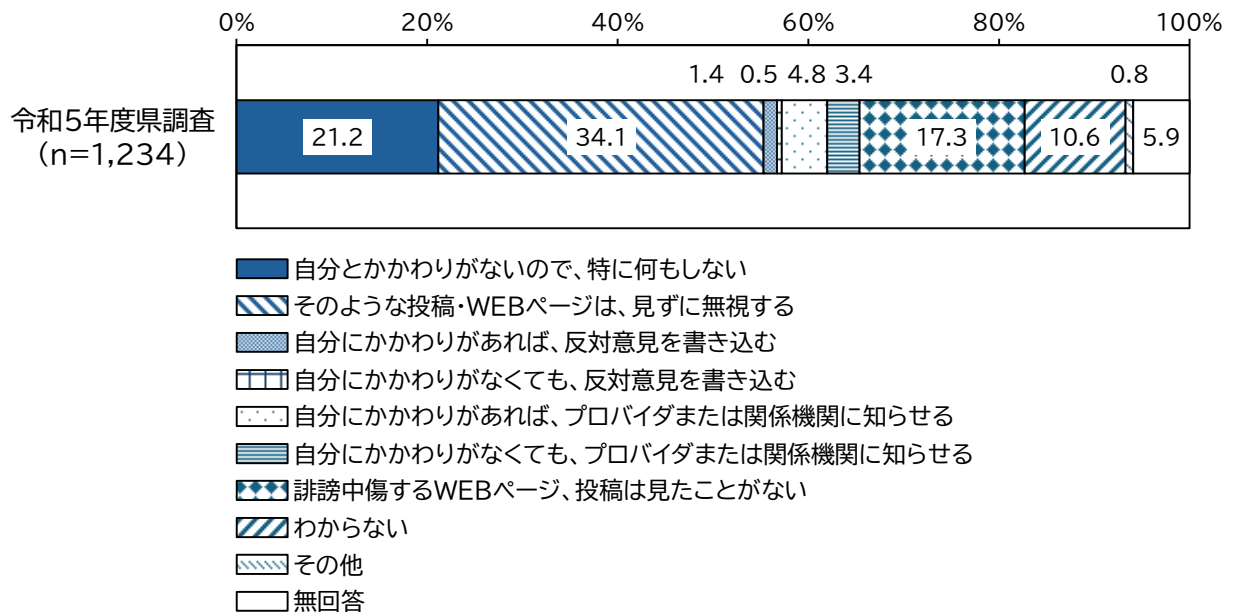
インターネット上で他人を誹謗中傷するなど、人権侵害と思われるような投稿やWEB ページを見たとき、あなたはどのようにしますか。(〇は1つだけ)

図表 21-1 インターネット上で人権侵害を見たときの対応



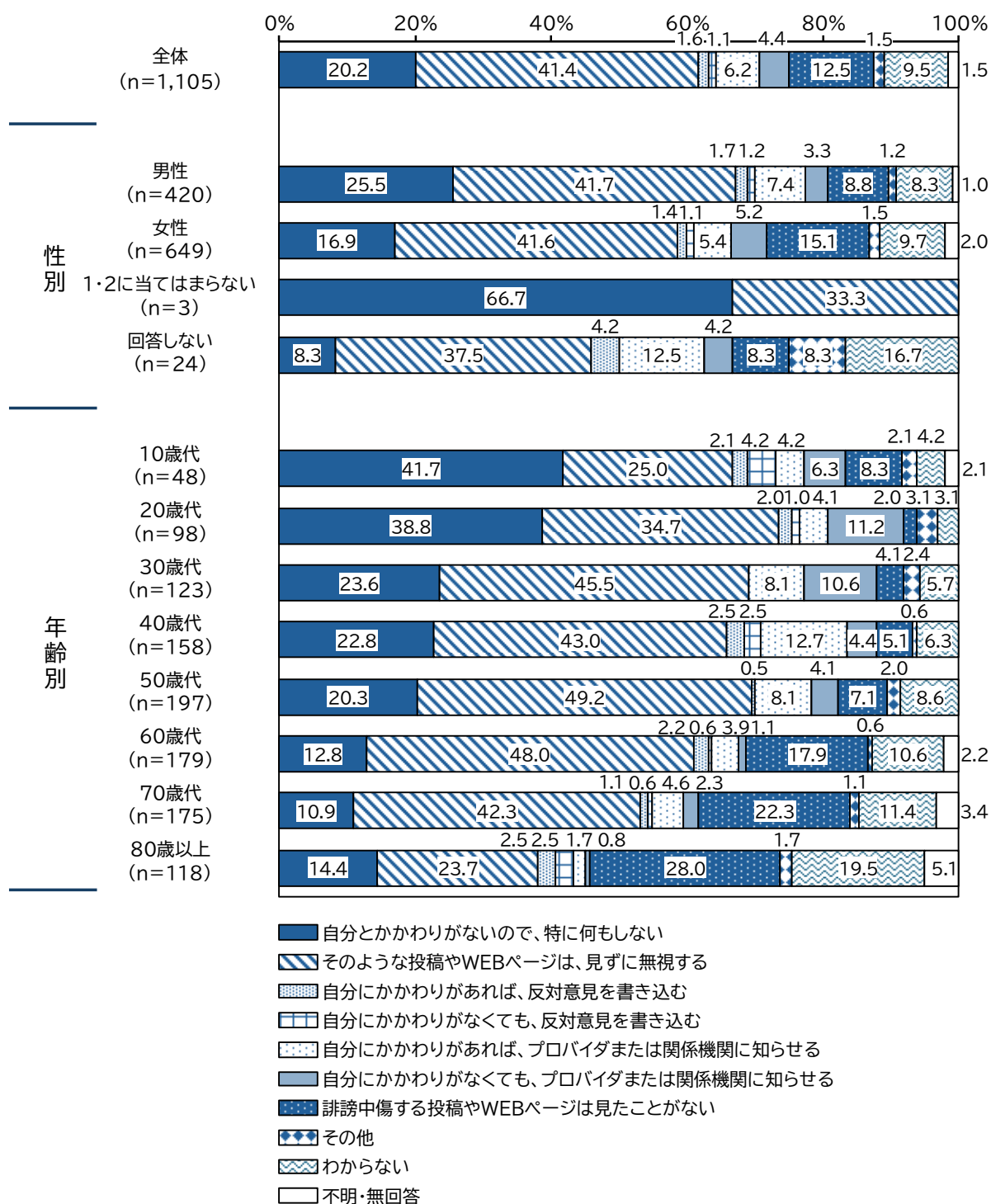
インターネット上で人権侵害を見たときの対応について、「そのような投稿やWEBページは、見ずに無視する」が41.4%で最も高く、次いで「自分とかかわりがないので、特に何もしない」が20.2%、「誹謗中傷する投稿やWEBページは見たことがない」が12.5%となっています。

図表 21-2 インターネット上で人権侵害を見たときの対応 他調査結果



令和5年度県調査は、「そのような投稿・WEBページは、見ずに無視する」が34.1%で最も高く、次いで「自分とかかわりがないので、特に何もしない」が21.2%、「誹謗中傷するWEBページ、投稿は見たことがない」が17.3%となっています。

図表 21-3 インターネット上で人権侵害を見たときの対応 性別・年齢別



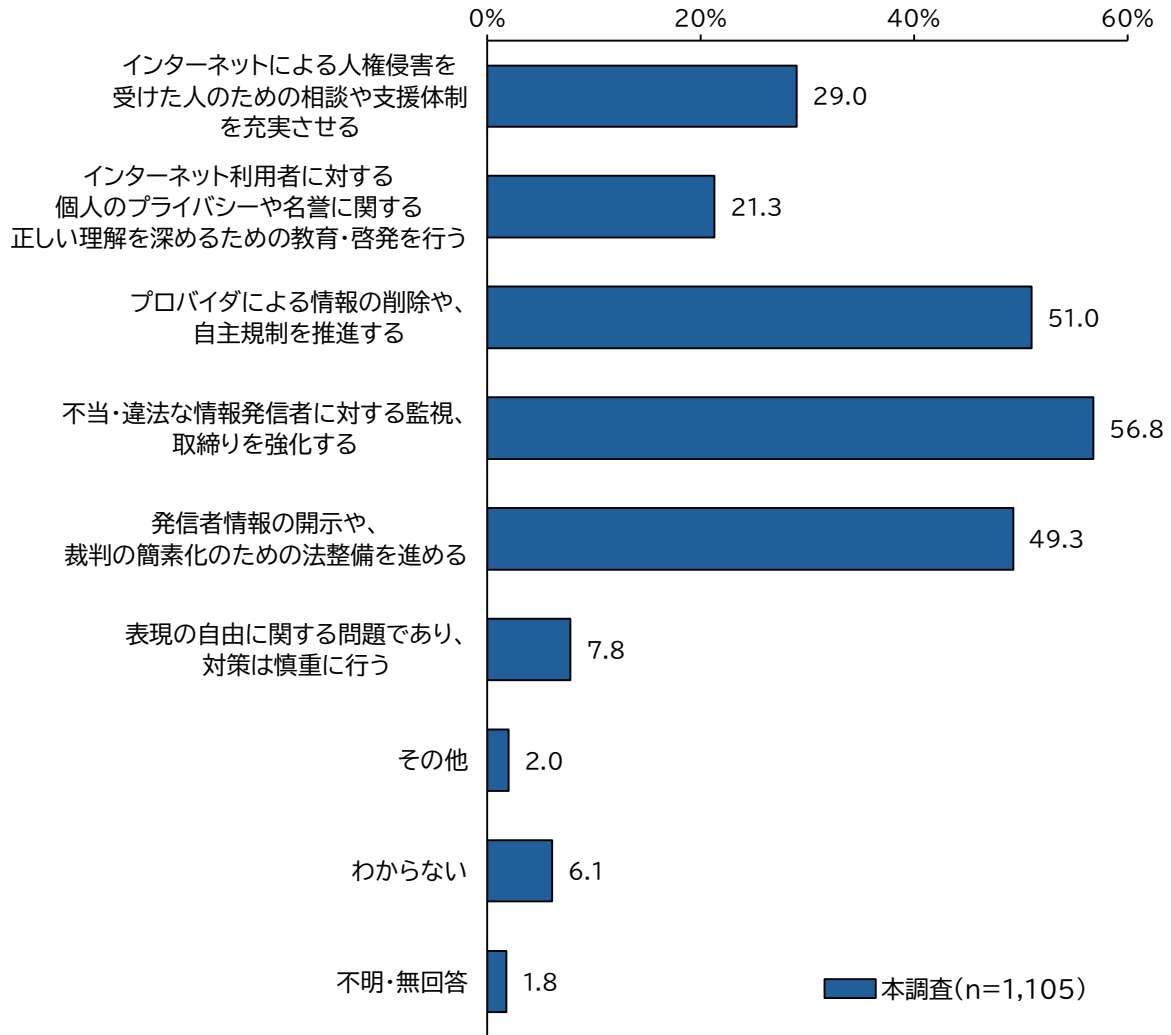
性別でみると、男性・女性ともに「そのような投稿やWEBページは、見ずに無視する」が最も高く、男性41.7%、女性41.6%となっています。次いで「自分とかかわりがないので、特に何もしない」で男性25.5%、女性16.9%となっています。続いて「誹謗中傷する投稿やWEBページは見たことがない」で男性8.8%、女性15.1%となっています。

年齢別でみると、10歳代・20歳代は「自分とかかわりがないので、特に何もしない」、80歳以上は「誹謗中傷する投稿やWEBページは見たことがない」、その他の年代は「そのような投稿やWEBページは、見ずに無視する」が最も高くなっています。

問 22

あなたは、インターネットによる人権問題を解決するために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 22-1 インターネットによる人権問題を解決するために特に必要なこと



インターネットによる人権問題を解決するために特に必要なことについて、「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が56.8%で最も高く、次いで「プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する」が51.0%、「発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための法整備を進める」が49.3%となっています。

図表 22-2 インターネットによる人権問題を解決するために特に必要なこと 性別・年齢別

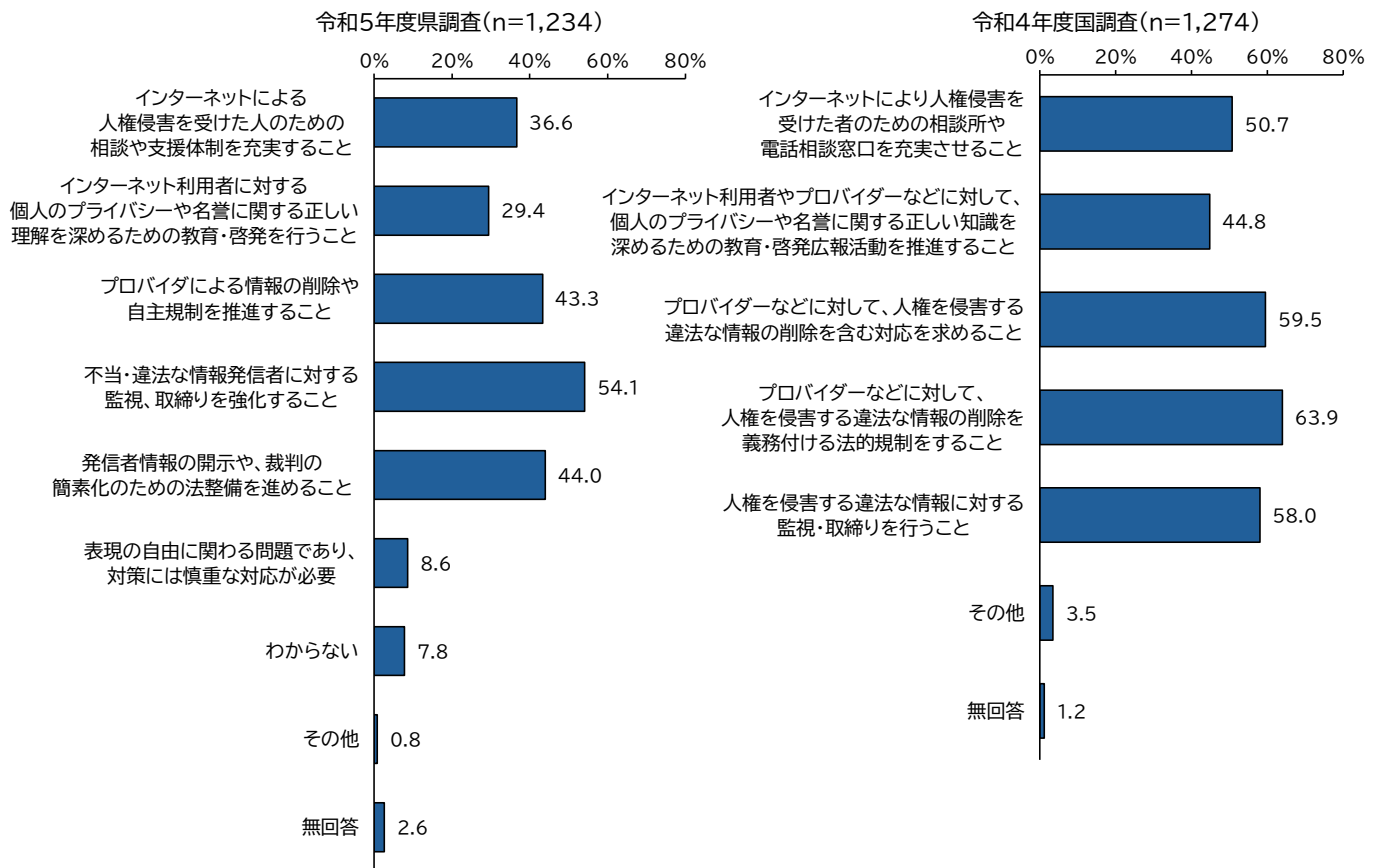
(単位:%)

		n (人)	インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談や支援体制を充実させる	インターネットの利用者に対する個人の理解を深めるための教育・啓発を行う	プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する	不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する	発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための法整備を進める	表現の自由に関する問題であり、対策は慎重に行う	その他	わからない	不明・無回答
全体		1,105	29.0	21.3	51.0	56.8	49.3	7.8	2.0	6.1	1.8
性別	男性	420	29.3	17.4	52.9	59.0	49.0	9.3	3.3	4.8	0.7
	女性	649	28.7	23.9	50.4	56.2	49.8	6.2	1.2	6.5	2.5
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3
	回答しない	24	33.3	12.5	37.5	45.8	50.0	25.0	0.0	12.5	0.0
年齢別	10歳代	48	18.8	31.3	31.3	58.3	35.4	14.6	4.2	8.3	2.1
	20歳代	98	20.4	25.5	44.9	55.1	50.0	15.3	1.0	1.0	0.0
	30歳代	123	22.8	27.6	54.5	60.2	56.9	8.1	2.4	6.5	0.0
	40歳代	158	24.1	24.7	53.2	55.7	50.6	10.1	3.8	1.9	0.6
	50歳代	197	29.9	16.8	65.0	60.9	58.4	6.6	2.0	2.5	0.0
	60歳代	179	31.3	16.2	54.7	65.4	52.0	3.4	0.6	5.0	2.2
	70歳代	175	33.7	19.4	50.9	53.7	45.7	4.0	0.6	8.6	4.0
	80歳以上	118	41.5	20.3	29.7	42.4	31.4	10.2	3.4	16.1	5.9

性別でみると、男性・女性ともに「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が最も高く、男性59.0%、女性56.2%となっています。次いで「プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する」が男性52.9%、女性50.4%となっています。続いて「発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための法整備を進める」で男性49.0%、女性49.8%となっています。

年齢別でみると、50歳代は「プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する」、その他の年代は「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が最も高くなっています。次いで、10歳代から30歳代は「発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための法整備を進める」、40歳代及び60歳代・70歳代は「プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する」、50歳代は「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」、80歳以上は「インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談や支援体制を充実させる」が高くなっています。特に80歳以上の「インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談や支援体制を充実させる」は40.0%台で他の年代よりも高くなっています。

図表 22-3 インターネットによる人権問題を解決するために特に必要なこと 他調査結果



※令和5年度県調査では3つまでの複数回答、令和4年度国調査では複数回答

令和5年度県調査は、「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化すること」が54.1%で最も高く、次いで「発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための法整備を進めること」が44.0%、「プロバイダによる情報の削除や自主規制を推進すること」が43.3%となっています。

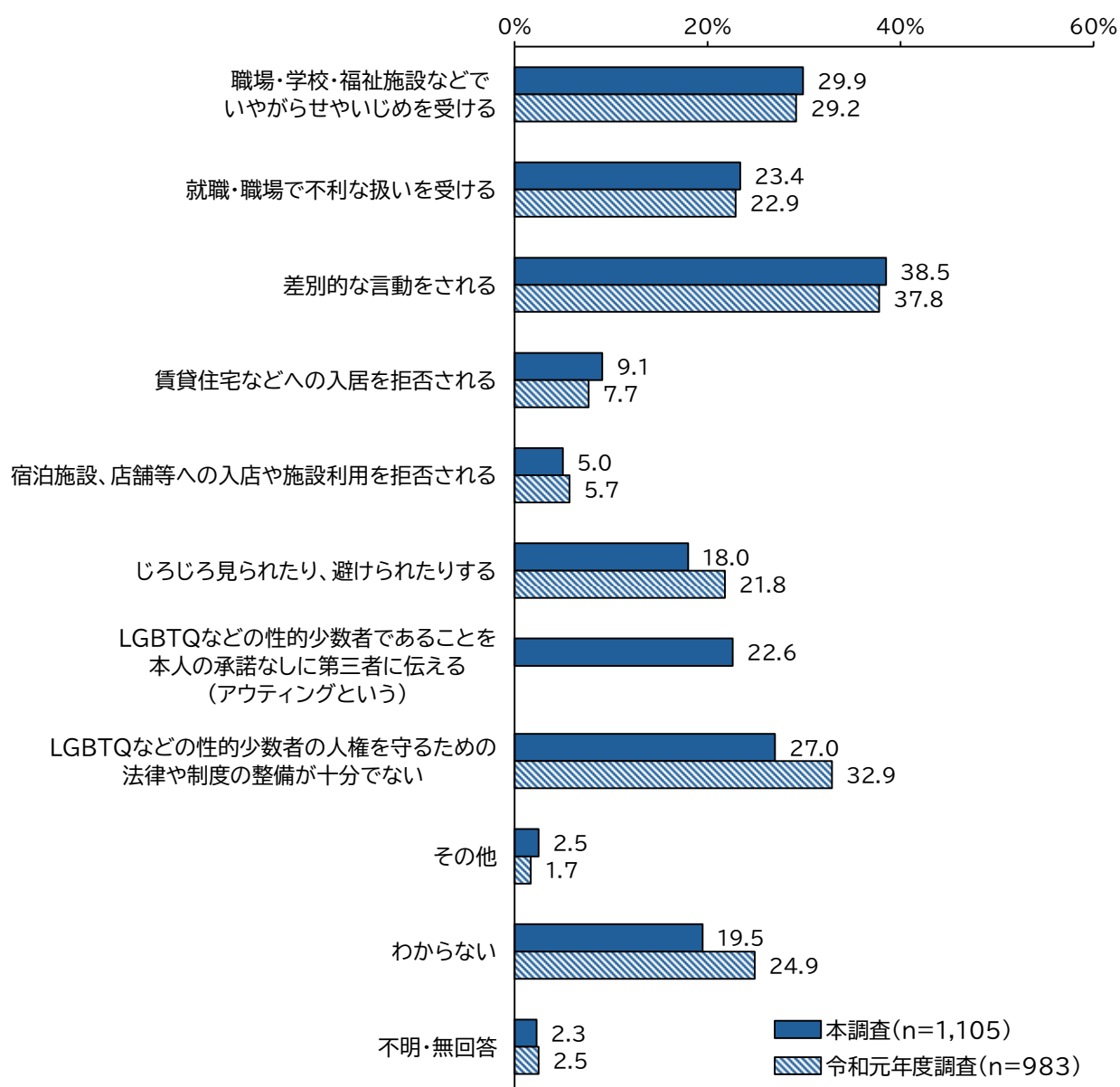
令和4年度国調査は、「プロバイダなどに対して、人権を侵害する違法な情報の削除を義務付ける法的規制をすること」が63.9%で最も高く、次いで「プロバイダなどに対して、人権を侵害する違法な情報の削除を含む対応を求めること」が59.5%、「人権を侵害する違法な情報に対する監視・取締りを行うこと」が58.0%となっています。

10. LGBTQなどの性的少数者の人権について

問 23

LGBTQ などの性的少数者に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

図表 23-1 LGBTQ などの性的少数者の人権に関する問題点



LGBTQなどの性的少数者の人権に関する問題点について、「差別的な言動をされる」が38.5%で最も高く、次いで「職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける」が29.9%、「LGBTQなどの性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない」が27.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「LGBTQなどの性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない」(27.0%)は、令和元年度調査(32.9%)より5.9ポイント、「わからない」(19.5%)は、令和元年度調査(24.9%)より5.4ポイント低くなっています。

図表 23-2 LGBTQ などの性的少数者の人権に関する問題点 性別

(単位:%)

		n (人)	職場・学校・福祉施設などで いやがらせやいじめを受ける	就職・職場で不利な扱いを受ける	差別的な言動をされる	賃貸住宅などへの入居を拒否される	宿泊施設、店舗等への入店や 施設利用を拒否される	じろじろ見られたり、 避けられたりする	LGBTQなどの性的少数者である ことを本人の承諾なしに第三者に 伝える(アウティングという)	LGBTQなどの性的少数者の 人権を守るための法律や制度の 整備が十分でない	その他	わからない
全体		1,105	29.9	23.4	38.5	9.1	5.0	18.0	22.6	27.0	2.5	19.5
性別	男性	420	27.4	22.1	35.0	8.6	5.0	21.0	18.8	25.5	3.8	21.2
	女性	649	31.7	24.0	40.5	9.6	4.9	16.6	25.3	28.0	1.8	17.9
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
	回答しない	24	20.8	29.2	50.0	8.3	8.3	0.0	20.8	29.2	0.0	29.2
		n (人)	不明・無回答									
全体		1,105	2.3									
性別	男性	420	1.7									
	女性	649	2.6									
	1・2に当てはまらない	3	0.0									
	回答しない	24	0.0									

性別でみると、男性・女性ともに「差別的な言動をされる」が最も高く、男性35.0%、女性40.5%となっています。次いで「職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける」が男性27.4%、女性31.7%となっています。続いて「LGBTQなどの性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない」が男性25.5%、女性28.0%となっています。

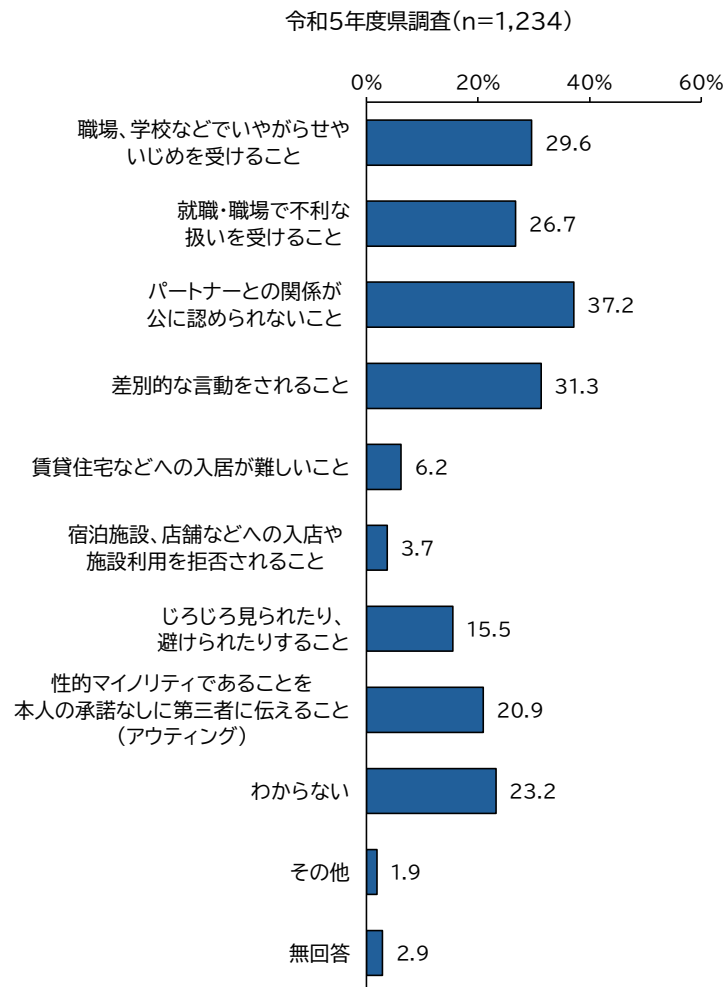
図表 23-3 LGBTQ などの性的少数者の人権に関する問題点 年齢別

(単位:%)

		n (人)	職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける	就職・職場で不利な扱いを受ける	差別的な言動をされる	賃貸住宅などへの入居を拒否される	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否される	じろじろ見られたり、避けられたりする	伝える(本人の承諾なしに第三者に)	LGBTQなどの性的少数者の人権が守るための法的制度の整備が十分でない	その他	わからない
全体		1,105	29.9	23.4	38.5	9.1	5.0	18.0	22.6	27.0	2.5	19.5
年齢別	10歳代	48	37.5	14.6	41.7	6.3	6.3	41.7	12.5	22.9	4.2	4.2
	20歳代	98	26.5	22.4	44.9	9.2	5.1	24.5	32.7	25.5	7.1	5.1
	30歳代	123	36.6	22.0	35.0	11.4	4.9	25.2	34.1	24.4	0.8	15.4
	40歳代	158	29.1	22.8	42.4	10.8	5.1	21.5	27.8	26.6	3.8	18.4
	50歳代	197	33.5	20.3	41.6	5.1	4.6	17.3	24.4	27.4	3.6	22.3
	60歳代	179	25.7	27.4	42.5	6.1	4.5	15.1	22.9	29.1	1.1	17.3
	70歳代	175	27.4	24.0	33.1	12.6	5.7	9.7	13.7	30.9	1.1	24.6
	80歳以上	118	26.3	28.8	28.8	11.0	5.1	8.5	10.2	23.7	0.8	33.1
		n (人)	不明・無回答									
全体		1,105	2.3									
年齢別	10歳代	48	0.0									
	20歳代	98	0.0									
	30歳代	123	0.0									
	40歳代	158	0.6									
	50歳代	197	0.5									
	60歳代	179	3.9									
	70歳代	175	5.7									
	80歳以上	118	5.1									

年齢別でみると、10歳代は「差別的な言動をされる」と「じろじろ見られたり、避けられたりする」、30歳代は「職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける」、80歳以上は「わからない」、その他の年代は「差別的な言動をされる」が最も高くなっています。

図表 23-4 LGBTQ などの性的少数者の人権に関する問題点 他調査結果

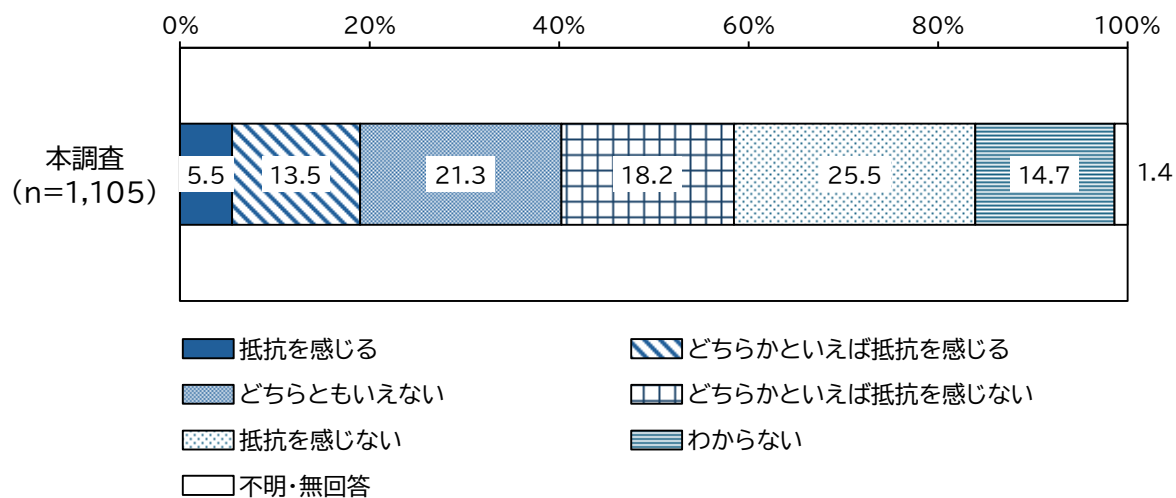


令和5年度県調査は、「パートナーとの関係が公に認められないこと」が37.2%で最も高く、次いで「差別的な言動をされること」が31.3%、「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」が29.6%となっています。

問 24

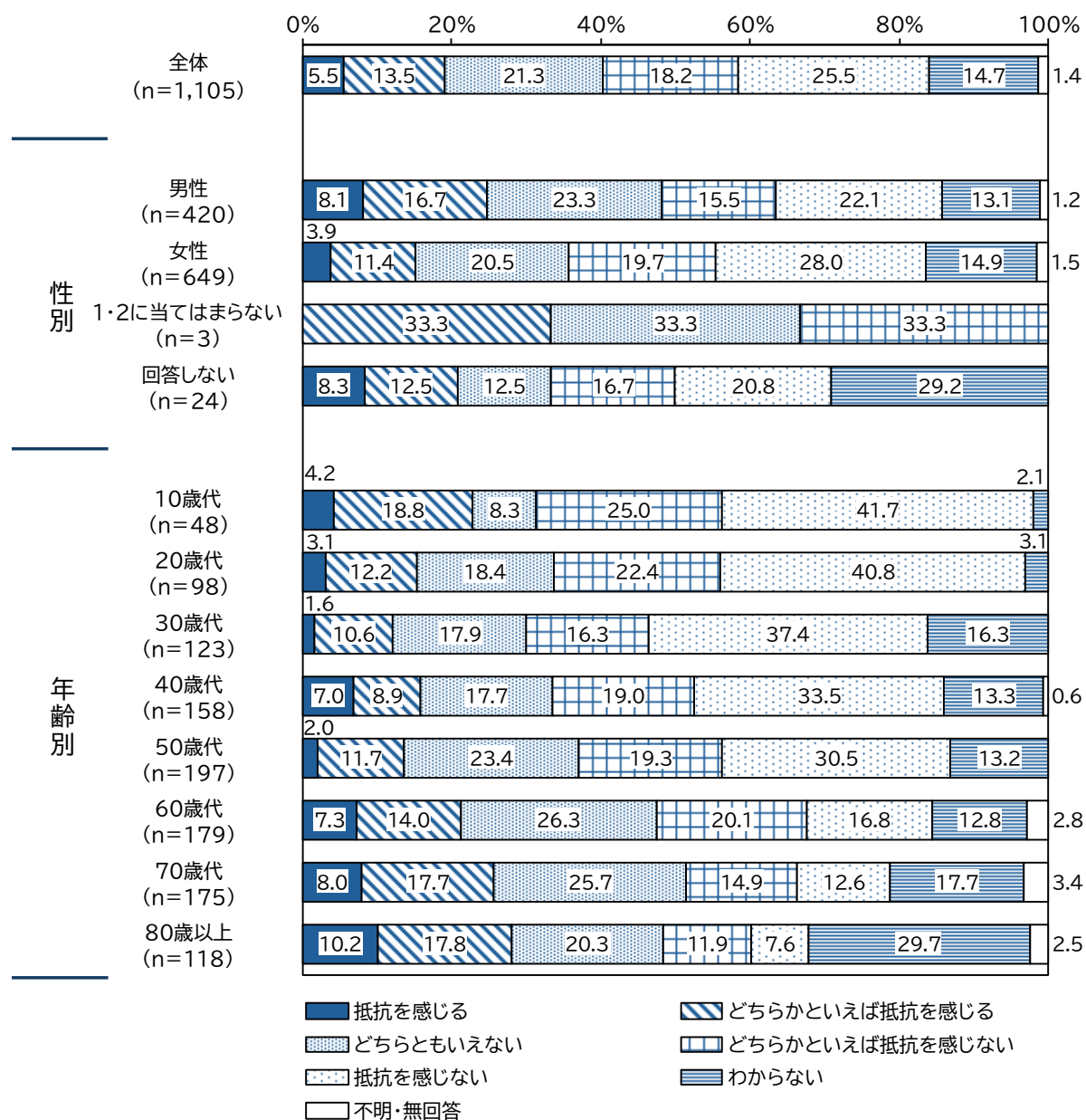
家族や親しい人から LGBTQ などの性的少数者だと打ち明けられた場合、あなたはどのように感じますか。(〇は1つだけ)

図表 24-1 LGBTQ などの性的少数者だと打ち明けられた場合の反応



LGBTQなどの性的少数者だと打ち明けられた場合の反応について、「抵抗を感じない」が25.5%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が21.3%、「どちらかといえば抵抗を感じない」が18.2%となっています。

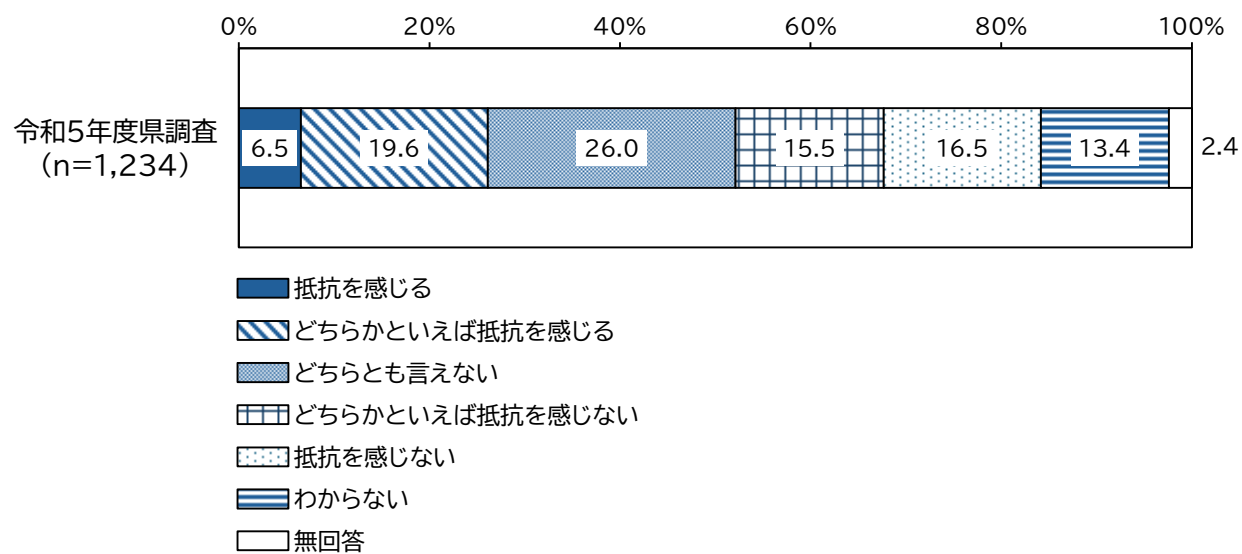
図表 24-2 LGBTQ などの性的少数者だと打ち明けられた場合の反応 性別・年齢別



性別でみると、男性は「どちらともいえない」が23.3%、女性は「抵抗を感じない」が28.0%で最も高くなっています。次いで男性は「抵抗を感じない」が22.1%、女性は「どちらともいえない」が20.5%となっています。続いて男性は「どちらかといえば抵抗を感じる」が16.7%、女性は「どちらかといえば抵抗を感じない」が19.7%となっています。

年齢別でみると、60歳代から70歳代は「どちらともいえない」、80歳以上は「わからない」、その他の年代は「抵抗を感じない」が最も高くなっています。

図表 24-3 LGBTQ などの性的少数者だと打ち明けられた場合の反応 他調査結果

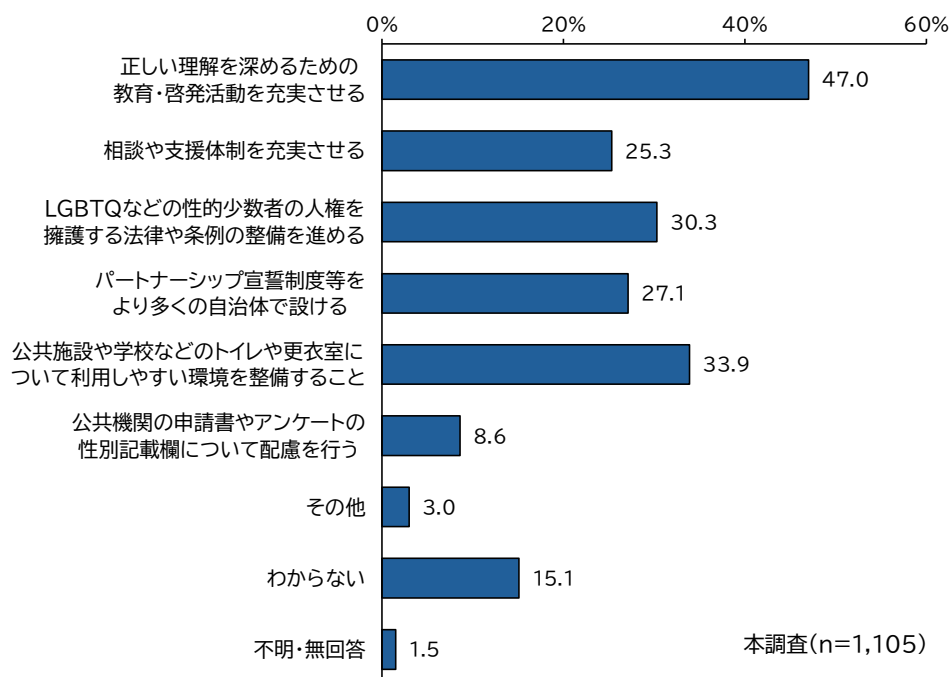


令和5年度県調査は、「どちらとも言えない」が26.0%で最も高く、次いで「どちらかといえば抵抗を感じる」が19.6%、「抵抗を感じない」が16.5%となっています。

問 25

あなたは、LGBTQ などの性的少数者の人権問題を解決するために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 25-1 LGBTQ などの性的少数者の人権問題を解決するために特に必要なこと



LGBTQなどの性的少数者の人権問題を解決するために特に必要なことについて、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる」が47.0%で最も高く、次いで「公共施設や学校などのトイレや更衣室について利用しやすい環境を整備すること」が33.9%、「LGBTQなどの性的少数者の人権を擁護する法律や条例の整備を進める」が30.3%となっています。

図表 25-2 LGBTQ などの性的少数者の人権問題を解決するために特に必要なこと 性別・年齢別

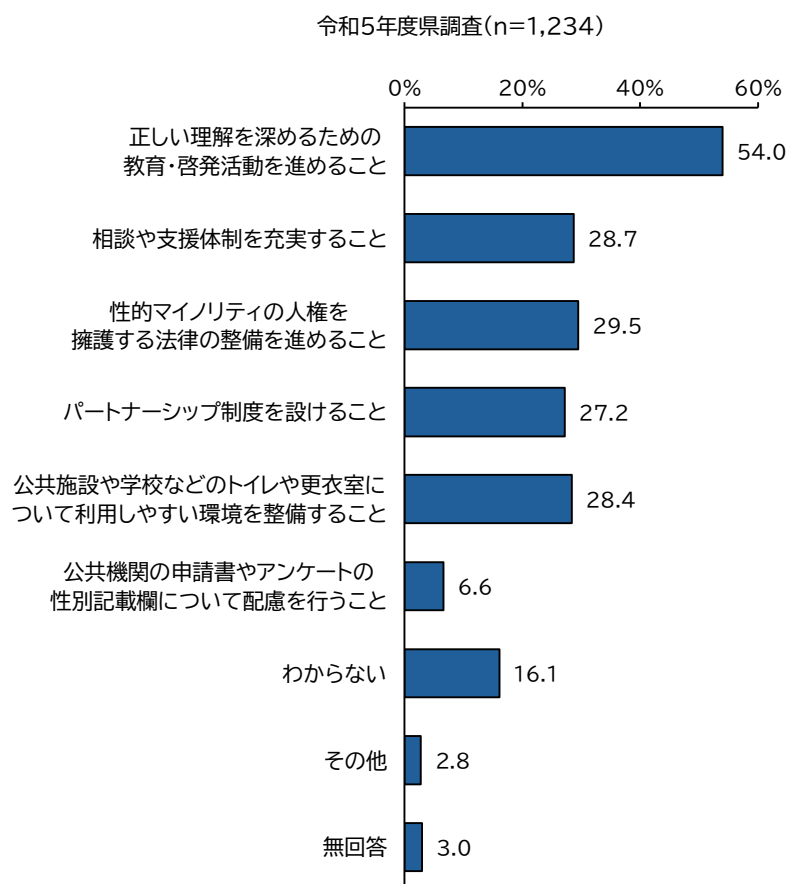
(単位: %)

		n (人)	正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる	相談や支援体制を充実させる	LGBTQ などの性的少数者の人権を擁護する法律や条例の整備を進める	パートナーシップ宣誓制度等をより多くの自治体で設ける	公共施設や学校などのトイレや更衣室について利用しやすい環境を整備すること	公共機関の申請書やアンケートの性別記載欄について配慮を行う	その他	わからない	不明・無回答
全体		1,105	47.0	25.3	30.3	27.1	33.9	8.6	3.0	15.1	1.5
性別	男性	420	46.2	24.5	30.0	22.9	29.0	8.1	5.7	17.4	1.2
	女性	649	48.2	25.6	31.4	30.4	38.1	8.9	1.2	12.6	1.8
	1・2に当てはまらない	3	33.3	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	24	37.5	33.3	12.5	25.0	16.7	12.5	4.2	29.2	0.0
年齢別	10歳代	48	31.3	27.1	20.8	31.3	27.1	16.7	8.3	6.3	0.0
	20歳代	98	48.0	22.4	28.6	37.8	35.7	9.2	7.1	3.1	0.0
	30歳代	123	49.6	16.3	36.6	35.8	43.1	4.9	2.4	17.9	0.0
	40歳代	158	48.1	19.0	24.1	36.1	34.2	7.0	5.7	14.6	0.6
	50歳代	197	52.3	27.9	28.4	33.0	39.1	8.6	1.5	12.2	0.0
	60歳代	179	49.2	25.7	35.2	23.5	32.4	5.6	2.2	13.4	2.8
	70歳代	175	46.3	29.7	34.3	13.7	30.9	11.4	1.1	18.9	3.4
	80歳以上	118	38.1	34.7	28.0	12.7	25.4	11.9	0.8	26.3	4.2

性別でみると、男性・女性ともに「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる」が最も高く、男性46.2%、女性48.2%となっています。次いで、男性は「LGBTQなどの性的少数者の人権を擁護する法律や条例の整備を進める」が30.0%、女性は「公共施設や学校などのトイレや更衣室について利用しやすい環境を整備すること」が38.1%となっています。続いて男性は「公共施設や学校などのトイレや更衣室について利用しやすい環境を整備すること」が29.0%、女性は「LGBTQなどの性的少数者の人権を擁護する法律や条例の整備を進める」が31.4%となっています。

年齢別でみると、10歳代は「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる」と「パートナーシップ宣誓制度等をより多くの自治体で設ける」、その他の年代は「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる」が最も高くなっています。

図表 25-3 LGBTQ などの性的少数者の人権問題を解決するために特に必要なこと 他調査結果

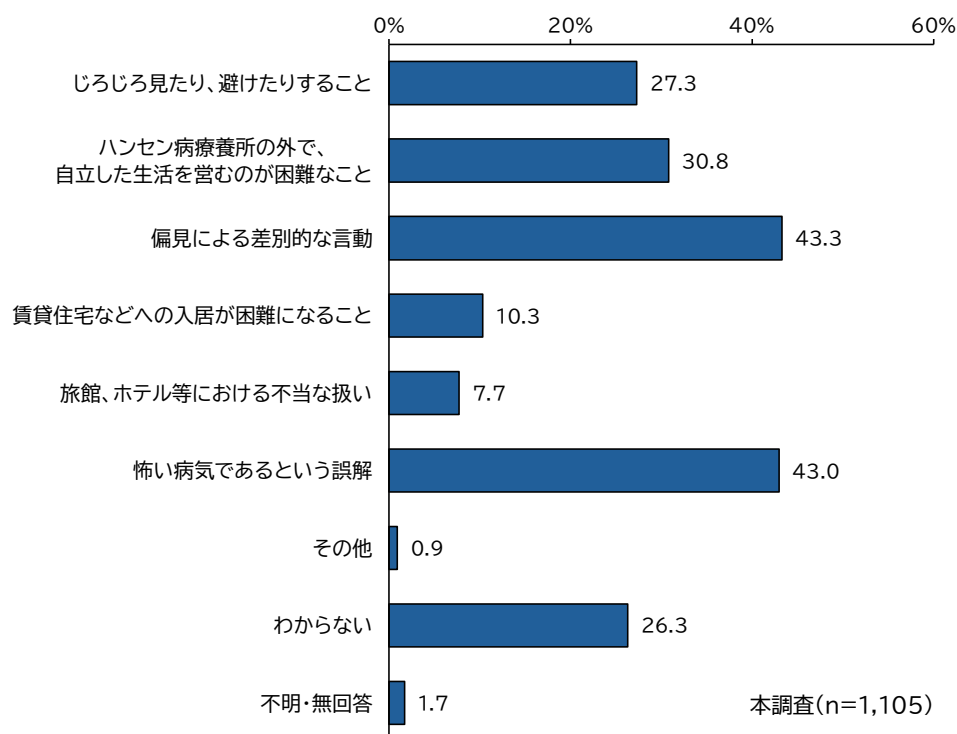


令和5年度県調査は、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を進めること」が54.0%で最も高く、次いで「性的マイノリティの人権を擁護する法律の整備を進めること」が29.5%、「相談や支援体制を充実すること」が28.7%となっています。

11. ハンセン病患者・回復者及び家族の人権について

問 26	ハンセン病患者・回復者及び家族に関することがらで、人権の尊重という点からみてあなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)
------	---

図表 26-1 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する問題点



ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する問題点について、「偏見による差別的な言動」が43.3%で最も高く、次いで「怖い病気であるという誤解」が43.0%、「ハンセン病療養所の外で、自立した生活を営むのが困難なこと」が30.8%となっています。

図表 26-2 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する問題点 性別・年齢別

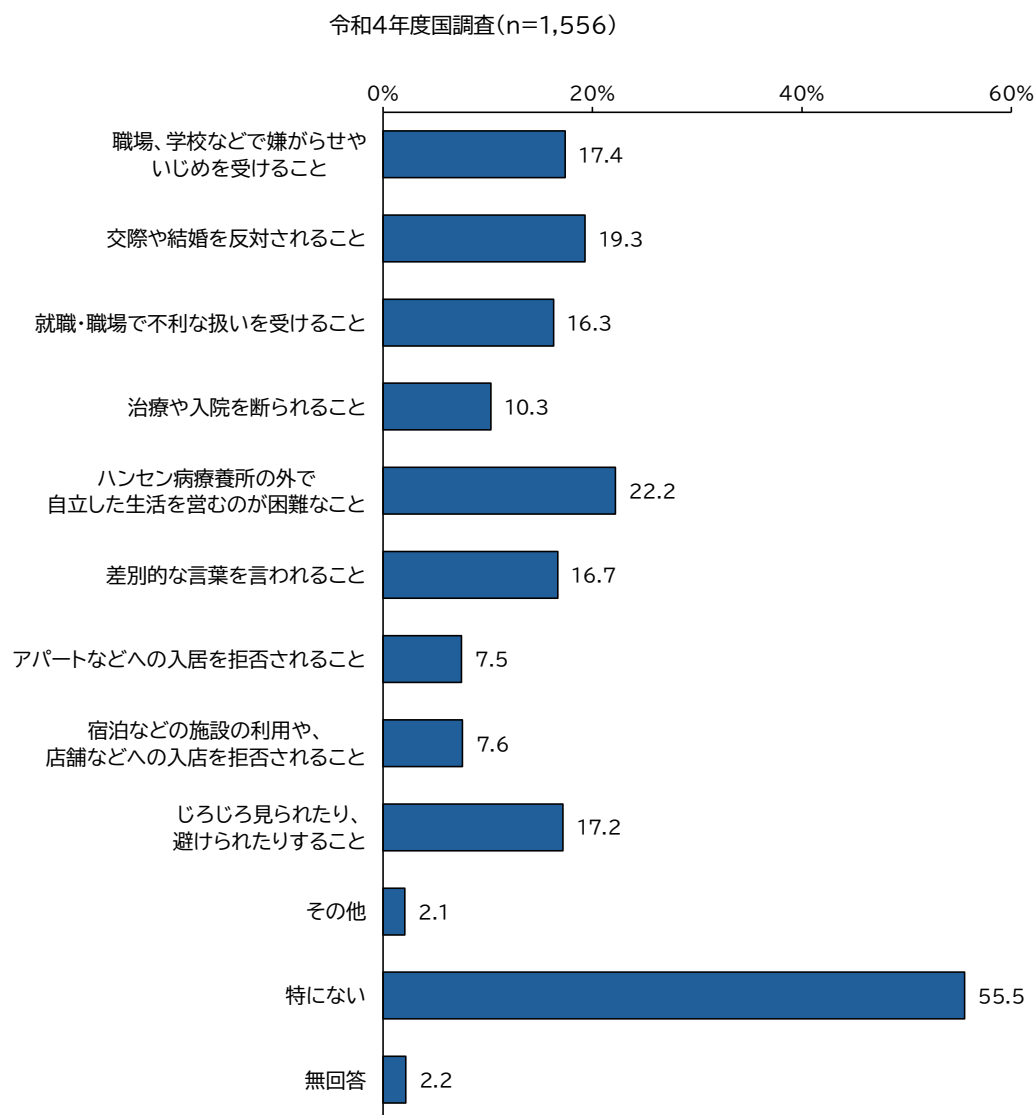
(単位:%)

		n (人)	す じ ろ じ ろ 見 た り 、 避 け た り	ハ ン セ ン 病 療 養 所 の 外 で 、 自 立 し た 生 活 を 営 む の が 困 難 な こ と	偏 見 に よ る 差 別 的 な 言 動	賃 貸 住 宅 な ど へ の 入 居 が 困 難 に な る こ と	旅 館 、 ホ テ ル 等 に お け る 不 当 な 扱 い	怖 い 病 気 で あ る と い う 誤 解	そ の 他	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体		1,105	27.3	30.8	43.3	10.3	7.7	43.0	0.9	26.3	1.7
性別	男性	420	23.8	24.3	41.7	9.0	6.7	40.2	1.2	31.0	1.7
	女性	649	29.7	35.4	44.8	11.1	8.2	45.0	0.8	22.8	1.8
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
	回答しない	24	29.2	25.0	41.7	12.5	16.7	50.0	0.0	25.0	0.0
年齢別	10歳代	48	37.5	16.7	37.5	6.3	10.4	39.6	0.0	29.2	0.0
	20歳代	98	18.4	18.4	42.9	6.1	9.2	41.8	0.0	32.7	0.0
	30歳代	123	24.4	26.8	40.7	13.0	4.9	31.7	0.0	38.2	0.0
	40歳代	158	24.1	25.9	40.5	8.9	9.5	35.4	1.9	35.4	0.6
	50歳代	197	27.4	36.5	46.2	10.7	6.6	41.1	1.0	25.9	0.0
	60歳代	179	28.5	35.2	46.4	9.5	6.7	43.0	0.6	22.3	2.8
	70歳代	175	28.0	34.9	44.6	12.0	8.6	51.4	1.1	17.7	4.0
	80歳以上	118	34.7	35.6	42.4	12.7	7.6	59.3	1.7	13.6	5.1

性別でみると、男性は「偏見による差別的な言動」が41.7%、女性は「怖い病気であるという誤解」が45.0%で最も高くなっています。次いで男性は「怖い病気であるという誤解」が40.2%、女性は「偏見による差別的な言動」が44.8%となっています。続いて、男性は「わからない」が31.0%、女性は「ハンセン病療養所の外で、自立した生活を営むのが困難なこと」が35.4%となっています

年齢別でみると、10歳代及び70歳以上の年代は「怖い病気であるという誤解」、その他の年代は「偏見による差別的な言動」が最も高くなっています。

図表 26-3 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する問題点 他調査結果



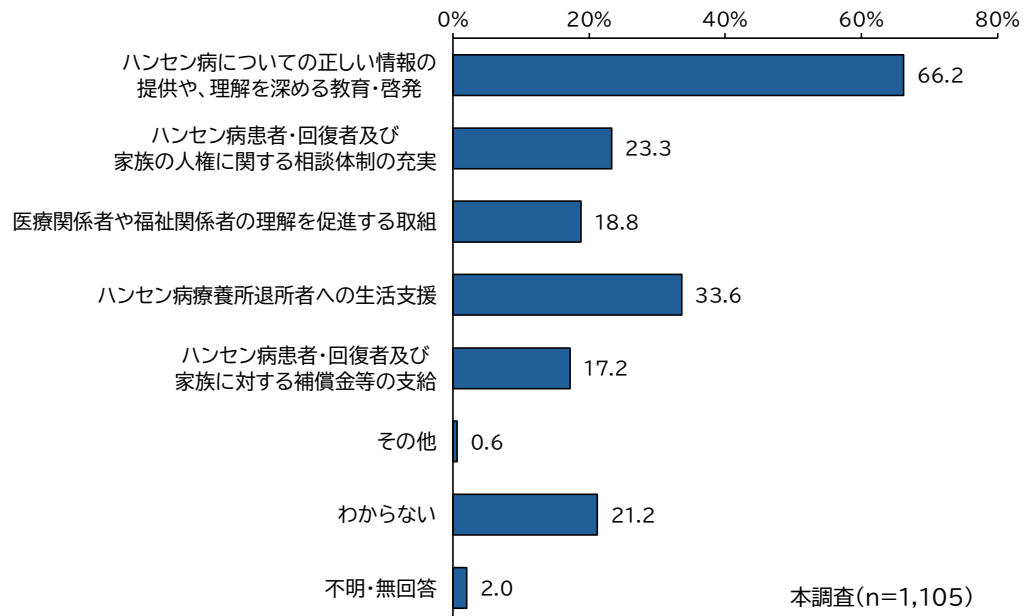
※令和4年度国調査では複数回答

令和4年度国調査は、「特にない」が55.5%で最も高く、次いで「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」が22.2%、「交際や結婚を反対されること」が19.3%となっています。

問 27

あなたは、ハンセン病患者・回復者及び家族の人権を守るために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 27-1 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権を守るために特に必要なこと



ハンセン病患者・回復者及び家族の人権を守るために特に必要なことについて、「ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発」が66.2%で最も高く、次いで「ハンセン病療養所退所者への生活支援」が33.6%、「ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する相談体制の充実」が23.3%となっています。

図表 27-2 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権を守るために特に必要なこと 性別・年齢別

(単位:%)

		n (人)	ハンセン病について 正しい情報の提供や、 理解を深める教育・ 啓発	ハンセン病患者・回復者 及び家族の人権に関する 相談体制の充実	医療関係者や福祉関係者 の理解を促進する取組	ハンセン病療養所退所者 への生活支援	ハンセン病患者・回復者 及び家族に対する補償金等 の支給	その他	わからない	不明・無回答
全体		1,105	66.2	23.3	18.8	33.6	17.2	0.6	21.2	2.0
性別	男性	420	60.2	21.7	21.2	27.1	14.0	0.7	26.0	2.1
	女性	649	70.4	24.8	17.7	37.8	19.4	0.6	17.4	2.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0
	回答しない	24	70.8	12.5	16.7	37.5	16.7	0.0	20.8	0.0
年齢別	10歳代	48	60.4	22.9	20.8	31.3	20.8	0.0	25.0	0.0
	20歳代	98	69.4	16.3	12.2	28.6	16.3	0.0	23.5	1.0
	30歳代	123	59.3	20.3	19.5	24.4	14.6	0.0	30.1	0.0
	40歳代	158	55.7	17.1	15.2	26.6	17.1	1.3	31.0	1.3
	50歳代	197	66.5	23.4	16.8	41.1	18.8	0.5	20.3	0.0
	60歳代	179	69.8	24.6	17.9	34.6	17.9	1.7	16.2	2.8
	70歳代	175	73.7	25.7	24.0	37.7	14.3	0.0	13.7	5.1
	80歳以上	118	71.2	34.7	25.4	37.3	20.3	0.8	13.6	4.2

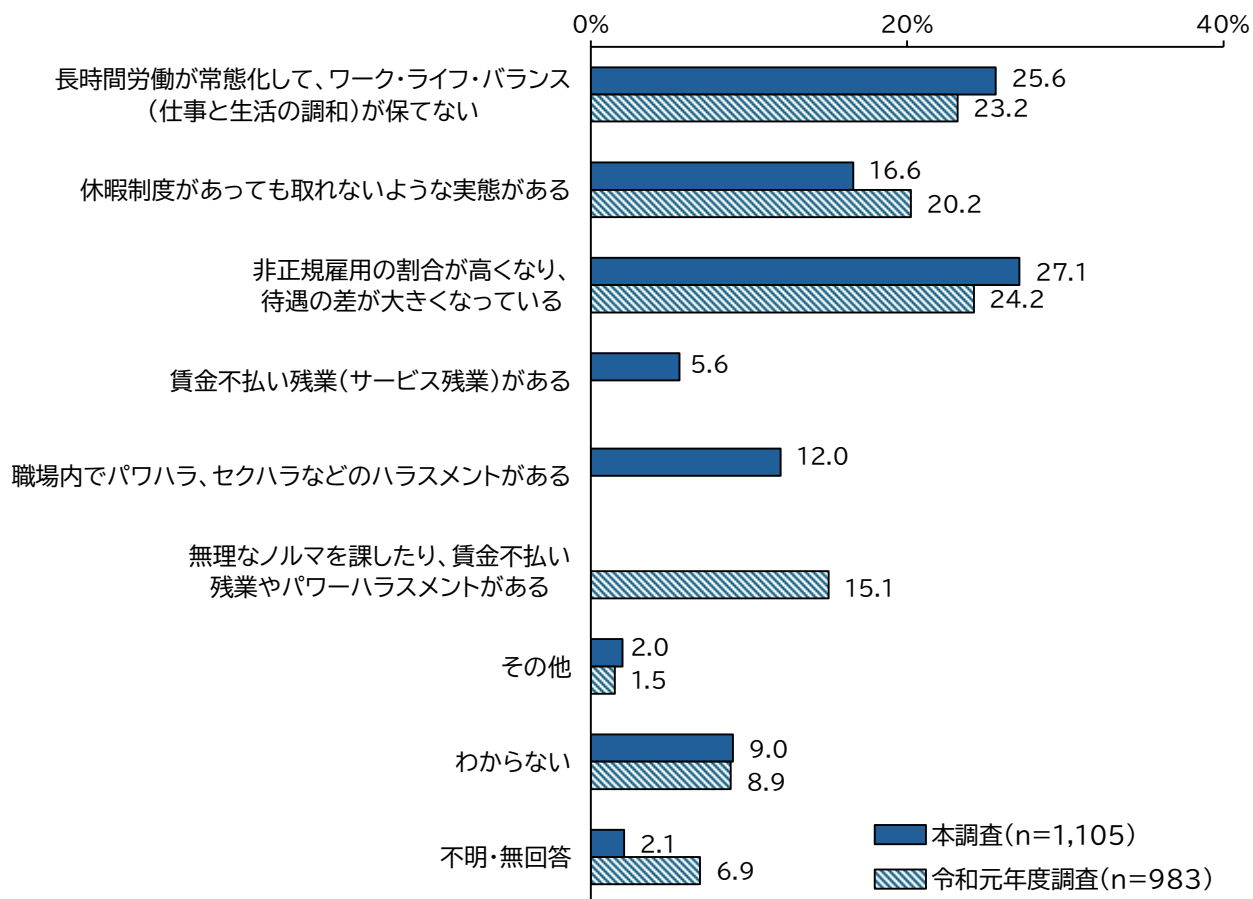
性別でみると、男性・女性ともに「ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発」が最も高く、男性60.2%、女性70.4%となっています。次いで「ハンセン病療養所退所者への生活支援」が男性27.1%、女性37.8%となっています。続いて男性は「わからない」が26.0%、女性は「ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する相談体制の充実」が24.8%となっています。

年齢別でみると、すべての年代において「ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発」が最も高くなっています。次いで、30歳代・40歳代の年代は「わからない」、その他の年代は「ハンセン病療養所退所者への生活支援」となっています。

12. 働く人の人権について

問 28	働く人の人権について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は1つだけ)
------	--

図表 28-1 働く人の人権に関する問題点



働く人の人権に関する問題点について、「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている」が27.1%で最も高く、次いで「長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない」が25.6%、「休暇制度があっても取れないような実態がある」が16.6%となっています。

令和元年度調査との大きな差はみられません。

図表 28-2 働く人の人権に関する問題点 性別・年齢別

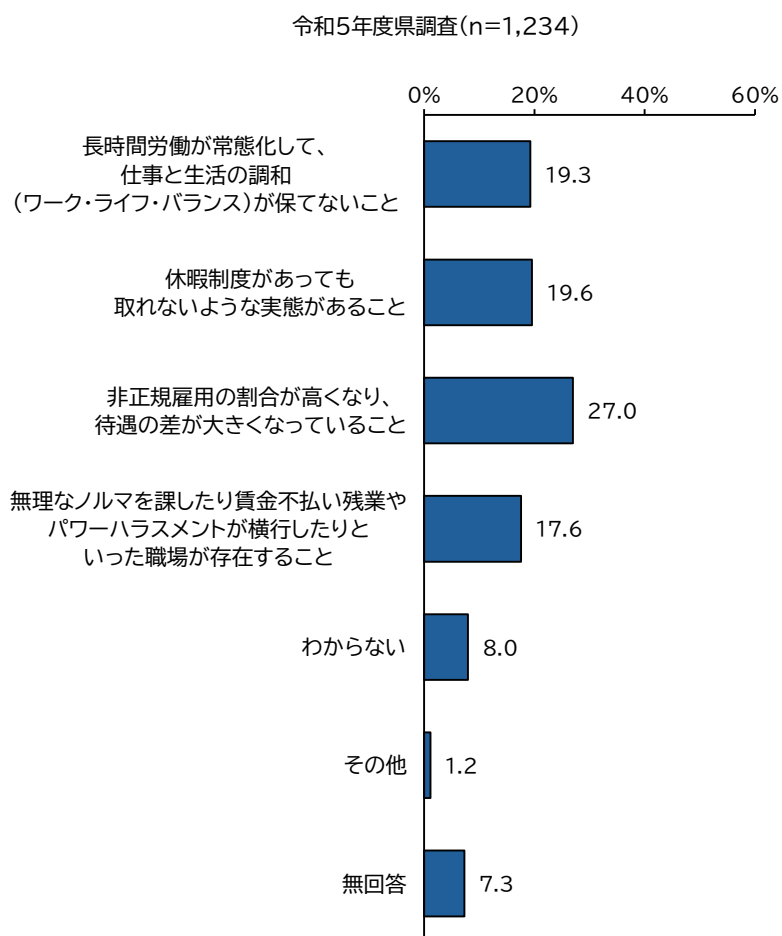
(単位:%)

		n(人)	長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない	休暇制度があっても取れないような実態がある	非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている	賃金不払い残業(サービス残業)がある	職場内でパワハラ、セクハラなどのハラスメントがある	その他	わからない	不明・無回答
全体		1,105	25.6	16.6	27.1	5.6	12.0	2.0	9.0	2.1
性別	男性	420	24.5	17.4	28.6	4.0	12.4	2.1	9.3	1.7
	女性	649	26.3	16.0	26.7	6.5	12.0	1.7	8.5	2.3
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	回答しない	24	12.5	20.8	25.0	8.3	8.3	8.3	12.5	4.2
年齢別	10歳代	48	35.4	18.8	14.6	8.3	12.5	0.0	10.4	0.0
	20歳代	98	39.8	24.5	9.2	10.2	12.2	2.0	2.0	0.0
	30歳代	123	36.6	18.7	18.7	7.3	12.2	1.6	4.9	0.0
	40歳代	158	36.7	14.6	19.6	1.9	15.2	3.8	8.2	0.0
	50歳代	197	15.2	17.3	32.5	5.6	18.3	3.0	7.6	0.5
	60歳代	179	21.2	17.9	31.8	4.5	10.6	1.1	10.6	2.2
	70歳代	175	17.7	15.4	38.9	6.3	8.0	0.6	8.6	4.6
	80歳以上	118	17.8	9.3	33.9	4.2	5.9	2.5	17.8	8.5

性別でみると、男性・女性ともに「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている」が男性28.6%、女性26.7%で最も高くなっています。次いで「長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない」が男性24.5%、女性26.3%となっています。続いて「休暇制度があっても取れないような実態がある」が男性17.4%、女性16.0%となっています。

年齢別でみると、10歳代から40歳代の年代は「長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない」、50歳以上は「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている」が最も高くなっています。

図表 28-3 働く人の人権に関する問題点 他調査結果

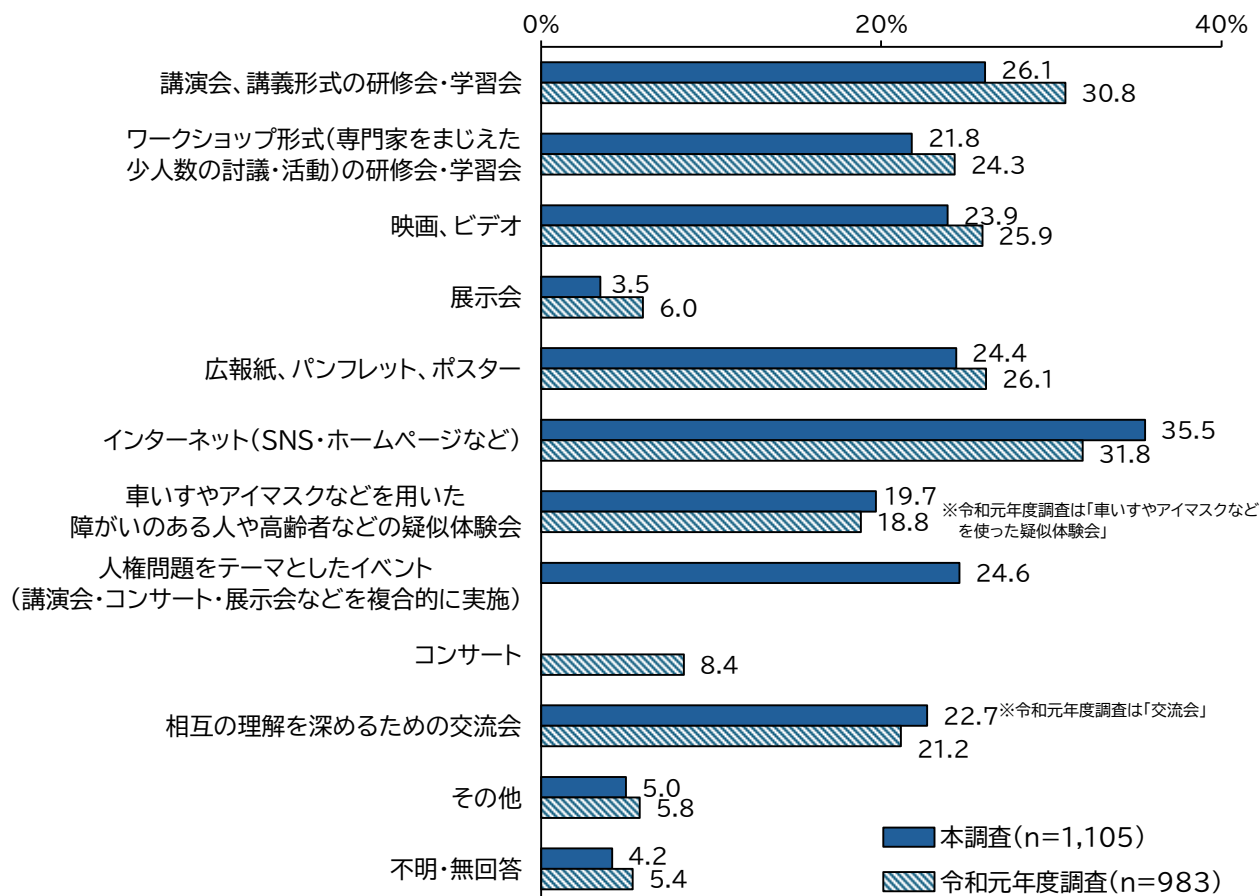


令和5年度県調査は、「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっていること」が27.0%で最も高く、次いで「休暇制度があっても取れないような実態があること」が19.6%、「長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保てないこと」が19.3%となっています。

13. 人権問題に関する啓発活動について

問 29	あなたは、人権啓発を進めるためには、どのような啓発活動が効果的だと思いますか。(〇はいくつでも)
------	--

図表 29-1 効果的と思われる人権啓発活動



効果的と思われる人権啓発活動について、「インターネット(SNS・ホームページなど)」が35.5%で最も高く、次いで「講演会、講義形式の研修会・学習会」が26.1%、「人権問題をテーマとしたイベント(講演会・コンサート・展示会などを複合的に実施)」が24.6%となっています。

令和元年度調査との大きな差はみられません。

図表 29-2 効果的と思われる人権啓発活動 性別

(単位:%)

		n（人）	講演会、講義形式の研修会・学習会	ワークショップ形式（専門家をまじえた少人数の討議・活動）の研修会・学習会	映画、ビデオ	展示会	広報紙、パンフレット、ポスター	インターネット（SNS・ホームページなど）	車いすやアイマスクなどを用いた障がいのある人や高齢者などの疑似体験会	人権問題をテーマとしたイベント（講演会・コンサート・展示会などを複合的に実施）	相互の理解を深めるための交流会	その他	
全体			1,105	26.1	21.8	23.9	3.5	24.4	35.5	19.7	24.6	22.7	5.0
性別	男性	420	29.0	21.4	19.8	3.6	22.4	36.2	15.5	25.0	24.0	5.5	
	女性	649	24.5	22.7	26.2	3.7	25.9	35.7	22.8	25.0	22.7	4.5	
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	回答しない	24	25.0	12.5	29.2	0.0	29.2	20.8	16.7	16.7	12.5	8.3	
		n（人）	不明・無回答										
全体			1,105	4.2									
性別	男性	420	3.8										
	女性	649	4.0										
	1・2に当てはまらない	3	0.0										
	回答しない	24	8.3										

性別でみると、男性・女性ともに「インターネット（SNS・ホームページなど）」が最も高く、男性36.2%、女性35.7%となっています。次いで男性は「講演会、講義形式の研修会・学習会」が29.0%、女性は「映画、ビデオ」が26.2%となっています。続いて男性は「人権問題をテーマとしたイベント（講演会・コンサート・展示会などを複合的に実施）」が25.0%、女性は「広報紙、パンフレット、ポスター」が25.9%となっています。

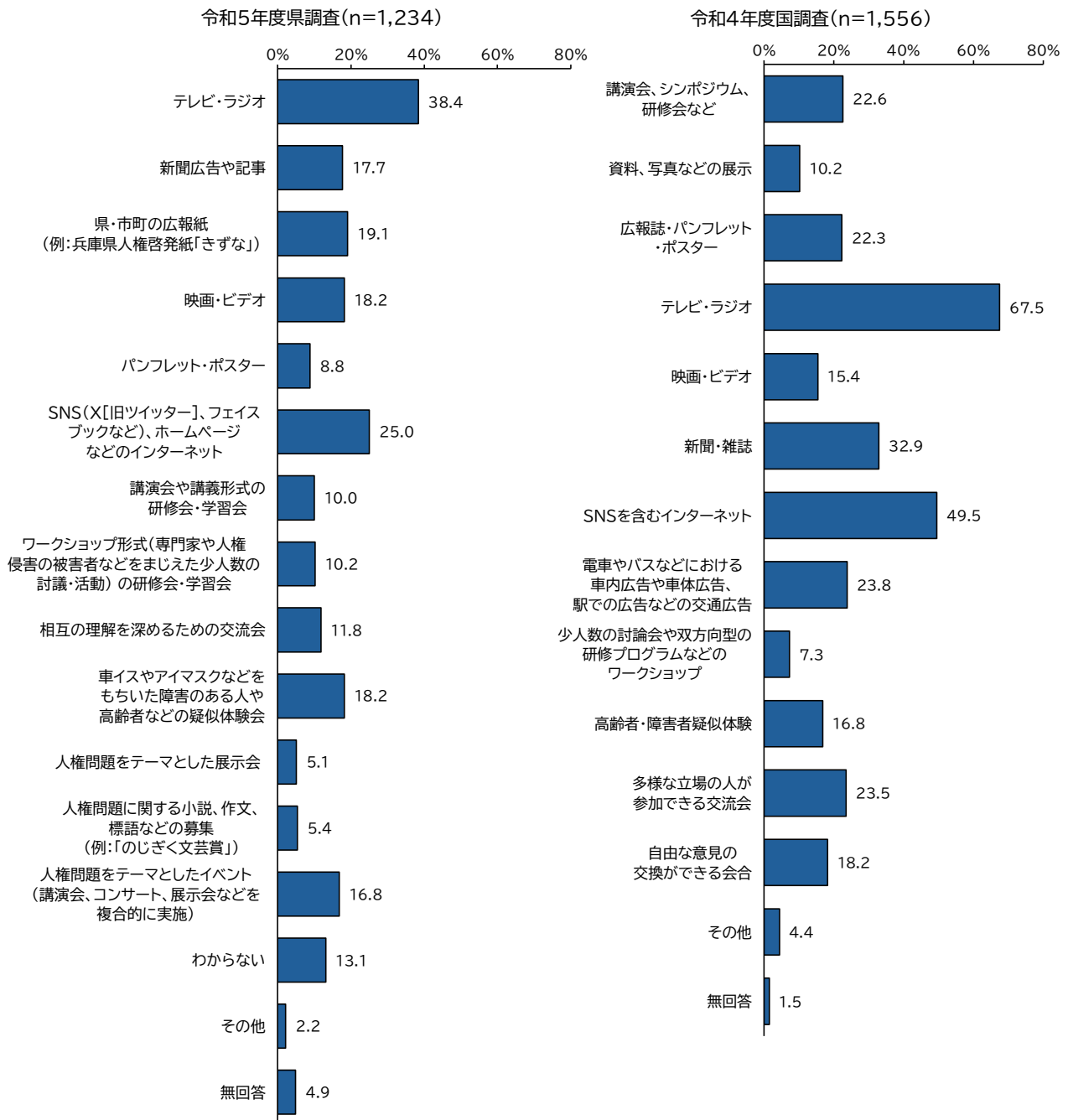
図表 29-3 効果的と思われる人権啓発活動 年齢別

(単位:%)

(単位: %)												
		n (人)	講演会、講義形式の研修会・学習会	ワークショップ形式(専門家のまじえた少人数の討議・活動)の研修会・学習会	映画、ビデオ	展示会	広報紙、パンフレット、ポスター	インターネット(SNS・ホームページなど)	車いすやアイマスクなどを利用した疑似体験会	人権問題をテーマとしたイベント(講演会・コンサート・展示会などを複合的に実施)	相互の理解を深めるための交流会	その他
全体		1,105	26.1	21.8	23.9	3.5	24.4	35.5	19.7	24.6	22.7	5.0
年齢別	10歳代	48	14.6	18.8	29.2	4.2	25.0	52.1	16.7	16.7	16.7	4.2
	20歳代	98	33.7	22.4	25.5	3.1	26.5	49.0	17.3	15.3	14.3	6.1
	30歳代	123	21.1	18.7	23.6	3.3	15.4	47.2	17.9	18.7	20.3	7.3
	40歳代	158	20.9	19.6	23.4	2.5	20.9	38.0	22.8	17.7	29.7	6.3
	50歳代	197	21.3	23.9	21.8	1.5	22.3	42.6	20.3	26.4	21.3	5.6
	60歳代	179	26.8	23.5	21.8	3.4	27.4	32.4	23.5	30.2	20.1	5.6
	70歳代	175	32.0	21.7	25.7	5.1	26.3	19.4	12.6	32.0	28.6	2.9
	80歳以上	118	35.6	23.7	24.6	6.8	33.1	20.3	25.4	28.8	24.6	0.8
		n (人)	不明・無回答									
全体		1,105	4.2									
年齢別	10歳代	48	0.0									
	20歳代	98	0.0									
	30歳代	123	0.8									
	40歳代	158	3.2									
	50歳代	197	2.0									
	60歳代	179	2.8									
	70歳代	175	9.1									
	80歳以上	118	11.0									

年齢別でみると、70歳代は「講演会、講義形式の研修会・学習会」と「人権問題をテーマとしたイベント(講演会・コンサート・展示会などを複合的に実施)」、80歳以上は「講演会、講義形式の研修会・学習会」、その他の年代は「インターネット(SNS・ホームページなど)」が最も高くなっています。

図表 29-4 効果的と思われる人権啓発活動 他調査結果



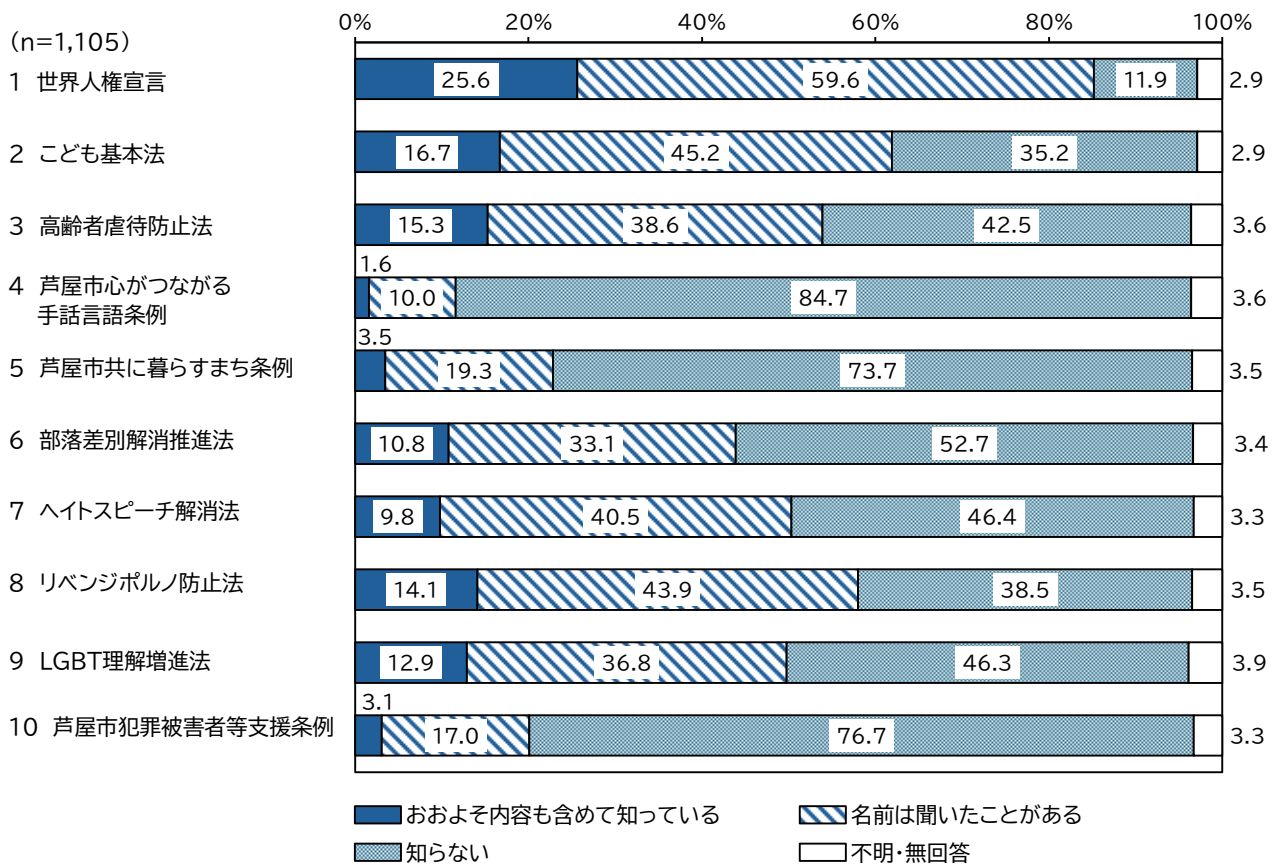
令和5年度県調査は、「テレビ・ラジオ」が38.4%で最も高く、次いで「SNS(X[旧ツイッター]、フェイスブックなど)、ホームページなどのインターネット」が25.0%、「県・市町の広報紙(例:兵庫県人権啓発紙「きずな」)」が19.1%となっています。

令和4年度国調査は、「テレビ・ラジオ」が67.5%で最も高く、次いで「SNSを含むインターネット」が49.5%、「新聞・雑誌」が32.9%となっています。

問 30

あなたは、次にあげる法令などについて、名前を見聞きしたり、内容を知っていますか。

図表 30-1 人権に関する条約・法令等の認知度



人権に関する条約・法令等の認知度について、『知っている』（「おおよそ内容も含めて知っている」と「名前は聞いたことがある」の合計）は、「世界人権宣言」が85.2%で最も高く、次いで「こども基本法」が61.9%、続いて「リベンジポルノ防止法」が58.0%となっています。

図表 30-2-1 人権に関する条約・法令等の認知度 性別・年齢別

(単位:%)

		n (人)	1 世界人権宣言 (1948年)				2 こども基本法 (2023年)			
			含 お め お て よ 知 そ つ 内 容 い も る	こ 名 と 前 が は 聞 る い た	知 ら な い	不 明 ・ 無 回 答	含 お め お て よ 知 そ つ 内 容 い も る	こ 名 と 前 が は 聞 る い た	知 ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体		1,105	25.6	59.6	11.9	2.9	16.7	45.2	35.2	2.9
性別	男性	420	26.9	59.0	11.9	2.1	16.4	45.7	35.2	2.6
	女性	649	24.3	60.2	12.0	3.4	16.8	45.6	34.5	3.1
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0
	回答しない	24	33.3	58.3	4.2	4.2	25.0	29.2	41.7	4.2
年齢別	10歳代	48	43.8	39.6	16.7	0.0	41.7	37.5	20.8	0.0
	20歳代	98	34.7	54.1	11.2	0.0	22.4	39.8	37.8	0.0
	30歳代	123	25.2	58.5	16.3	0.0	19.5	44.7	35.8	0.0
	40歳代	158	20.3	65.2	13.3	1.3	15.2	41.1	43.0	0.6
	50歳代	197	25.4	65.0	8.6	1.0	13.2	50.3	35.5	1.0
	60歳代	179	23.5	60.3	12.8	3.4	13.4	50.3	32.4	3.9
	70歳代	175	22.9	59.4	11.4	6.3	16.0	45.7	30.9	7.4
	80歳以上	118	26.3	55.9	8.5	9.3	14.4	43.2	34.7	7.6

(単位:%)

		n (人)	3 高齢者虐待防止法 (2006年)				4 芦屋市心がつながる手話言語条例 (2017年)			
			含 お め お て よ 知 そ つ 内 容 い も る	こ 名 と 前 が は 聞 る い た	知 ら な い	不 明 ・ 無 回 答	含 お め お て よ 知 そ つ 内 容 い も る	こ 名 と 前 が は 聞 る い た	知 ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体		1,105	15.3	38.6	42.5	3.6	1.6	10.0	84.7	3.6
性別	男性	420	14.3	37.4	45.0	3.3	1.2	9.8	86.0	3.1
	女性	649	15.9	39.9	40.4	3.9	2.0	10.0	84.0	4.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	回答しない	24	16.7	25.0	54.2	4.2	0.0	8.3	87.5	4.2
年齢別	10歳代	48	22.9	37.5	39.6	0.0	4.2	10.4	85.4	0.0
	20歳代	98	20.4	37.8	41.8	0.0	1.0	6.1	92.9	0.0
	30歳代	123	13.8	35.0	50.4	0.8	0.0	3.3	96.7	0.0
	40歳代	158	13.3	43.0	42.4	1.3	1.3	7.0	91.1	0.6
	50歳代	197	14.7	41.1	42.6	1.5	0.5	7.6	90.9	1.0
	60歳代	179	16.2	39.1	40.2	4.5	2.8	11.7	82.1	3.4
	70歳代	175	13.7	38.9	40.0	7.4	0.6	16.0	76.0	7.4
	80歳以上	118	14.4	33.1	41.5	11.0	5.1	16.1	63.6	15.3

図表 30-2-2 人権に関する条約・法令等の認知度 性別・年齢別

(単位:%)

		n (人)	5 芦屋市共に暮らしまち条例 (2021年)				6 部落差別解消推進法 (2016年)			
			含 お め お て よ 知 そ つ 内 容 い も る	こ 名 と 前 が は 聞 か る い た	知 ら な い	不 明 ・ 無 回 答	含 お め お て よ 知 そ つ 内 容 い も る	こ 名 と 前 が は 聞 か る い た	知 ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体		1,105	3.5	19.3	73.7	3.5	10.8	33.1	52.7	3.4
性別	男性	420	3.3	18.6	74.8	3.3	12.4	35.7	49.0	2.9
	女性	649	3.4	19.4	73.3	3.9	9.2	31.6	55.2	4.0
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	66.7	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0
	回答しない	24	4.2	20.8	75.0	0.0	12.5	33.3	54.2	0.0
年齢別	10歳代	48	4.2	29.2	66.7	0.0	27.1	22.9	50.0	0.0
	20歳代	98	2.0	9.2	88.8	0.0	16.3	23.5	60.2	0.0
	30歳代	123	2.4	9.8	87.8	0.0	8.9	34.1	56.9	0.0
	40歳代	158	3.2	13.3	82.9	0.6	8.9	34.8	55.7	0.6
	50歳代	197	2.0	19.3	77.7	1.0	9.1	30.5	59.4	1.0
	60歳代	179	4.5	21.8	70.9	2.8	5.6	36.9	54.2	3.4
	70歳代	175	4.0	25.1	61.1	9.7	13.1	37.1	41.7	8.0
	80歳以上	118	5.9	28.0	54.2	11.9	11.0	33.9	42.4	12.7

(単位:%)

		n (人)	7 ヘイトスピーチ解消法 (2016年)				8 リベンジボルノ防止法 (2014年)			
			含 お め お て よ 知 そ つ 内 容 い も る	こ 名 と 前 が は 聞 か る い た	知 ら な い	不 明 ・ 無 回 答	含 お め お て よ 知 そ つ 内 容 い も る	こ 名 と 前 が は 聞 か る い た	知 ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体		1,105	9.8	40.5	46.4	3.3	14.1	43.9	38.5	3.5
性別	男性	420	11.0	44.5	42.1	2.4	14.5	49.3	33.6	2.6
	女性	649	8.6	37.9	49.3	4.2	13.6	40.8	41.3	4.3
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	66.7	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0
	回答しない	24	20.8	50.0	29.2	0.0	20.8	37.5	41.7	0.0
年齢別	10歳代	48	20.8	41.7	37.5	0.0	18.8	29.2	52.1	0.0
	20歳代	98	16.3	25.5	58.2	0.0	18.4	44.9	36.7	0.0
	30歳代	123	8.1	48.8	43.1	0.0	17.1	54.5	27.6	0.8
	40歳代	158	9.5	43.0	46.8	0.6	19.6	52.5	27.2	0.6
	50歳代	197	11.7	46.2	41.6	0.5	18.8	53.3	27.4	0.5
	60歳代	179	8.4	42.5	46.4	2.8	12.3	48.0	36.9	2.8
	70歳代	175	5.7	40.6	44.6	9.1	7.4	32.0	52.0	8.6
	80歳以上	118	6.8	28.8	52.5	11.9	3.4	22.0	61.0	13.6

図表 30-2-3 人権に関する条約・法令等の認知度 性別・年齢別

(単位:%)

		n (人)	9 LGBT理解増進法 (2023年)				10 芦屋市犯罪被害者等支援条例 (2016年)			
			含 め お お て よ 知 つ て 内 容 も る	こ と が あ る は 聞 い た	知 ら な い	不 明 ・ 無 回 答	含 め お お て よ 知 つ て 内 容 も る	こ と が あ る は 聞 い た	知 ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体		1,105	12.9	36.8	46.3	3.9	3.1	17.0	76.7	3.3
性別	男性	420	15.7	37.9	43.3	3.1	3.1	16.4	77.6	2.9
	女性	649	10.8	36.4	48.2	4.6	2.8	17.6	76.0	3.7
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	回答しない	24	20.8	41.7	37.5	0.0	4.2	12.5	83.3	0.0
年齢別	10歳代	48	33.3	33.3	33.3	0.0	6.3	16.7	77.1	0.0
	20歳代	98	21.4	33.7	44.9	0.0	4.1	11.2	84.7	0.0
	30歳代	123	12.2	44.7	43.1	0.0	0.0	9.8	90.2	0.0
	40歳代	158	15.2	41.8	40.5	2.5	3.2	10.8	85.4	0.6
	50歳代	197	16.2	39.6	43.7	0.5	1.0	17.8	80.2	1.0
	60歳代	179	8.4	38.0	50.8	2.8	3.4	19.0	74.9	2.8
	70歳代	175	6.9	30.9	53.1	9.1	3.4	24.0	65.1	7.4
	80歳以上	118	5.9	29.7	50.0	14.4	5.9	22.9	58.5	12.7

14. 人権問題についての自由意見

	最後に、人権問題についてご意見がありましたら、自由にご記入ください。
--	------------------------------------

人権問題について、198人から自由記述による回答があり、下表の通り分類・集計しました。
 なお、1人の回答が複数の内容にわたる場合は、複数回答として、それぞれの内容に分類しています。

人権問題についての自由意見

具体的内容	件数 (件)
人権教育について	22
人権問題に関する啓発活動について	9
人権擁護・差別解消への積極的意見	14
人権協調への反発・人権啓発過剰論	1
女性に関する問題	13
こどもに関する問題	9
高齢者に関する問題	13
障がいのある人に関する問題	10
同和問題(部落差別)	10
日本で暮らす外国人に関する問題	8
LGBTQなどの性的少数者に関する問題	10
インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題	4
刑を終えて出所した人に対する差別の問題	1
マスコミによる過剰報道の問題	6
働く人の権利に関する問題	6
ハラスメントによる人権侵害の問題	8
人権に関するその他の意見	26
本アンケートに関する意見	27
行政への要望	31
その他	48
合計	276

第3章 調査結果のまとめ

1. 人権全般に関することからについて

○(問1)人権を身近に感じる程度については、『身近に感じる』(「ひじょうに身近に感じる」と「ある程度身近に感じる」の合計)の割合は54.2%で、平成26年度調査から増加傾向にあり、令和5年度県調査よりも高くなっています(図表1-1、図表1-2)。

○(問2)①日本の社会は人権が尊重されているかについては、『そう思う』(「そう思う」と「どちらかといえば思う」の合計)の割合は49.5%となっています。令和元年度調査との大きな差はみられません(図表2①-1)。

②芦屋市では人権が尊重されているかについては、『そう思う』の割合は52.3%となっています。令和元年度調査との大きな差はみられません(図表2②-1)。

③芦屋市民の人権意識は高くなっているかについては、『そう思う』の割合は34.5%で、令和元年度調査よりも高くなっています。

また、「どちらとも言えない」の割合が令和元年度調査より低くなっています(図表2③-1)。

○(問3)人権を侵害された経験については、「ない」の割合が69.6%、「ある」が28.6%となっています。令和元年度調査との大きな差はみられません(図表3-1)。

(問3-1)受けた人権侵害の内容については、令和元年度調査と比較すると、「学校園でのいじめや体罰」の割合が大きく減少しており、「差別待遇(信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い)」が大きく増加しています(図表3-1-1)。

(問3-2)人権が侵害されたときの対処については、令和元年度調査と比較すると、「何もできなかった」、「何もしなかった」の割合が大きく減少しています(図表3-2-1)。

○(問4)今後人権が侵害された場合の対処については、「家族、親類に相談する」が38.7%で最も高く、次いで「公的機関(法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口)に相談する」が16.7%、「友達、同僚、上司、教師に相談する」が14.2%の順で割合が高くなっています(図表4-1)。

○(問5)関心のある人権問題については、「インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題」の割合が46.3%で最も高く、次いで「マスコミによる過剰報道の問題」が46.1%、「女性に関する問題」が40.2%となっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題」の割合が大きく増加しており、「子どもに関する問題」、「ひとり親家庭に関する問題」が大きく減少しています。

他調査と比較すると、選択肢が異なるため注意が必要ですが、「インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題」の割合が令和5年度県調査及び令和4年度国調査同様、最も高い項目となっています(図表5-1、図表5-4、図表5-5)。

2. 女性の人権について

○(問6)女性の人権に関する問題点については、「女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」が39.8%で最も高く、次いで「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」が35.0%、「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方」が32.8%の順で割合が高くなっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方、「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」、「女性が政策や方針の決定に参画する機会が少ない(女性の政治家や管理職が少ない)」、選択肢が令和元年度調査と違うため注意が必要ですが、「女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」の割合が大きく増加しており、「ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者やパートナーからの暴力・暴言など)」が、大きく減少しています(図表6-1)。

○(問7)女性の人権を守るために特に必要なことについては、「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が69.7%で最も高く、次いで「男女平等に関する教育を充実する」が34.9%、「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」が34.0%の順で割合が高くなっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」の割合が大きく増加しています(図表7-1)。

3. こどもの人権について

○(問8)こどもの人権に関する問題点については、「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」が54.5%で最も高く、次いで「こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」が36.0%、「インターネット(SNSなど)を使ったいじめが起きている」が31.3%の順で割合が高くなっており、上位3位は令和元年度調査と同順となっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「保護者がこどもに教育や指導のつもりで体罰をする」、「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」、「こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」、「親の事情などによって、こどもが無国籍や無戸籍になる」の割合が大きく減少しており、選択肢が令和元年度調査と異なるため注意が必要ですが、「教師や保育者(保育施設において、こどもにかかわることを仕事としている人の総称)などによる言葉の暴力や体罰」が大きく増加しています(図表8-1)。

○(問9)こどもの人権を守るために特に必要なことについては、「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」が54.6%で最も高く、次いで「インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる」が34.2%、「学校で、こどもに自分を大切にすることや他人に対する思いやりなどについて教える」が28.1%の順で割合が高くなっています。

また、「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」が令和元年度調査同様、割合が最も高い項目となっています。

さらに、令和元年度調査と比較すると、「家庭で保護者がこどもに教育や指導をする(特に善悪や道德等)」の割合が大きく減少しており、「こどもも独立した権利を持っており、意見を聞くなど尊重する必要があることを大人が認識する」が大きく増加しています(図表9-1)。

4. 高齢者の人権について

○(問10)高齢者の人権に関する問題点については、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」が37.2%で最も高く、次いで「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」が36.5%、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多い」が35.4%の順で割合が高くなっています。

また、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」が令和元年度調査同様、割合が最も高い項目となっています。

さらに、令和元年度調査と比較すると、「高齢者だけでは住宅への入居が難しい」の割合が大きく増加しています(図表10-1)。

○(問11)高齢者の人権を守るために特に必要なことについては、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が52.2%で最も高く、次いで「高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする」が36.1%、「高齢者に関する情報は、わかりやすくきちんと伝わるよう配慮する」が28.1%の順で割合が高くなっており、上位3位の順位は令和元年度調査と同順となっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「高齢者の財産保全、管理のための公的サービスを実施する」の割合が大きく増加しています(図表11-1)。

5. 障がいのある人の人権について

○(問12)障がいのある人の人権に関する問題点については、「働く場所や能力を発揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」が50.3%で最も高く、次いで「障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかったりする」が29.0%、「障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない」が27.3%の順で割合が高くなっています。

また、「働く場所や能力を発揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」が令和元年度調査同様、割合が最も高い項目となっています。

さらに、令和元年度調査と比較すると、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない」の割合が大きく減少しています(図表12-1)。

○(問13)障がいのある人の人権を守るために特に必要なことについては、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が50.2%で最も高く、次いで「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」が36.4%、「医療や福祉のサービスを充実させる」が24.6%の順で割合が高くなっており、上位3位の順位は令和元年度調査と同順となっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」、「障がいのあるなしにかかわらず、交流を進める」の割合が大きく減少しています(図表13-1)。

6. 同和問題(部落差別)について

○(問14)同和問題(部落差別)に関して起きている人権問題については、「インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害」が26.3%で最も高く、次いで「いわゆる同和地区への居住の敬遠」が26.2%、「結婚問題での周囲からの反対」が24.3%の順で割合が高くなっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害」の割合が大きく増加しています(図表14-1)。

○(問15)こどもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応については、「こどもの意志を尊重する」が43.8%で最も高く、次いで「わからない」が19.8%、「親としては反対するが、こどもの意志が強ければしかたがない」が16.0%の順で割合が高くなっており、上位3位の順位は令和元年度調査と同順となっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「こどもの意志を尊重する」の割合が大きく増加しており、「わからない」が大きく減少しています(図表15-1)。

○(問16)同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応については、「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」が38.4%で最も高く、次いで「わからない」が28.2%、「家族や親せきの反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」が17.7%の順で割合が高くなっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「わからない」の割合が大きく減少しており、「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」が大きく増加しています(図表16-1)。

○(問17)同和問題(部落差別)が生じる原因や背景については、「社会全体に残る差別意識」が30.1%で最も高く、次いで「家族や親せきから教えられる偏見・差別意識」が18.0%、「地域の人から伝えられる偏見・差別意識」が12.9%の順で割合が高くなっています。

また、「社会全体に残る差別意識」が令和元年度調査同様、割合が最も高い項目となっています(図表17-1)。

7. 外国人の人権について

○(問18)在住外国人の人権に関する問題点については、「言葉の違いで情報が伝わりにくい」が38.5%で最も高く、次いで「文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい」が29.0%、「外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない」が21.0%の順で割合が高くなっており、上位3位の順位は令和元年度調査と同順となっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「ヘイトスピーチ(特定の人種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること)によるいやがらせなどがある」の割合が大きく増加しています(図表18-1)。

○(問19)在住外国人の人権を守るために特に必要なことについては、「日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる」が40.8%で最も高く、次いで「外国人が日本語を学べる機会をつくる」が34.8%、「外国人の労働環境を見直す」が32.9%の順で割合が高くなっています。

また、「日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる」が令和元年度調査同様、割合が最も高くなっています(図表19-1)。

8. 情報化などに伴う人権侵害について

○(問20)インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点については、「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載」が68.2%で最も高く、次いで「不正アクセスのような行為による個人情報の流出」が36.5%、「いったん流れた情報の修正や回収の困難さ」が35.5%の順で割合が高くなっています。

また、「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載」が令和元年度調査同様、割合が最も高い項目となっており、選択肢が令和元年度調査と違うため注意が必要ですが、令和5年度県調査及び令和4年度国調査でも同様に、最も高い項目となっています(図表20-1、図表20-4)。

○(問21)インターネット上で人権侵害を見たときの対応については、「そのような投稿やWEBページは、見ずに無視する」が41.4%で最も高く、次いで「自分とかかわりがないので、特に何もしない」が20.2%、「誹謗中傷する投稿やWEBページは見たことがない」が12.5%の順で割合が高くなっており、上位3位の順位は令和5年度県調査と同順となっています(図表21-1、図表21-2)。

○(問22)インターネットによる人権問題を解決するために特に必要なことについては、「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が56.8%で最も高く、次いで「プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する」が51.0%、「発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための法整備を進める」が49.3%の順で割合が高くなっています。

また、「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が令和5年度県調査同様、割合が最も高い項目となっています(図表22-1、図表22-3)。

9. LGBTQなどの性的少数者の人権について

○(問23)LGBTQなどの性的少数者の人権に関する問題点については、「差別的な言動をされる」が38.5%で最も高く、次いで「職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける」が29.9%、「LGBTQなどの性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない」が27.0%の順で割合が高くなっています。

また、「差別的な言動をされる」が令和元年度調査同様、割合が最も高い項目となっています。

さらに、令和元年度調査と比較すると、「LGBTQなどの性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない」、「わからない」が、大きく減少しています(図表23-1)。

○(問24)LGBTQなどの性的少数者だと打ち明けられた場合の反応については、「抵抗を感じない」が25.5%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が21.3%、「どちらかといえば抵抗を感じない」が18.2%の順で割合が高くなっています。

また、令和5年度県調査と比較すると、「抵抗を感じない」の割合が令和5年度県調査より高くなっています(図表24-1、図表24-3)。

○(問25)LGBTQなどの性的少数者の人権問題を解決するために特に必要なことについては、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる」が47.0%で最も高く、次いで「公共施設や学校などのトイレや更衣室について利用しやすい環境を整備すること」が33.9%、「LGBTQなどの性的少数者の人権を擁護する法律や条例の整備を進める」が30.3%の順で割合が高くなっています。

また、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる」が令和5年度県調査同様、最も割合が高い項目となっています(図表25-1、図表25-3)。

10. ハンセン病患者・回復者及び家族の人権について

○(問26)ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する問題点については、「偏見による差別的な言動」が43.3%で最も高く、次いで「怖い病気であるという誤解」が43.0%、「ハンセン病療養所の外で、自立した生活を営むのが困難なこと」が30.8%の順で割合が高くなっています。

また、令和4年度国調査と比較すると、「じろじろ見たり、避けたりすること」、「ハンセン病療養所の外で、自立した生活を営むのが困難なこと」の割合が令和4年度国調査より高くなっています(図表26-1、図表26-3)。

○(問27)ハンセン病患者・回復者及び家族の人権を守るために特に必要なことについては、「ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発」が66.2%で最も高く、次いで「ハンセン病療養所退所者への生活支援」が33.6%、「ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する相談体制の充実」が23.3%の順で割合が高くなっています(図表27-1)。

11. 働く人の人権について

○(問28)働く人の人権に関する問題点については、「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている」が27.1%で最も高く、次いで「長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない」が25.6%、「休暇制度があっても取れないような実態がある」が16.6%の順で割合が高くなっており、上位3位の順位は令和元年度調査と同順となっています(図表28-1)。

12. 人権問題に関する啓発活動について

○(問29)効果的と思われる人権啓発活動については、「インターネット(SNS・ホームページなど)」が35.5%で最も高く、次いで「講演会、講義形式の研修会・学習会」が26.1%、「人権問題をテーマとしたイベント(講演会・コンサート・展示会などを複合的に実施)」が24.6%の順で割合が高くなっています(図表29-1)。

○(問30)人権に関する条約・法令等の認知度について、人権に関する条約・法令等の認知度について、『知っている』(「おおよそ内容も含めて知っている」と「名前は聞いたことがある」の合計)は、「世界人権宣言」が85.2%で最も高く、次いで「こども基本法」が61.9%、続いて「リベンジポルノ防止法」が58.0%の順で割合が高くなっています。

また、「知らない」の割合は、「芦屋市心がつながる手話言語条例」が84.7%で最も高く、次いで「芦屋市犯罪被害者等支援条例」が76.7%、続いて「芦屋市共に暮らすまち条例」が73.7%の順で割合が高くなっています(図表30-1)。

資料

1.調査票

芦屋市人権に関する市民意識調査

日頃から市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この調査は、市民一人ひとりの個性や人権が尊重されるまちづくりを進めるために、「芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」の改定の参考とさせていただくため、皆さまのご意見をお聞きするものです。5年ごとに実施し、今回で5回目の調査です。

市内にお住まいの満16歳以上の方2,500人を無作為に選り、そのお一人として回答をお願いするものです。

調査は無記名でご回答いただき、すべて統計的に数値として集計しますので、個人は特定されません。また、回答内容が外部にもれるなどご迷惑をおかけすることはありません。

調査結果は、令和7年3月頃にホームページなどで公表いたします。

アンケートの趣旨をご理解いただき、ぜひご協力をお願いいたします。

令和6年（2024年）9月

芦屋市長 高島 峻輔

ご回答にあたってのお願い

○「この調査票」か「インターネット」のどちらか一方でご回答ください。
（両方を提出された場合にはインターネットでの回答を優先します。）

1. 回答は、必ずあなた（封筒の宛名ご本人）自身のお考えでお答えください。
2. 「この調査票」で回答する場合は、
 - (1) あてはまる選択肢の番号に○をつけてください（この冊子に直接記入）。
 - (2) 記入後、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、ご返送ください。
（インターネットで回答する場合は返送不要です。）
3. 「インターネット」で回答する場合は、
 - (1) 下記の2次元コードから、ご回答いただけます。
 - (2) 回答には、【ID】と【パスワード】が必要です。
（IDとパスワードで個人は特定されません。）
4. 回答は、9月27日（金）までをお願いいたします。



この調査に関する問い合わせ先 芦屋市 市民生活部 市民室 人権・男女共生課

TEL:0797-38-2055 FAX:0797-38-2175 e-mail: jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp

このアンケートを読むことがむずかしい方へ

- どなたか親しい方に読んでもらって答えてください。
○英語またはふりがな付きのアンケート用紙が必要な方は、ご連絡ください。

Survey on the Human Rights Awareness of Ashiya Citizens

If you need either an English version or a Japanese with *furigana* version of the questionnaire, please contact the office below:

Human Rights and Gender Equality Section

e-mail: jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp

人権全般に関することがらについておたずねします。

問1 あなたは、「人権」ということを、どの程度身近に感じていますか。

(○は1つだけ)

- 1 ひじょうに身近に感じる 2 ある程度身近に感じる 3 どちらとも言えない
4 あまり身近に感じない 5 まったく身近に感じない 6 わからない

問2 次の①～③のそれぞれについて、あなたはどのように思いますか。

① 今の日本の社会は、人権が尊重されていると思いますか。(○は1つだけ)

- 1 そう思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらとも言えない
4 どちらかといえばそう思わない 5 そうは思わない

② 芦屋市では、人権が尊重されていると思いますか。(○は1つだけ)

- 1 そう思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらとも言えない
4 どちらかといえばそう思わない 5 そうは思わない

③ 芦屋市民の人権意識（お互いの人権を尊重する意識）は5～6年前に比べて高くなっていると思いますか。(○は1つだけ)

- 1 そう思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらとも言えない
4 どちらかといえばそう思わない 5 そうは思わない

問3 あなたは、今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

- 1 ある 2 ない → 問4へお進みください。

→ 問3-1 どのような人権侵害でしたか。(○はいくつでも)

- 1 うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた
- 2 市役所や学校園を含む公的機関、企業、団体などによる不当な取扱い（学校園でのいじめや体罰は除く）
- 3 地域での暴力・脅迫・無理強い・仲間はずれ
- 4 パワー・ハラスメント（パワハラ：職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）
- 5 家庭での暴力や虐待
- 6 学校園でのいじめや体罰
- 7 差別待遇（信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い）
- 8 プライバシーの侵害
- 9 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ：性的いやがらせ）
- 10 ストーカー行為
- 11 ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者や恋人・パートナーからの暴力・暴言など）
- 12 インターネット（SNS など）を悪用した人権侵害
- 13 その他（具体的に： _____）

問3-2 人権が侵害されたとき、どうしましたか。(○はいくつでも)

また、1～8を選んだ方は相談することによって、その問題は解決しましたか。
9を選んだ方は、その後どうになりましたか。

- | | | |
|--|----------------|----------------|
| 1 友達、同僚、上司、教師に相談した | → 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 2 家族、親類に相談した | → 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 3 警察に相談した | → 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 4 弁護士に相談した | → 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 5 公的機関（法務局・県庁・市役所、
市民相談窓口や人権擁護委員による
人権相談窓口）に相談した | → 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 6 NPO 法人など民間団体に相談した | → 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 7 職場の相談窓口相談した | → 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 8 相手に抗議した | → 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 9 何もしなかった | → 1 人権侵害はなくなった | 2 その後も人権侵害は続いた |
| 10 何もできなかった | | |
| 11 その他（具体的に：_____） | | |

全員の方におたずねします。

問4 今後もし、あなたが、自分の人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか。(○は1つだけ)

- 1 友達、同僚、上司、教師に相談する
- 2 家族、親類に相談する
- 3 警察に相談する
- 4 弁護士に相談する
- 5 公的機関（法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口）に相談する
- 6 NPO 法人など民間団体に相談する
- 7 職場の相談窓口相談する
- 8 相手に抗議するなど自分で解決する
- 9 何もしない（理由：_____）
- 10 その他（具体的に：_____）
- 11 わからない

問5 日本の社会には、人権に関するいろいろな問題がありますが、あなたが特に興味を持っているのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

1 女性に関する問題	2 こどもに関する問題
3 高齢者に関する問題	4 障がいのある人に関する問題
5 同和問題（部落差別）	6 日本で暮らす外国人に関する問題
7 エイズ患者・HIV（エイズ・ウイルス）感染者に関する問題	8 新型コロナウイルス感染症の感染者・医療従事者やその家族に関する問題
9 ハンセン病患者・回復者及び家族に関する問題	10 犯罪被害者に関する問題
11 LGBTQ（※）などの性的少数者に関する問題	12 インターネット（SNS など）による人権侵害の問題
13 ホームレスの人に関する問題	14 北朝鮮拉致被害者に関する問題
15 刑を終えて出所した人に対する差別の問題	16 アイヌの人々に関する問題
17 人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）に関する問題	18 ひとり親家庭に関する問題
19 マスコミによる過剰報道の問題	20 風評にもとづく偏見や差別など災害に伴う人権侵害の問題
21 働く人の権利に関する問題	22 ハラスメントによる人権侵害の問題

※LGBTQとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クイアやクエスチョニングの頭文字をとったもので、一般的には性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称として使われます。

女性の人権についておたずねします。

問6 女性に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方
- 2 昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い
- 3 女性の社会参画のための環境や支援制度の不備
- 4 女性が政策や方針の決定に参画する機会が少ない(女性の政治家や管理職が少ない)
- 5 ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者やパートナーからの暴力・暴言など)
- 6 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ:性的いやがらせ)
- 7 マタニティ・ハラスメント(マタハラ:職場での妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いなど)
- 8 ストーカー行為、痴漢、わいせつ行為などの性犯罪
- 9 売春買春(いわゆる「援助交際」を含む)
- 10 アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化等
- 11 女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること
- 12 その他(具体的に: _____)
- 13 わからない

問7 あなたは、女性の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 女性のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる
- 2 女性の人権を守るための啓発広報活動等を充実させる
- 3 女性が働きやすい社会の仕組みを作る
- 4 公的機関や企業が一定の割合で女性を登用する
- 5 ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する
- 6 男女平等に関する教育を充実する
- 7 マスコミ等が紙面・番組・広告等の内容に配慮する
- 8 その他(具体的に: _____)
- 9 わからない

こどもの人権についておたずねします。

問 8 こどもに関することがらで、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 保護者がこどもに教育や指導のつもりで体罰をする
- 2 保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする
- 3 保護者が勝手にこどもの机の引出しをあけたり、日記を見たりなどプライバシーを侵害する
- 4 教師や保育者（保育施設において、こどもにかかわることを仕事としている人の総称）などによる言葉の暴力や体罰
- 5 こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする
- 6 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
- 7 学校や地域の状況、社会の変化に合わない、不合理な校則が残っている
- 8 インターネット（SNS など）を使ったいじめが起きている
- 9 学校や就職先の選択などについて、大人がこどもの意見を無視する
- 10 テレビ・ビデオ・インターネット（SNS など）・ゲーム・雑誌などで性情報や暴力的描写が氾濫している
- 11 親の事情などによって、こどもが無国籍や無戸籍になる
- 12 児童買春やこどものヌード写真・映像を商品化する
- 13 貧困のために進学や就職が困難になったり、健康な生活ができなかったりする
- 14 日常的に家事や家族の世話を余儀なくされているこども（ヤングケアラー）が、学校生活や進学・就職などに支障をきたしている
- 15 その他（具体的に：_____）
- 16 わからない

問 9 あなたは、こどもの人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 こどものための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる
- 2 こどもの人権を守るための啓発広報活動等を充実させる
- 3 いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える
- 4 インターネット（SNS など）の正しい活用など情報モラル教育を充実させる
- 5 保護者や教師の人権意識を高める
- 6 学校で、こどもに自分を大切にすることや他人に対する思いやりなどについて教える
- 7 家庭内の人間関係において、お互いの人権を大切にすること
- 8 家庭で保護者がこどもに教育や指導をする（特に善悪や道徳等）
- 9 こどもも独立した権利を持っており、意見を聞くなど尊重する必要があることを大人が認識する
- 10 マスコミ等が紙面・番組等の内容に配慮し、企業等がゲームソフトなど内容・販売に配慮する
- 11 こどもやその家庭が孤立しないよう地域で支援をする
- 12 その他（具体的に：_____）
- 13 わからない

高齢者の人権についておたずねします。

問 10 高齢者に関することがらで、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない
- 2 病院や福祉施設において虐待や不適切な対応を受けたりする
- 3 高齢者を邪魔者扱いし、高齢者の意見や行動を尊重しない
- 4 家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けたりする
- 5 情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない
- 6 道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない
- 7 高齢者だけでは住宅への入居が難しい
- 8 悪徳商法や詐欺などによる被害が多い
- 9 家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない
- 10 その他(具体的に: _____)
- 11 わからない

問 11 あなたは、高齢者の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 高齢者のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる
- 2 高齢者の人権を守るための啓発広報活動等を充実させる
- 3 高齢者が自立して生活しやすい環境にする
- 4 病院での看護や、福祉施設での介護等の対応を改善する
- 5 高齢者の就職機会を増やしたり、労働環境を改善したりする
- 6 高齢者に関する情報は、わかりやすくきちんと伝わるよう配慮する
- 7 高齢者と他の世代との交流を進める
- 8 高齢者の財産保全、管理のための公的サービスを実施する
- 9 高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする
- 10 高齢者のための交流の場をつくる
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 わからない

障がいのある人の人権についておたずねします。

問 12 障がいのある人に関することがらで、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 働く場所や能力を発揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない
- 2 医療や福祉のサービスが十分でない
- 3 学校や職場などで不利な扱いを受ける
- 4 障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかったりする
- 5 情報を分かりやすい形にして伝える配慮が足りない
- 6 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない
- 7 スポーツ活動や文化活動に参加できる機会が少ない
- 8 障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない
- 9 障害者差別解消法の内容や目的が十分に理解されていない
- 10 その他(具体的に: _____)
- 11 わからない

問 13 あなたは、障がいのある人の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 障がいのある人のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる
- 2 障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発広報活動等を充実させる
- 3 医療や福祉のサービスを充実させる
- 4 障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする
- 5 障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する
- 6 障がいのある人へ情報を提供する機会を増やす
- 7 障がいのあるなしにかかわらず、交流を進める
- 8 障がいの特性に応じた教育を充実させる
- 9 障がいのあるなしにかかわらず、みんなが同じ場で共に学ぶことができる教育(インクルーシブ教育)を充実させる
- 10 一人ひとりが「社会的障壁」(バリア)を取り除くために必要となる配慮(合理的配慮)を提供する
- 11 障がいのある人の財産保全、管理のための公的サービスを実施する
- 12 その他(具体的に: _____)
- 13 わからない

同和問題（部落差別）についておたずねします。

問 14 同和問題（部落差別）に関して、あなたは、今どのような人権問題が起きていると思いますか。（○は3つまで）

- 1 差別的な言動
- 2 差別的な落書き
- 3 インターネット（SNS など）を悪用した人権侵害
- 4 就職・職場での差別・不利な扱い
- 5 結婚問題での周囲からの反対
- 6 身元調査を実施すること
- 7 地域の活動や付き合いでの差別・不利な扱い
- 8 いわゆる同和地区への居住の敬遠
- 9 特に起きているとは思わない
- 10 同和問題（部落差別）を知らない
- 11 その他（具体的に：_____）
- 12 わからない

問 15 あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。（○は1つだけ）

- 1 反対する理由にはならないので、当然結婚を認める
- 2 こどもの意志を尊重する
- 3 周囲の反対があってもこどもを応援する
- 4 親としては反対するが、こどもの意志が強ければしかたがない
- 5 家族や親せきの反対があれば、結婚を認めない
- 6 絶対に結婚を認めない
- 7 その他（具体的に：_____）
- 8 わからない

問 16 あなたが同和地区の人と、結婚しようとしたとき、家族や親せきから強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。（○は1つだけ）

- 1 家族や親せきの反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する
- 2 説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する
- 3 家族や親せきの反対があれば結婚しない
- 4 その他（具体的に：_____）
- 5 わからない

問 17 同和問題（部落差別）が生じる原因や背景として、あなたが一番思い当たるのは次のどれですか。（○は1つだけ）

- 1 家族や親せきから教えられる偏見・差別意識
- 2 地域の人から伝えられる偏見・差別意識
- 3 職場などで伝えられる偏見・差別意識
- 4 社会全体に残る差別意識
- 5 学習する機会の不十分さ
- 6 学校での人権教育の不十分さ
- 7 行政の人権問題の啓発の不十分さ
- 8 インターネット（SNS など）による差別の助長につながる情報の書き込み
- 9 同和問題（部落差別）を知らない
- 10 その他（具体的に：_____）
- 11 わからない

芦屋市では、人権啓発映画会
「ふれ愛シネサロン」を実施
しています。

詳しくはこちらから



外国人の人権についておたずねします。

問 18 日本に居住している外国人に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 入学・学校で不利な扱いを受ける
- 2 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3 働く場所や能力を発揮する機会が少ない
- 4 住宅の申込みや入居で不利な扱いを受ける
- 5 文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい
- 6 施設などに外国語表記が少ない
- 7 言葉の違いで情報が伝わりにくい
- 8 外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない
- 9 外国人の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない
- 10 ヘイトスピーチ（特定の人種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること）によるいやがらせなどがある
- 11 その他（具体的に：_____）
- 12 わからない

問 19 あなたは、日本に居住している外国人の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 外国人のための相談所や電話相談を充実させる（いくつかの言語で対応できる等）
- 2 違いを認めあう意識を高めるための啓発広報活動等を充実させる
- 3 外国人の労働環境を見直す
- 4 日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる
- 5 施設などに外国語表記を増やしていく
- 6 外国人を支援する民間ボランティア団体を支援する
- 7 外国人が日本語を学べる機会をつくる
- 8 その他（具体的に：_____）
- 9 わからない

情報化などに伴う人権侵害についておたずねします。

問 20 インターネットを悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 他人へのひどい悪口（^{ひぼう}誹謗中傷）や差別的な表現などの掲載
- 2 事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること
- 3 不正アクセスのような行為による個人情報の流出
- 4 犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなど
- 5 ポルノ画像など有害なホームページ
- 6 悪徳商法によるインターネット取引での被害
- 7 いったん流れた情報の修正や回収の困難さ
- 8 ヘイトスピーチ（特定の人種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること）など差別を助長するような情報の掲載
- 9 プライバシーに関する情報の第三者による無断掲載
- 10 リベンジポルノ（元交際相手の性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、仕返しのためにインターネットの掲示板や SNS などに公表する行為）が行われていること
- 11 その他（具体的に：_____）
- 12 わからない

問 21 インターネット上で他人を^{ひぼう}誹謗中傷するなど、人権侵害と思われるような投稿や WEB ページを見たとき、あなたはどのようにしますか。(〇は1つだけ)

- 1 自分とかかわりがないので、特に何もしない
- 2 そのような投稿や WEB ページは、見ずに無視する
- 3 自分にかかわりがあれば、反対意見を書き込む
- 4 自分にかかわりがなくても、反対意見を書き込む
- 5 自分にかかわりがあれば、プロバイダまたは関係機関に知らせる
- 6 自分にかかわりがなくても、プロバイダまたは関係機関に知らせる
- 7 ^{ひぼう}誹謗中傷する投稿や WEB ページは見たことがない
- 8 その他（具体的に：_____）
- 9 わからない

問 22 あなたは、インターネットによる人権問題を解決するために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談や支援体制を充実させる
- 2 インターネット利用者に対する個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を行う
- 3 プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する
- 4 ^{ふとう}不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する
- 5 発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための法整備を進める
- 6 表現の自由に関する問題であり、対策は慎重に行う
- 7 その他（具体的に：_____）
- 8 わからない

LGBTQ などの性的少数者の人権についておたずねします。

問 23 LGBTQ などの性的少数者に関することがらで、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける
- 2 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3 差別的な言動をされる
- 4 賃貸住宅などへの入居を拒否される
- 5 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否される
- 6 じろじろ見られたり、避けられたりする
- 7 LGBTQ などの性的少数者であることを本人の承諾なしに第三者に伝える（アウティングという）
- 8 LGBTQ などの性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない
- 9 その他（具体的に：_____）
- 10 わからない

問 24 家族や親しい人から LGBTQ などの性的少数者だと打ち明けられた場合、あなたはどのように感じますか。(○は1つだけ)

- 1 抵抗を感じる
- 2 どちらかといえば抵抗を感じる
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえば抵抗を感じない
- 5 抵抗を感じない
- 6 わからない

問 25 あなたは、LGBTQ などの性的少数者の人権問題を解決するために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる
- 2 相談や支援体制を充実させる
- 3 LGBTQ などの性的少数者の人権を擁護する法律や条例の整備を進める
- 4 パートナーシップ宣誓制度（※）等をより多くの自治体で設ける
- 5 公共施設や学校などのトイレや更衣室について利用しやすい環境を整備すること
- 6 公共機関の申請書やアンケートの性別記載欄について配慮を行う
- 7 その他（具体的に：_____）
- 8 わからない

※パートナーシップ宣誓制度…LGBTQ などの性的少数者を含め、カップルがお互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓するもの。

ハンセン病患者・回復者及び家族の人権についておたずねします。

問 26 ハンセン病患者・回復者及び家族に関することがらで、人権の尊重という点からみてあなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 じろじろ見たり、避けたりすること
- 2 ハンセン病療養所の外で、自立した生活を営むのが困難なこと
- 3 偏見による差別的な言動
- 4 賃貸住宅などへの入居が困難になること
- 5 旅館、ホテル等における不当な扱い
- 6 怖い病気であるという誤解
- 7 その他(具体的に: _____)
- 8 わからない

問 27 あなたは、ハンセン病患者・回復者及び家族の人権を守るために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発
- 2 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する相談体制の充実
- 3 医療関係者や福祉関係者の理解を促進する取組
- 4 ハンセン病療養所退所者への生活支援
- 5 ハンセン病患者・回復者及び家族に対する補償金等の支給
- 6 その他(具体的に: _____)
- 7 わからない

働く人の人権についておたずねします。

問 28 働く人の人権について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は1つだけ)

- 1 長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない
- 2 休暇制度があっても取れないような実態がある
- 3 非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている
- 4 賃金不払い残業(サービス残業)がある
- 5 職場内でパワハラ、セクハラなどのハラスメントがある
- 6 その他(具体的に: _____)
- 7 わからない

人権問題に関する啓発活動についておたずねします。

問 29 あなたは、人権啓発を進めるためには、どのような啓発活動が効果的だと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 講演会、講義形式の研修会・学習会
- 2 ワークショップ形式（専門家をまじえた少人数の討議・活動）の研修会・学習会
- 3 映画、ビデオ
- 4 展示会
- 5 広報紙、パンフレット、ポスター
- 6 インターネット（SNS・ホームページなど）
- 7 車いすやアイマスクなどを用いた障がいのある人や高齢者などの疑似体験会
- 8 人権問題をテーマとしたイベント（講演会・コンサート・展示会などを複合的に実施）
- 9 相互の理解を深めるための交流会
- 10 その他（具体的に：_____）

問 30 あなたは、次にあげる法令などについて、名前を見聞きしたり、内容を知っていたりしますか。

	1	2	3
	て 知 っ て い る	あ る 名 前 は 聞 い た こ と が	知 ら な い
1 世界人権宣言（1948 年）	1	2	3
2 こども基本法（2023 年）	1	2	3
3 高齢者虐待防止法（2006 年）	1	2	3
4 芦屋市心がつながる手話言語条例（2017 年）	1	2	3
5 芦屋市共に暮らすまち条例（2021 年）	1	2	3
6 部落差別解消推進法（2016 年）	1	2	3
7 ヘイトスピーチ解消法（2016 年）	1	2	3
8 リベンジポルノ防止法（2014 年）	1	2	3
9 L G B T 理解増進法（2023 年）	1	2	3
10 芦屋市犯罪被害者等支援条例（2016 年）	1	2	3

あなたご自身のことについてお聞かせください。

F 1 あなたの性別は。

1 男性 2 女性 3 1・2に当てはまらない 4 回答しない

F 2 あなたの年齢は。(令和6年9月1日現在)

1 10歳代 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
5 50歳代 6 60歳代 7 70歳代 8 80歳以上

◆最後に、人権問題についてご意見がありましたら、自由にご記入ください。

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに9月27日(金)までに郵便ポストに投函してください。

人権擁護委員が
人権のご相談に応じます。

要予約

毎月第2・4火曜日
午後1時～午後4時
(一人あたり1時間)
TEL：0797-38-2055



芦屋市人権に関する市民意識調査報告書

令和 7 年 3 月発行

芦屋市 市民生活部 市民室 人権・男女共生課

〒659-0064

兵庫県芦屋市精道町 8 番 20 号

電 話：0797-38-2055

F A X：0797-38-2175